

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
188	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、豊岡市、和歌山県、鳥取県、徳島県	市町村運営有償運送におけるIT機器等を活用した運行管理の実施	IT点呼が認められている営業所を有する一般旅客自動車運送事業者に運行もしくは運行管理を委託する市町村運営有償運送については、IT点呼の実施を認めること。	【現状】市町村運営有償運送において安全運転のための点呼は、運行管理者が運転者に対して対面で実施することが求められている。一方、一般旅客自動車運送においては、一定の要件を満たせばモニター等の機器を活用したIT点呼が実施可能となった。 【支障事例】自家用有償旅客運送を実施している地域の多くは、採算性の問題から一般旅客自動車運送事業者によることが困難な地域であり、必然的に営業所が存在していない地域である。市が一般旅客自動車運送事業者に運行もしくは運行管理を委託し、その管理の下で地域住民が運行を行う場合は、事業者がIT点呼を認められていても、運転手は点呼のために遠方の営業所まで赴く必要がある。これが地域内で運転手を確保する際の支障となり、運行経費増加の要因となっている。	国土交通省	南あわじ市	○過疎地域の実情等を鑑みるとIT点呼の実施は必要であると思われる。 ○当市においても、本年度よりNPOを運行主体として自家用有償旅客運送を開始しているが、山間部の集落に点在する運転手(地域住民)が運行を行う際に遠方の営業所まで赴き対面点呼を受けることは大きな負担となっている。今後過疎地等において事業を継続していくためには、本制度の改正は有意義である。
189	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、三田市、和歌山県、徳島県	自家用自動車で行う高齢者移動ボランティア活動に要する保険料の収受可能化	交通不便地または交通空白地において、市町の認める高齢者移動ボランティア団体が、地域公共交通会議に報告の上で行う自家用無償運送に限り、ボランティア保険料(自動車乗車中の事故に対する保険を含む)を無償運送の範囲内で収受できる経費とすること。	【現状】自家用自動車で高齢者移動ボランティア活動を行う場合、①ガソリン代、②道路使用料、③駐車場代については実費として、道路運送法の許可・登録なく無償運送の範囲内で収受できる。しかし、協賛金、保険料、カンパなど運送と直接関係のない名称で利用者から収受する場合であっても、運送による反対給付との関係があると国が認めるときは、収受する金額がたとえ少額でも道路運送法の自家用有償運送の許可又は登録が必要とされている。 【支障事例】過疎地や交通空白地以外の地域においても、バス等の公共交通機関の利用が困難な高齢者が増えつつある。高齢者の外出を支える柔軟な対策が急務となるなか、地域の受け皿やボランティア活動組織の熟度によっては、当初から自家用有償運送による運行を実施するのではなく、段階的に導入できる新たな枠組みが必要となる。地域ボランティアによる自家用無償運送は、自家用有償運送と同様、公共交通を補完する有効な手段である。平成30年6月に、三田市において地域ボランティアによる自家用無償運送を開始した。事故時の保障に備えてボランティア保険に加入することが望ましいが、ボランティア保険料については自家用有償運送の登録を受けなければ収受できないことから、ボランティアの個人負担となり、活動を継続する上で支障となっている。平成30年3月の通達によって明確化された規制の趣旨を踏まえても、ボランティア保険料が一律に無償運送では収受できない金銭に該当するとは必ずしも言えないと考えられるため、地域における実情を踏まえた通達の見直しを求める。	国土交通省	川崎市、上越市、浜松市、能勢町、南あわじ市、うきは市	○当市では、交通空白地帯において交通弱者や買い物弱者を対象としたボランティアによる移送支援を予定しているが、送迎サービスに対するガソリン代、道路使用料、駐車場代以外の負担についてはボランティアの個人負担となることが、活動を行う上で支障となっている。地域の実情を踏まえて、ガソリン代、道路使用料、駐車場代とともに保険料が収受可能となる通達の見直しをお願いしたい。 ○当市においては、交通ネットワークの形成のため、バスやタクシーのほか様々な移動手段が必要と考えている。ボランティア輸送も手段の一つとして考えられることもあり、実施した場合の負担を軽減する提案は有効と考える。 ○自家用自動車で行う高齢者移送ボランティア活動では、収受可能な経費が限定されているが、公共交通を補完する有効な手段であることから、個人負担を強いられている現状等を鑑みると、経費の範囲の緩和が必要であると思われる。 ○当市においても、一部の交通不便地で自家用自動車を使用した無償運送を行っているが、個人負担となるボランティア保険料を自治会が負担することにより運転手の確保に努めている。今後事業を継続していくためには、本制度の改正は有意義である。 ○地域包括支援センター圏域の生活支援体制づくり協議体において、高齢者に限らず、買い物や通院などにおける移動が地域の課題として上がっている。地域のボランティア団体が移動支援を行う場合、道路運送法の自家用有償運送の許可又は登録するのは容易ではないため、許可又は登録の必要のない自家用無償運送で活動できることが求められているが、車の確保や保険料の個人負担が課題となっている。自家用無償運送において、ボランティア保険料(自動車乗車中の事故に対する保険料を含む)を無償運送の範囲内で収受できる経費となれば、地域のボランティア団体等による自家用無償運送が増え、高齢者に限らず交通空白地等の移動支援につながることを期待できる。 ○当町では、平成28年度から地域運営組織※が当該地域の一人暮らしや免許をもたない高齢者等を対象に移動支援ボランティアを始め(当該地域は民間バス路線が運行していないエリアが多く含まれている)。こうしたサービスは高齢者の移動をサポートするだけでなく、買い物支援や居場所づくりなど、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現にも寄与する取組であり、今後、高齢者世帯等のゴミ出しなど移動支援とあわせた生活支援サービスのニーズがさらに拡大することも見込まれる。一方で、こうした活動を安定的に続けていくためには、活動資金の安定化が不可欠であるが、互助による移動支援サービスにおいては車両償却費、保険料等については特定費用に該当せず利用者から金銭を収受することができない。このため、ボランティアが自ら金銭的な負担をしながら活動を行わざるをえない現状においては、自立的な組織運営が困難であり、移動支援サービスを継続していくうえでの支障となっている。このため、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について(平成30年3月30日国自旅第338号)」について、地域の実情を踏まえ通達の見直しを求めるものである。 ※「地域運営組織」とは、従来の自治・相互扶助活動から一歩踏み出し、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成する生活機能を支える事業を展開する組織(出所:総務省 平成26年度地域における生活支援サービス提供の調査研究事業) ○当市においては、路線バスの利用者の減少やバスの運行に対する市の補助金の増加を背景に、主に支線区間の路線バスを廃止することを検討している。バスを廃止した地域の住民の移動手段としては、住民の互助によるボランティア輸送等が重要と考えているが、登録や日常的な手続の負担などから、自家用有償旅客運送の登録を希望する団体が少なく、そうした地域では無償運送を検討している。こうした中、無償運送の取組を進めるに当たり、ボランティア保険料の収受が困難であるため、団体の負担が増え、取り組み自体の足かせになり、地域の移動手段の確保に支障が生じることが危惧される。



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>一般旅客自動車運送事業者に運行又は運行管理を委託する市町村運営有償運送について、本年夏に通達を改正し、IT点呼の実施を認める予定。</p>	<p>意見なし(提案どおりのため)</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 自家用有償旅客運送等については、人口減少等の進展により、地域公共交通として主要な地位を占めるようになったが、法令上は従前のまま補助的かつごく例外的な位置付けのままとされ、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されている。このため、提案団体の提案に沿って、一般旅客自動車運送事業と同等の取扱いを認めるべきである。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>具体的な支障事例で示されている保険料の取受は、道路運送法の自家用有償旅客運送を活用することで可能となる。 なお、自家用有償旅客運送については、地域住民の生活に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO法人等が自家用車を用いて有償で運送できることとする制度であり、「過疎地」やバス・タクシーが存在しない地域に限らず、実施することが可能である。 国土交通省としては、自家用有償旅客運送の導入円滑化のための施策を継続して行っており、昨年3月には、バス・タクシーといった交通事業者の活用可能性の検討を行う等の検討プロセスを明確化し、検討プロセスを一定期間かけて行ったことをもって自家用有償旅客運送の導入に必要な合意が成立したとみなす取扱いの確立を行い、ガイドラインを策定、周知を行った。 さらに、本年6月21日に閣議決定された成長戦略実行計画において、自家用有償旅客運送については「利用者の視点に立ち、現在の制度を利用しやすくするための見直しが必要」であることが示され、引き続き、人口減少や高齢化等に対応しつつ、持続可能な地域交通を実現するため、検討を進めているところ。 以上より、提案の本旨である保険料の取受については、自家用有償旅客運送の登録を行った上で適切に対応すべきものとする。</p>	<p>高齢者を取りまく移動には、様々な配慮やきめ細やかな対応が必要となり、これらのニーズに対応するためには従来の公共交通機関だけでなく自家用有償旅客運送や互助輸送など様々な手段を柔軟に取り入れ、地域の特性に応じた持続可能な交通体系を創り上げていくことが重要であると認識している。 現在、国において自家用有償旅客運送が活用しやすくなるよう見直しに着手していることは承知しているが、本提案による事案は、自家用有償旅客運送とは異なる手段として、無償運送で地域の互助による高齢者移動の取組の有効性を認めた中での提案であり、そもそも自家用有償旅客運送の登録により解決すべき課題ではないと考える。 また、「高齢者の移動手段の確保に関する検討会中間とりまとめ」においても、公共交通を補完する地域の助けあいの中で高齢者移動を確保していく手段として互助輸送の有効性がうたわれており、新たな保険商品の開発にも触れられている。 既に、営利を目的としない互助輸送において新たな保険商品の販売が始まったところであるが、平成30年3月の国の通知において、許可・登録を要しない輸送では保険料は経費として認められていないため、誰がどのように保険料を負担していくかが課題となり、活用に至っていないのが現状である。 については、営利を目的としない互助輸送を認める一方で、当該活動により発生する経費として明確に区分できるような活動に特化した団体保険料が、ガソリン代等と同様の特定経費として認められない理由をご教示頂きたい。 加えて、互助の精神により地域の交通手段を確保しようとする取組を育むため、地域における実情を踏まえた通達の見直しを早期に実現頂きたい。</p>	<p>【うきは市】 本市では自家用有償旅客運送を実施しているが、市内全域で行うことは様々な面から不可能である。一方で、無償の互助運送については、地域ボランティアの協力によって、有効に活用が進んでおり、公共交通を補完する取組として、本市では、なくてはならない取り組みとなっている。しかし、現状では保険料は利用者の一部又は全部を負担させることができず、ボランティアの負担となっているため、ボランティアにとって負担感があり、支障となっている。保険料は保険会社に支払うものであり、運転手への対価と考えられないことから、地域の実情を勘案して互助運送における保険料の利用者負担について見直しをいただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 地域の実情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とするため、自家用無償運送を行う者が収受できる経費の範囲を緩和するべきである。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
190	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	医学部の「地域枠」入学定員(臨時定員)の継続設置	地域枠を確実に確保できなければ、未だ解消されていない医師の地域偏在をさらに助長し、地域医療の崩壊を招くおそれがある。このことから、二次医療圏ごとに医師が不足する場合は、必要な医師数を安定的に確保するため、地域の実情に応じた臨時定員による地域枠の設置を認めること。 従って、2022年度以降も当面は現行制度を継続し、地域枠については臨時定員で措置すること。	【現状】 地域における医師不足解消に向け、医学部を有する大学が入学定員の増加を行おうとする場合、都道府県から修学資金の貸与を受ける代わりに、卒業後にその地域で一定期間働く「地域枠」の定員増が認可される。地域枠の入学定員(臨時定員)については、2021年度まで都道府県一律に毎年原則10名を上限とされているが、現状においては医師の地域偏在を解消できていない。それにもかかわらず、医師確保計画策定ガイドライン(平成31年3月)においては、医師の需給が均衡するとの前提で、2022年度以降、臨時定員による地域枠を要請できるのは、将来時点において医師が少数となる二次医療圏を有する県が、恒久定員の5割程度の地域枠を設置しても必要な地域枠を確保できない場合に限定された。 なお、2022年度以降の医師養成数については、「医師の働き方改革に関する検討会報告書」でとりまとめられた医師の働き方改革に関する結論、医師偏在対策の状況等を踏まえ、再度、医師の需給推計を行った上で検討を行うこと、とされているところである。 【支障事例】 本県の人口10万人当たりの医師数は、圏域別では神戸と阪神南以外の8圏域で全国平均を下回っている。全国平均を下回っている地域を全国平均並み(人口10万人当たり240.1人)にするためには、1,291人の医師が必要である。しかし、本県が地域枠で養成した医師は33人しかおらず、医師の地域偏在を解消できていない。	厚生労働省	茨城県、埼玉県、千葉県、石川県、長野県、岐阜県、三重県、島根県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県	○各自治体の判断で地域の実情に応じた医師確保の取組が実施できるよう、臨時定員による地域枠を柔軟に活用できることが必要である。 ○本県の人口10万人当たりの医師数は、全10圏域のうち松本以外の9圏域で全国平均を下回っている状況で、全国平均並み(人口10万人当たり240.1人)にするためには、291人の医師が必要である。しかし、本県が地域枠で養成した医師は17人しかおらず、医師の地域偏在の解消には相当の時間を要する。※国が示す「医師偏在指標」による区分に基づき、一律・機械的な取り扱いがなされないことがないよう地域の実情に応じた運用が必要。 ○本市は、医師確保のための修学資金貸与制度により、医師確保に努めていますが、医師確保には苦慮しています。このため、地域の実情に応じた臨時定員による地域枠の設置を認めることは、必要と考えます。 ○当県では、若手医師を養成して地域偏在を解消するため、国の臨時定員増を活用した地域枠(15名)を大学に設置している。このたび国が公表した医師偏在指標では当県は多数県となり、臨時定員増を活用した地域枠の設置が認められない状況であるが、二次医療圏で見ると中央医療圏以外は医師少数区域であり、臨時定員による地域枠が減らされると本県の医師偏在対策に支障が生じる。 ○当県においても、「地域枠」の医師が、医師の不足する地域で勤務している。「地域枠」は将来の医師不足地域への医師確保に直結することから、地域の実情を踏まえた制度にしていきたい。 ○当県は、現状において全ての圏域において医師不足であり、また、地域偏在を解消できていない。国が示した医師偏在指標に基づく区分のみをもって、医師確保計画策定ガイドラインによる医師確保対策に従えば、今後の地域枠医師の養成が抑制されるとともに、地域を循環しながら勤務する流れが途絶えることも想定され、地域医療への影響が強く懸念される。 ○医師不足や地域偏在の課題を抱えていることから、地域枠を確保できなければ、医師の地域偏在をさらに助長し、地域医療の崩壊を招くおそれがある。このことから、必要な医師数を安定的に確保するため、地域の実情に応じた臨時定員による地域枠の設置を継続することが必要である。 ○本県でも、地理的条件が厳しい阿蘇、天草地域などでは医師確保が非常に困難な状況にあるため、臨時定員の継続が必要と考えている。 ○当県としても、以下の現状があるため、同様の制度改革の必要性を認める。 本県では医師の診療科偏在を改善する目的に、外科、小児科、産婦人科、救急科、麻酔科、総合診療をで勤務する意思を有する者を対象に地域枠を設定している。 小児科、産科・産婦人科、救急科の医師数(人口10万人対)では、全国水準を下回る二次医療圏は、13医療圏中9医療圏、外科では6医療圏、麻酔科では10医療圏ある。 ○厚生労働省から令和元年6月に提供された医師偏在指標(暫定値)によれば、当県は医師少数都道府県となる見込みである。また、二次保健医療圏間の指標の差は大きく、最大値(267.7・全国第52位)と最小値(119.3・全国第320位)の差は倍以上である。こうした状況において、医師総数の増加と共に地域間偏在を解消するための有効な対策が「地域枠」であり、当県では、地元の国立大学や県内に附属病院を持つ大学と連携し、地域医療に意欲を持つ学生の受け皿として39名分の地域枠を確保しており、その大部分(34名分)が臨時定員増によるものである。現在、当県では、関係大学や県内医療機関と連携し、関係者一丸となって地域枠卒業生のキャリア形成の支援に取り組み、県内定着を図ろうとしているところである。しかしながら、今回の見直しにより、臨時定員増を活用できる場合が「恒久定員の5割程度の地域枠を設置しても必要な地域枠を確保できない場合」に限られれば、臨時定員増を活用して設定されている現在の「地域枠」は存続が困難となる。また、県内の大学医学部(国内トップレベルの地元国立大学医学部及び国家戦略特区制度を活用して設立された大学医学部)の状況を考えれば、恒久定員内で多数の「地域枠」を設定することも困難と見込まれる。 今回の国の方針が実際のもとなれば、地域偏在是正のための大きなツールを奪われ、また、県一丸となった取組に水を差されることとなり、当県の医師確保対策に大きな支障を及ぼすこととなる。 ○本県では地域枠13人中10人が臨時定員であり、これが維持されなければ、大学医学部定員の10名の減員となり、大学が地域枠とそれ以外の一般枠で一体となって地域医療を支える取組に影響を及ぼし、本県の医師確保対策に支障をきたす。 ○本県の人口10万人当たりの医師数は、全国平均(240.1人)を下回る208.7人で全国37位(H28三師調査より)。医療圏別でもA医療圏のみ全国を上回っているが、他の4医療圏は全国平均を大きく下回っている。しかし、臨時枠を含めても地域枠で養成できる医師は年28人しかおらず、医師の地域偏在を解消できていない。ここで臨時定員枠が減れば医師の地域偏在の解消が困難になるうえ、医師の働き方改革を踏まえた勤務環境改善を進めるためにも継続した医師の養成が必要。 ○本県の人口10万人当たりの医師数は、全圏域で全国平均を下回っており、医師確保は喫緊の課題である。必要な医師数を安定的に確保するため、「地域枠」の入学定員について、地域の実情を踏まえたものとし、地域の実情に応じた医師確保策を実施できる制度を構築する必要がある。



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>2019年度の医師養成数は9,420人と過去最大規模になっており、将来の人口動態等も踏まえると長期的には供給が需要を上回るとの需給推計結果を得ているが、「マクロの医師需給均衡は、必ずしも、地域や診療科といったミクロ領域での需給均衡を意味しない」等との考えから、今後の医師養成数については2021年度まで暫定的に維持、2022年度以降は改めて医師需給を見込み検討としている。</p> <p>これらを踏まえ、医師少数ではない都道府県については、都道府県全体の医師が不足している訳ではないことから、医師確保計画策定ガイドラインでは、大学医学部における恒久定員の枠内において、地域枠等の設置・増員を進めていくことが必要であるとしており、二次医療圏において将来時点における不足医師数を満たすために必要な医師数を、地域医療対策協議会の協議を経た上で、都道府県知事から大学に対して要請できることとしている。</p> <p>その他にも、医師確保対策としては、都道府県内における医師の派遣調整、キャリア形成プログラムの策定・運用等の施策が存在している。</p> <p>厚生労働省としては、こうした取り組みを通じ、地域の実情に応じて、必要な医師数の安定的な確保を進めてまいりたい。</p>	<p>現在、国が示す将来時点の必要医師数は、病院勤務医と診療所勤務医を分けずに推計されており、地域医療を担う公的病院等の勤務医の不足や、郡部において在宅医療を担う診療所勤務医の不足など、地域の実情を正確に反映していない数値である。</p> <p>また、</p> <p>① 医師偏在指標に基づく「医師少数都道府県」、「医師多数都道府県」、「医師少数でも多数でもない都道府県」の区分は、相対的な医師の偏在の状況を示すものであり、絶対的な医師数の充足状況を示しておらず、医師少数ではない都道府県においても医師不足の状況にあること。</p> <p>② 国が医師確保対策として考えている都道府県内における医師の派遣調整、キャリア形成プログラムの策定・運用等については、地域枠で養成した医師を中心に行っており、地域枠で必要医師数が確保できない場合には、地域の必要な医師の確保は困難となること。</p> <p>以上のことから、2022年度以降も、現行制度を継続し、へき地等に一定期間勤務することを義務づけている地域枠については臨時定員で措置することを要望する。</p> <p>なお、地域枠を恒久定員の枠内のみで設置し、大学の判断で設置の可否が決まることになれば、地域枠の医師を安定的に確保することは困難と考える。</p>	<p>【千葉県】</p> <p>大学が地域と連携して医師不足地域に必要な医師を育成・派遣する役割を果たすことができるよう、地域に必要な医師が十分に確保されるまで医学部臨時定員増を延長すべきである。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>大学が地域と連携して医師不足地域に必要な医師を育成・派遣する役割を果たすことができるよう、地域に必要な医師が十分に確保されるまで医学部臨時定員増を延長すべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求めらる。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
191	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、鳥取県	精神障害者保健福祉手帳の更新期間の延長	精神障害者保健福祉手帳の更新期間を現行の2年から4年に延長すること。	<p>【現状】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、「2年ごとに政令で定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。」と定められている。</p> <p>【支障事例】 精神疾患を起因として、思考、感情や意欲の障害を残している精神障害者は、症状が一時的に治まっても再発の可能性がある寛解状態が長期化し、障害が固定する身体障害者との差異は少なくなっている。しかし、身体障害者手帳は有効期限がない一方、精神障害者保健福祉手帳は2年に1回の更新が必要で、同手帳所持者にとっては有効期限の管理、診断書等の準備、市町窓口で手続き等の負担が大きい。</p> <p>また、同手帳保持者は毎年増加しており、申請の増加に伴い、審査・判定と交付事務を行う精神保健福祉センターの事務量は急増しており、2年ごとに更新を行う現状では手帳の早期発行が困難な状況となっている。</p> <p>手帳の更新状況を確認したところ、更新前の等級から変更のなかった人の割合は95%程度で、概ね等級変更がない状況となっている。また、2回の更新で等級変更がなく少なくとも4年間、同一の等級であった人の割合も90%程度であるため、更新期間を延長しても概ね支障がないものと考え。</p> <p>＜手帳所持者数＞ 平成27年末:24,227名→平成28年末:25,450名→平成29年末:27,033名→平成30年末:30,483名</p>	厚生労働省	宮城県、白河市、茨城県、日立市、石岡市、埼玉県、美濃加茂市、豊橋市、刈谷市、南あわじ市、福岡県、大分県	<p>○2年ごとの更新において、申請及び進達後、3カ月程度を要し、手帳はまだ発行されないのか等の問い合わせが多く寄せられる。</p> <p>○本市でも精神障がい者数は増加傾向にあり、提案市と同様の状況である。また、手帳の交付に時間がかかりすぎると言った申請者の不満も多く聞かれており、手帳の早期発行につながる更新期間の延長の必要性を感じている。</p> <p>○手帳所持者数は平成28年末:2,607人、平成29年末:3,090人、平成30年末3,388人と増加しておきており、それに伴い、窓口業務の負担が年々大きくなってきている。</p> <p>○提案団体同様、申請手続きが申請者・医療機関・行政の負担となっている。また、行政側においてはその対応に要する事務量が他業務を圧迫している。</p> <p>○精神障害者保健福祉手帳保持者の増加に伴い、審査・判定と交付事務を行う精神保健福祉センターの事務量は急増している。更新期間が2年から4年に延長されれば、精神保健福祉センターの業務が軽減される。</p> <p>＜参考＞ ①手帳所持者数 平成27年末:15,761名→平成28年末:16,671名→平成29年末:17,793名→平成30年末:18,185名 ②本県の手帳更新に係る等級変更状況(平成30年度実績) 更新前の等級から変更のなかった人の割合は約90%程度 ○当市における精神保健福祉手帳の2年に1回の更新で等級が変更になる者は、50人前後である。また、手帳所持者は、年間約50人前後増え続けており、これに伴い、今後更新の受付件数も増えることになる。その分、医療機関による診断書の作成、申請受付窓口、県への進達のチェックに要する時間が増え続けている。また、県による審査の負担も増え続けているものと思慮される。更新を4年に1回にした場合、考慮すべきと考えられる事項は、精神という内面的変化に伴い等級変更及び手帳が不要になる者がいるということだが、医療機関の医師と精神障害者との相談の上、4年の間に等級変更の申請をすること又は手帳を返却することは可能であるため、更新期間を延長してもおおむね支障がないものとする。</p> <p>以上のことから、増え続けている障害者に対する医療機関の診断書の作成から始まり、県の決定が出るまでの事務及び更新に伴う障害者の負担を考えると、等級変更になる人数の割合及び2年に1回の更新の必要性を考慮したとしても、4年に1回の更新が適切ではないかと考える。(※参考:本市における精神保健福祉手帳交付者数の推移 平成28年度末:1,032人、平成29年度末:1,092人、平成30年度末:1,144人)</p> <p>○精神保健福祉手帳所持者にとって有効期限の管理、診断書等の準備、市町窓口で手続き等の負担が大きく、また、受領する行政の窓口でも必要な書類が揃わなければ受付できず、申請者と行政それぞれ時間がかかってしまう。更新期間について検討してもいいのではないかと考える。</p> <p>○精神疾患を起因として、思考、感情や意欲の障害を残している精神障害者は、症状が一時的に治まっても再発の可能性がある寛解状態が長期化し、障害が固定する身体障害者との差異は少なくなっている。しかし、身体障害者手帳は有効期限がない一方、精神障害者保健福祉手帳は2年に1回の更新が必要で、同手帳所持者にとっては有効期限の管理、診断書等の準備、市町窓口で手続き等の負担が大きい。</p> <p>○当市も負担に対する考え方は、提案事項の内容どおりである。福祉に携わる人員確保が困難にもなっているため、業務を見直し、業務の負担緩和は考えていくべきである。</p> <p>○精神保健福祉手帳の有効期限が全員一律2年間という現状は、他の手帳と比較して本人への負担が大きく、症状が変わる目途がたたないにも関わらず期限が区切られることへの意見を耳することがあります。近年手帳所持者の増加に伴い、申請窓口である市町村の事務処理量も莫大に増加しています。他の手帳と同様に、本人の状態像に合わせた期限の設定等がされる改正がされるのは良いと考えます。</p> <p>○《更新期間の延長については条件付きでの同意》 ①診断書を主治医が記載するにあたって、「現時点の状態のみでなく、おおむね過去2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮する」とあることから、4年に延長する場合、前後4年間(計8年間)の内容を診断書に記載する必要がある。主治医が前後4年間の状態を記載できるよう、明確な記載方法を示す。 ②上記①より、主治医が記載しやすいよう診断書の様式を整える。 ③前後4年間の病状や状態を診断書へ記載するため、審査・判定するにあたって、明確な判定基準を示す。 ④自立支援医療(精神通院)と精神障害者保健福祉手帳の同時申請をする場合の自立支援医療の有効期間の考慮。</p> <p>[制度改正の必要性] 精神障害者保健福祉手帳の所持者は年々増加傾向にある。提案団体同様に、当精神保健福祉センターにおいても診断書の審査・判定までの準備や判定医への負担、交付までの事務量は増加し過大な負担となっている。</p> <p>[平成30年度の更新状況] 更新(総計):7,029件 更新前の等級から変更になった件数:600件 ※更新前の等級から変更になった割合は約8.5% [精神手帳所持者数] 平成27年度:7,677→平成28年度:8,153 →平成29年度:8,853→平成30年度:9,695 ○障害が慢性化し、精神障害者保健福祉手帳の更新時の診断書の内容に大きな変更がない精神障害者がしばしばいる。しかし、同手帳は2年に1回の更新が必要で、同手帳所持者にとって有効期限の管理、診断書作成時の金銭的負担及び市町窓口での手続き等の負担が大きい。また、同手帳保持者は毎年増加しており、申請の増加に伴い、審査・判定と交付事務を行う精神保健福祉センターの事務量は急増しており、2年ごとに更新を行う現状では手帳の早期発行が困難な状況となっている。</p>



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>精神障害は治癒したり軽快したり、あるいは、逆に症状が重くなるなど、症状に変動がある疾患であることから、手帳の交付については医師による定期的な診断が必要であり、現行の有効期限が定められたものである。そのため、手帳の有効期限の延長については慎重な検討が必要である。</p>	<p>精神障害者は、精神疾患を有する者であり、その症状に変動がある患者も多いため、精神障害者保健福祉手帳において有効期限が設けられていることは承知している。しかし、精神障害者保健福祉手帳の所持者の中には、寛解状態が長期化し、障害が固定している者もある。実際、更新状況を見ると、前回の更新から等級変更のなかった者は95%程度、2回の更新で等級変更がなく、少なくとも、4年間同一であった者は90%程度となっている。</p> <p>このため、一定の条件を付し、該当する対象者に対し、有効期限の延長を適用できる制度の構築を検討していただきたい。</p> <p>例えば、精神障害者保健福祉手帳制度実施要領（平成7年9月13日健医発1132号厚生省保健医療局長通知）に定める医師の診断書に、主治医の意見として、過去の状況、現在の現状から、今後の症状の見込みについて見解を求めることを追記する。この主治医の意見として、障害が固定されていると判断される者に対し、有効期間の延長について検討することとし、主治医の意見が付された者のみ、精神保健福祉センターで有効期間の延長を審査・判定することとする。</p> <p>こうした一定の条件を付すことによって、慎重かつ適正な精神障害者保健福祉手帳の交付ができるものとする。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>



管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
193	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、兵庫県市長会、兵庫県町村会、関西広域連合	後期高齢者医療制度における保険料が還付となった場合の特別徴収の継続	後期高齢者医療制度において、保険料が還付となった場合であっても、特別徴収の対象者要件(年額18万円以上の年金を支給及び介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない)を満たす場合には、前年度2月の徴収額にかかわらず、前年度保険料の1/6の額を仮徴収額として、翌年度当初から特別徴収が継続できるようにすること。	【現状】 後期高齢者医療制度における年金からの特別徴収では、前年度2月に特別徴収されていた者について、当該年度の5月末までの間に年金が支給される場合は、市町は特別徴収ができる制度となっている。このため、所得の減少や世帯の変動等に伴い年間保険料が減少し、年度途中で過徴収となった保険料を調整するために、10月から2月の間の特別徴収額を0円に設定した場合、翌年度の徴収方法が特別徴収から普通徴収に切り替わる。 【支障事例】 特別徴収されていた年金受給者にとっては、自動的に普通徴収に変更されることの理解が得にくく、市町における円滑な保険料徴収事務の支障となっている。具体的には、被保険者からの問合せ対応、納付書送付事務及び経費負担、未納になった場合の督促や催告及びそれに要する費用負担が発生している。 また、後期高齢者には体が不自由な方も多く、納付書による支払いは被保険者にとって負担となるため、特別徴収に再度切替えるまでの間の保険料の未納に繋がりがやすい。 なお、今年度から低所得者に対する均等割軽減特例の見直しが行われ、保険料収率の低下や一層の事務負担増が懸念される中、保険料の滞納防止につながる制度の見直しが急務である。	厚生労働省	札幌市、宮城県、石巻市、白河市、須賀川市、ひたちなか市、所沢市、船橋市、川崎市、海老名市、新潟市、長野県、大垣市、高山市、浜松市、三島市、島田市、名古屋市、豊橋市、津島市、豊田市、蒲郡市、知多市、京都市、池田市、芦屋市、南あわじ市、山口市、山陽小野田市、徳島市、高松市、田川市、柳川市、五島市、熊本市、中津市	<p>○年により所得の変更があった場合、特別徴収が停止され、翌年、普通徴収から始まる 경우가多々あり、被保険者が戸惑ったり、特別徴収のはずだったと思ひ込み納付書払いを忘れることもある。制度改正により、被保険者の利便性が向上するとともに、収率率の向上が期待できる。</p> <p>○所得のある世帯主が亡くなり、均等割額の軽減が翌年からかかるようになると、前半の仮徴収または本徴収の途中で保険料を完納することがあり、その場合10月～2月の年金天引きが停止となる。一度年金天引きが停止されると次の再開は4月からではなく、10月からとなるため、翌年の保険料は最初の8月、9月は普通徴収となる。今まで年金天引きで納めていた人は、普通徴収で納めるという習慣がないため、納付せずに滞納につながる場合が多い。前年度の保険料を参考に仮算定し、4月から天引きできるようにすれば、保険料の滞納や、納付金額の偏り等を減らすことができるため、収率率の向上につながる。</p> <p>○一度特別徴収となった年金受給者から、自動的に普通徴収に切り替わることにに対する理解は得られにくいこと、円滑な保険料徴収事務の支障となっている。</p> <p>○当市においても、被保険者に対する説明や収納対策に苦慮しているところである。改正されれば、被保険者の手間や保険者の収納業務が軽減されるだけでなく、特別徴収が占める割合の増加に伴う保険料収率率の上昇も期待できる。</p> <p>○特別徴収から普通徴収に変更されていることに気付かず、未納となるケースもあるため、特別徴収の条件を満たす場合には、継続して特別徴収できるようにすることは、滞納防止につながる。</p> <p>○今までどおり年金天引きになると思っていたという被保険者が多く、支払い方法が切替わるのは、市の処理上の都合ではないかという意見が年に数件ある。</p> <p>督促状発付前に送付していること、未納に関するお知らせにて未納に気付く、説明を求めてくる被保険者が多い。</p> <p>○普通徴収になっていることに気づかず、保険料を滞納している場合がある。また、そのことに対する苦情がある。</p> <p>○提案団体と同様の事例により、後期高齢者医療保険料が特別徴収となっていた被保険者が、翌年度普通徴収に変更されることへの理解が得られにくいことにより、円滑な保険料徴収事務に支障をきたしている。また、普通徴収となった期間については、保険料の未納に繋がりがやすい。</p> <p>○現状では提案団体の事例のように、保険料の減額により特別徴収の必要がなくなった場合等は、特別徴収を停止する以外に方法が無く、翌年度の4期(10月)の特別徴収開始依頼まで再開することができない。特別徴収の要件を満たしている場合は、翌年度の仮徴収から特別徴収が再開できれば、被保険者にも分かりやすく、安定的な保険料収納に繋がると考えられる。</p> <p>○保険料が納付額超過となった場合、特別徴収の停止を年金受給者に依頼することになるが、特別徴収が再開されるのは早くも翌年度の10月からになる。翌年度になれば、新たに保険料を納付する必要があることから、この間、普通徴収(納付書払いであることが多い)に納付方法が変わってしまい、納付漏れが発生する原因となる。また、納付が遅れると督促手数料が加算された督促状が被保険者に対し送付され、トラブルにもなる。</p> <p>○特別徴収されていた年金受給者にとっては、自動的に普通徴収に変更されることの苦情が生じる。発生する事務としては、問合せ・苦情対応、納付書送付事務及び経費負担、未納になった場合の督促や催告及びそれに要する費用負担が発生している。後期高齢者には体が不自由な方も多く、納付書による支払いは被保険者にとって負担となるため、特別徴収に再度切替えるまでの間の保険料の未納に繋がりがやすく、訪問徴収・説明についてはマンパワーが必要となる。</p> <p>○当市においても、前年度2月の特別徴収額が0円の場合、翌年度の徴収方法が特別徴収から普通徴収に切り替わるため分かりにくいとの苦情もある。特別徴収を継続することで、被保険者にとって分かりやすい徴収方法となり、収率率の向上にも寄与すると考える。</p> <p>○当市においても、確定賦課時点で年間保険料額が前年度と比べ減少しているなどの場合、当年度2月の特別徴収がされないために、翌年度7月から9月までは被保険者の希望とは関係なく自動的に普通徴収に切り替わってしまうことになり、被保険者からの苦情が多い。問い合わせに対する説明の仕方に苦慮することも多く、非常に理解を得難いため窓口での事務負担も大きい。また納付方法が変更されることについては被保険者にあてて都度通知してはいるが、気づかれないことも多く、滞納が発生するケースもある。前年度2月の特別徴収の有無にかかわらず、翌年度4月の特別徴収を実施できるようにすることは、被保険者の利便性の向上に加え、市区町村の収率率向上にも資するものであり、ひいては安定した制度の運営につながるものと考えられる。</p> <p>○特別徴収されていた年金受給者のうち、普通徴収に切り替わる方へは事前に文書による案内をしているが、制度内容への理解が得られにくい苦情対応が多く発生するほか、引き続き天引きされているとの認識誤りにより督促や催告を行うこともあり、事務量の増大につながっている。加えてこれまで特別徴収により完納されていたにもかかわらず、普通徴収に変更されたことで滞納が発生しているケースもあり、保険制度の円滑な運営にも支障をきたす結果となっている。制度改正により、①事務量の軽減による効率化、②保険財政基盤の安定化、③被保険者への制度周知(分かりにくいという苦情が減る)といった複数の効果が得られると考えられ、制度改正を強く望むものである。</p> <p>○現状、前年度の2月の徴収額が0円の場合、翌年度の4・6・8月の仮徴収は行われず、前年度の年間保険料の1/6が特別徴収可能な額であったとしても、7月から9月は3回の普通徴収、10・12・2月が特別徴収となる。特別徴収が継続することにより、被保険者にとってわかりやすい制度となり、保険料の未納を防ぐことができる。</p> <p>○一度特別徴収となった被保険者が、自身の申請等によらず自動的に普通徴収に変更されることについて理解を得にくい。また、普通徴収に変更されることで、被保険者からの問い合わせ対応や納付書発送事務、未納となった場合は督促状や催告書の発送及び滞納整理事務並びに、これらの事務に係る費用が発生している。</p> <p>○特別徴収から普通徴収に切り替わることについて被保険者の理解を得にくい。</p> <p>普通徴収になることで未納が発生しやすくなる。</p> <p>問合せ対応や未納になった場合の催告書発送等の事務負担、経費負担が発生している。</p> <p>○後期高齢者医療制度において、収率率の向上は当市に限らず全国的な課題である。滞納者の中には、後期高齢者医療保険料の支払いは常に年金から差し引きがされると誤解している方もいる。</p> <p>○2月の本徴収額を4月の仮徴収額とされているため、料率変更時など仮徴収額と本徴収額に差が生ずることがあり、6月以降の仮徴収額を更正し平準化を図っている自治体も多いことから、前年度保険料の1/6の額を4月の仮徴収額とするか、仮徴収額を自治体で決められるようにすること。</p> <p>○2月の徴収額を参考に仮徴収額を決定することが原因で、普通徴収に切り替わる、或いは仮徴収額と本徴収額との間に大きいギャップが生じ、被保険者の方の混乱を招くことがある。問い合わせや苦情が非常に多いところであり、また未納になる確率も高くなるため、徴収事務にも支障をきたすところである。</p> <p>○被保険者からの問合せ対応、納付書送付事務及び経費負担、未納になった場合の督促や催告及びそれに要する費用負担が発生している。</p> <p>また、後期高齢者には体が不自由な方も多く、納付書による支払いは被保険者にとって負担となるため、特別徴収に再度切替えるまでの間の保険料の未納に繋がりがやすい。</p> <p>○普通徴収では被保険者の負担が増えるとともに、収率率の低下にもつながる恐れがある。</p> <p>○特別徴収されていた受給者にとっては、自動的に普通徴収に変更することは理解が得にくく、被保険者からの問合せ対応、納付書送付事務及び経費負担、未納となった場合の督促や催告及びそれに要する費用負担が発生している。</p> <p>○特別徴収されていた年金受給者にとって、自動的に普通徴収に変更されることは理解が得にくい。また、その場合においても、新年度からはまた特別徴収での納付になると考えている被保険者も多く、特別徴収再開までの普通徴収分が未納になりやすい。前年度2月の徴収金額にかかわらず、前年度保険料額の1/6の額を仮徴収として年度当初から特別徴収できるようにすることで、保険料の未納を未然に防止することが可能となる。</p> <p>○特に顕著な事例としては、平成28年熊本地震に被災した被保険者に対する保険料減免が挙げられるもの。減免の適用により還付金が発生するような保険料額の変更をはじめ、特別徴収を継続することができなかったことにより、普通徴収へと移行した被保険者の数は1万人程度にまでのぼり、納付通知書の発送後には問合せ数が大幅に増加したほか、普通徴収に移行の被保険者に対して送付した口座振替勧奨通知書や納付通知書、督促状等への反応が見られず、結果として保険料に未納が生じた被保険者においては、平成30年度及び平成31年度における被保険者証の更新時、短期証へと切り替わってしまった状況。なお、当該被保険者において特別徴収を再開することができたのは平成30年度4期(年金支給年月:平成30年10月)より。</p> <p>○国民健康保険よりも、納付方法の選択、手続き方法が複雑になっており、それを利用する被保険者にとっても、また説明する職員にとっても負担感是非常に大きい。</p>



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>御提案の後期高齢者医療制度において、保険料が還付となり、前年度2月の特別徴収額が0円となった場合であっても、特別徴収の対象者要件を満たす場合には、前年度2月の徴収額にかかわらず、前年度保険料の1/6の額を仮徴収額として、翌年度当初から特別徴収が継続できるよう見直しを行う場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構等年金支払者や市町村側のシステム改修の費用負担及び市町村において仮徴収額の変更に伴う被保険者への通知等の事務負担の発生が見込まれること</li> <li>・仮に介護保険料・国保保険料・市町村の住民税は現行通りの取扱いとした場合、日本年金機構等年金支払者において、別に特別徴収対象者の情報を管理するための事務コストが増加すること</li> </ul> <p>等の課題があることから、日本年金機構等年金支払者や市町村等の関係者の意見を聞きながら、慎重に検討してまいりたい。</p>	<p>見直しによる市町の事務負担等が課題に挙げられているが、現行制度を見直すことにより、被保険者からの問合せ対応、納付書送付事務及び経費負担、未納になった場合の督促や催告及びそれに要する費用負担など、市町において多くの事務負担が軽減されることになる。</p> <p>さらに、今年度から低所得者に対する均等割軽減特例の見直しが行われ、保険料収納率の低下が懸念されるとともに、2022年度に団塊の世代が制度に加入することにより一層の事務負担増が見込まれる中、滞納防止につながる対応が急務であることから、早急に検討の上、制度を見直していただきたい。</p>	<p>【海老名市】</p> <p>制度を改正した場合に係る事務負担やコストの増加があるが、前年度2月が0円だったことにより、翌年度当初が納付書払いになることによる事務もかなりの負担となっており、またその件に関する問い合わせへの対応にも時間を取られていることを鑑みれば、実現に向けて検討を進めていただきたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>被保険者の利便性の観点から、提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>



管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
196	兵庫県、播磨町	地方議会議員選挙の立候補届に必要な添付書類の見直し	立候補届出書に記載された住所を確認するための書類の添付が法令上義務づけられていないため、届出時において容易に住所が確認できるよう立候補届に必要な添付書類に住民票を義務付けること。 虚偽による立候補届を行うことを抑止し、住所に疑義のある立候補届のうち少なくとも虚偽のものによって有権者の一票を無駄にしないため、立候補者に住所等の届出内容が真実で、住所要件を満たしている旨の宣誓書を提出させるとともに、選挙犯罪等による失権者と同様に虚偽の宣誓をした場合の罰則を定めるよう法改正すること。	【現状】 公職選挙法により、地方議会議員の被選挙権は同一自治体内に引き続き3ヶ月以上居住することが要件とされている。しかし、立候補届に必要な書類として住民票は規定されておらず、客観的に住所を確認する資料がない状況にある。 <立候補届に必要な書類> (1)届出書、(2)供託証明書、(3)宣誓書、(4)所属党派証明書、(5)戸籍の謄本又は抄本 【支障事例】 町議会議員選挙において、県内に住所を有していないにも関わらず県内に居住するとして立候補届を提出する事例が発生した。候補者が必要書類を形式的に不備なく提出した場合、「立候補届出の受理に当たっては、候補者が被選挙権を有するか否か等実質的な審査をする権限を有せず、開票に際し、選挙会において被選挙権の有無を決定すべき」とする最高裁判例(1961年)から、住所の記載内容に疑義があっても受理せざるを得ない。 立候補届受理後に住所要件を満たさず被選挙権がないことが確認されれば、被選挙権のない候補者に対する投票は、公職選挙法の規定により全て無効投票として取り扱うこととなる。	総務省	盛岡市、宮城県、小平市、川崎市、松原市、神戸市、宝塚市、南あわじ市、高松市、大村市、五島市、熊本市、中津市、宮崎市	—
197	兵庫県、京都府、京都市、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県	災害復旧事業における机上査定上限額の引き上げ	ドローンで撮影した動画や静止画等により被害状況の的確な把握が可能となっていることを踏まえ、頻発する局地的大雨等による甚大な被害に対し、災害復旧対策を速やかに実施するため、現状300万円未満としている机上査定上限額を整備局査定の対象である2,000万円未満に引き上げ、災害査定を簡素化すること。	【現状】 災害復旧事業費を決定する災害査定は、原則として現地にて行うものであるが、被災箇所申請額が300万円未満の場合、現地土木事務所等で被災箇所を写真や設計書等の資料のみで確認する机上査定を実施することができる。ただし、激甚災害に指定された場合は、大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針により災害査定の事務手続きを迅速にするため、机上査定上限額の引き上げや査定設計図書の簡素化措置などが実施される。 【支障事例】 本県では激甚災害に指定されない規模の災害も頻発しており、平成30年は220件の被災があったが、そのうち机上査定の実施が可能な被災箇所は41件(18.6%)に止まっている。(机上査定上限額が2,000万円未満に引き上げられれば、机上査定の実施が可能な被災箇所は173件(78.6%)になる。)今後も災害が頻発することを考えると、現行の机上査定限度額では、災害査定の事務手続きを迅速に実施することができない。	農林水産省、国土交通省	新潟県、岡山県、松山市、新居浜市	○近年の気象状況を鑑みると、災害が頻発に発生されることが予想される。机上査定限度額を引き上げることで、災害査定の事務手続きの簡素化、迅速化を望む。 ○平成30年7月豪雨について、大規模災害時における査定方針により査定手続きの効率化ルールが適用された。しかし、その後発生した台風24号による災害においては、要件を満たさないため、効率化ルールは適用されなかった。7月豪雨による災害で多数の被災箇所の復旧に対応している中、さらに台風24号の対応に追われ、さらなる労力を必要としたことから、査定の効率化と早期の復旧を考えるに当たり、大規模災害査定方針が適用された年内の査定全てに効率化ルールを適用されたい。 ○激甚災害に指定されない規模の災害の机上査定上限額が引き上げられることにより、災害査定の事務手続きを迅速に実施することが出来る。○当県は特に移動時間に時間を取られ、被災箇所が離れる場合には、1班で確認できる件数が極端に少なくなり、査定行程に苦慮している。静止画や動画などの技術向上により、机上に置いても被災状況の的確な把握が可能となったことから机上査定の上限額の引き上げが可能となれば査定の効率化を図ることができる。
199	郡山市、本宮市、大玉村、鏡石町、猪苗代町、平田村、浅川町、三春町、小野町	工場立地法に基づく準則条例における既存工場等の緑地面積の計算方法の明確化	工場立地法に基づく準則条例における既存工場等の緑地面積の計算方法について、当該工場等が準則条例の通常計算(工場立地に関する準則における第1条から第3条までによる計算)で定める緑地面積を上回る場合は、事業者等の判断で通常計算によるか特例計算(工場立地に関する準則における(備考)1による計算)によるか選択できる規定を当該条例に置くことが可能であることを通知等で明確化することを求める。	【制度の概要】 工場立地の準則等における特例計算は、一定の緑地等を直ちに整備することが困難である既存工場等のために、生産施設のビルド面積に応じた緑地等の整備を行うために設けられている。 【支障事例】 工場立地法に係る緑地面積率等については、国の準則に替えて準則条例を定めることが可能となっており、当市においても平成27年度に準則条例を制定している。当該条例では国の準則に倣い既存工場等の緑地面積の計算に当たっては特例計算によることとしているが、緑地面積率等を緩和したことに伴い、既存工場等でも通常計算による緑地面積を上回る企業が出てきている。そういった企業にとっては、複雑な特例計算を行うことに利点がないにも関わらず、特例計算を行わざるを得ない。 特例計算は複雑な計算式であることから、計算内容を理解し、正しく計算を行うことが事業者の負担となっている。また、特例計算は変更履歴を積み重ねて行うことから、過去の届出を数十年にわたって管理・保存しなければならず、過去の届出が見当たらないという事業者からの声もあった。 行政にとっては、企業が増設を行う時期が重なる(決算時期関係)場合が多く、その際に、既存工場等の特例計算を行うことは、過去の届出すべてのチェック、検算などが必要となり、通常計算に比べて負担が大きい。	経済産業省	福島県、新潟市、福井市、岡山県、松山市	○当市では、市準則条例制定後の平成28年、本地域を所管する経済産業局を通じ、経済産業省から、「条例制定により、既存工場の緑地面積率等が準則値をクリアした場合、その既存工場は新設工場扱いとなり、特例計算は不要となる」旨の回答をいただいております。既にこの回答を踏まえた運用を行っているところである。 ○準則条例で緑地面積率等を緩和し、既存工場でも通常計算で面積率を上回る企業があるにもかかわらず、複雑な特例計算を行わなければならない事例がある。企業にとっては書類作成の際の負担になり、行政としても検算の負担が大きい。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>地方議会議員の被選挙権については「引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有すること」が要件とされているが、これは居住実態で判断されるべきものである。加えて、都道府県の議会の議員の選挙においては、同一都道府県内の移転の場合、住民票の添付のみでは必ずしも被選挙権の確認ができない場合がある。こうした点に留意は必要であるが、提案については、立候補届出における不実の記載の抑止等において一定の効果があるとも考えられるため、法制的な面を含めどのような対応ができるのか検討してまいりたい。</p>	<p>本県提案の法改正により、住所要件を満たさない立候補届を行うことの抑止につながる。また、類似の事案が他の選挙でも発生し安定的な選挙の管理執行の観点から看過できない状況であることから、早急に検討の上、制度を見直していただきたい。</p>	<p>【高松市】 立候補届出の際の添付書類として住民票が追加されることにより、形式的に住民票から住所の確認ができる。都道府県の議会の議員選挙においては、同一都道府県内の移転者については判断ができないケースも想定されるが、住民票に記載された住定日、住定届出日、前住所地などにより得られる情報は多く、現行制度と比較すれば被選挙権を有しない者への投票による無効票の削減には有益であると考えられる。</p> <p>【五島市】 居住実態で判断されるべきとありますが、居住実態の調査については、住民基本台帳法第34条に基づき実施されるものであり、自治体が把握する居住実態は、住民基本台帳に反映されているものであると考えます。なお、地方議会議員の被選挙権の要件である選挙権の有無を判断する、選挙人名簿も住民基本台帳を基に調整しているため、住民票の添付は、立候補要件の確認に有効なものであり、虚偽の届出防止の観点から必要であると思慮します。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>【農林水産省】 机上査定は、激甚災害の際の大規模査定方針の適用時のほか、効率的な災害査定を行うため、激甚災害に指定されない規模の災害であっても、その内容に応じ個別に協議することで、現行においても対応可能となっている。</p> <p>【国土交通省】 効率のよい災害査定を実施するため、公共土木施設災害復旧事業査定方針第12・1の規定により「申請額が300万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については机上にて査定を行うことができる」とされています。災害査定は、災害査定官が、災害復旧事業費の決定のための査定に当たり、現地を確認したうえで、復旧工法が適切かどうか判断することを原則としているため、現時点で限度額を緩和することは困難です。</p>	<p>災害査定は、現地の確認が原則とされているが、ドローンで撮影した動画や静止画等により被害状況を的確に把握できるため、現地を確認しなくても工法の適否を判断することは可能と考える。</p> <p>今年度においても、全国では梅雨前線による大雨や台風第5号、山形県沖地震などの災害が頻発しており、そうした災害による被害に対し、災害復旧対策を速やかに実施するためにも、机上査定限度額を整備局査定の対象である2,000万円未満に引き上げること。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>ご指摘の「準則等における特例計算」の趣旨は、工場立地法の施行前に設置されている工場（以下、「既存工場」という）のうち、新たな規制（一定規模の緑地の整備義務）に対応することが困難な工場については、本来の規制よりも緩やかな、特例的な緑地整備の方法を認め、段階的に緑地の整備を進めていくことで、最終的に準則の規定値を満たす緑地を整備させるというものである。そのため、緑地面積が準則で定める規定値に達した既存工場については、特例的な緑地整備の方法を認める必要性がなく、通常計算によって緑地を整備すべきものであり、自治体等から当省に対する法解釈等の問い合わせの際には、そのように回答を行っている。よって、現行規定のままの運用で、対応可能と判断するが、自治体向けの工場立地法説明会等、様々な機会を捉え、周知徹底を図っていく。</p>	<p>説明会等で同法の運用方法を周知していただけるのは大変有意義である。同法の統一的な取扱いのため周知に努めていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。</p>



管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
202	竹田市	部活動指導員の活用事例の周知	自治体は国のガイドラインに基づき導入を検討しているが、国、県の補助制度を活用した人材の確保が困難となっている。部活動指導員の導入事例を周知していただきたい。	国、県の補助制度を活用し部活動指導員を配置したいが、補助要件を満たす人材が見つからず配置が困難である。スポーツの指導をしている人材は存在するが、部活動指導員として位置付けることが難しい。	文部科学省	宮城県、相模原市、串本町、高松市、宇和島市、熊本県、熊本市	<p>○当町においても、現在一名配置しているが、人材確保が困難な状況である。</p> <p>○当市では、部活動指導員を平成30年度は2名、令和元年度は4名任用し、それぞれの中学校で活動している。教員の働き方改革や部活動の質的向上を考えると、今後はさらに増員したい考えがある。しかし、人材確保が課題となっている現状である。</p> <p>○外部指導者を対象に候補者を選定していたが、補助要件にそぐわず折り合いがつかなかった。</p> <p>外部指導者を部活動指導員に位置付けることが難しい。</p> <p>○部活動指導員は、顧問として単独での部活動指導ができる立場にあるため、指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解が必要である。そのため、当市においても、人材の確保が課題となっており、配置計画上の人数を満たしていない状況にある。</p> <p>○当市においては、部活動における技術指導を補助する有償ボランティアを希望校に派遣しており、教員免許保有者のほか、一定期間以上当該ボランティアの経験がある者から任用をしている。しかし、正社員の傍ら有償ボランティアとして活動している方が多く、部活動指導員を職とするには勤務時間や収入がライフスタイルに合わないため、応募者が少ないことが課題となっている。どのような団体や協会にアプローチをすると、経験があり、かつライフスタイルの一致する人材が居るのか、事例を周知いただきたい。</p> <p>○当市においては、国・県の補助を受け、10名の指導員を配置している。当市の配置基準の一つに「これまでに外部指導者の立場で、学校の部活動を熱心に指導した実績があること」としているため、当市においても、学校からの推薦がなければ、指導員を見付けることは困難である。学校から得られる情報だけでなく、他の自治体の導入事例も参照できれば、人材確保の一助になるものと考えられる。</p>
203	さいたま市、埼玉県	自立支援医療(精神通院)の支給認定の有効期間並びに自己負担上限額の決定及びその決定に必要な課税状況等の確認を現行の1年から2年に延長する。	<p>自立支援医療(精神通院)の支給認定の有効期間並びに自己負担上限額の決定及びその決定に必要な課税状況等の確認を現行の1年から2年に延長する。</p>	<p>・現行の制度において更新手続きは1年ごとであるが、更新時に添付する意見書の提出は2年ごととなっている。そのため、更新手続きの際に必要な意見書を準備してくる利用者がおり、混乱やトラブルを招くと同時に利用者にも不利益が生じている。</p> <p>・精神障害者保健福祉手帳の更新手続きは2年ごとであるため、自立支援医療(精神通院)の更新を忘れるなど、当該手帳を所持する利用者にも負担や混乱が生じている。</p> <p>・更新書類に意見書添付分と不要分の2種類があることから、事務処理が煩雑で時間を要している。</p> <p>・近年の受給者増により、窓口での待ち時間が長くなっている。</p>	厚生労働省	宮城県、秋田市、白河市、日立市、石岡市、八王子市、新潟県、浜松市、豊橋市、刈谷市、知多市、京都府、大阪府、兵庫県、南あわじ市、徳島市、八幡浜市、熊本市、鹿児島市	<p>○現行の制度において更新手続きは1年ごとであるが、更新時に添付する意見書(医師の診断書)の提出は2年ごととなっている。そのため、更新手続きの際に必要な意見書を準備してくる利用者があるなど、混乱やトラブルを招くと同時に利用者にも不利益が生じている。精神障害者保健福祉手帳の更新手続きは2年ごとであるため、自立支援医療(精神通院)の更新を忘れるなど、当該手帳を所持する利用者にも負担や混乱が生じている。更新書類に意見書添付分と不要分の2種類があることから、事務処理が煩雑で時間を要している。近年の受給者増により、窓口での待ち時間が長くなっている。申請の増加に伴い、交付までに係る事務量が増加し、受給者証の早期発行が困難な状況となっている。</p> <p>○精神手帳更新時に、自立支援(精神通院)の更新が漏れてしまい、自立支援用診断書を再度取得してもらう必要がある。</p> <p>○本市においても、同様の状況である。更新時に診断書の添付・不要の2種類あることから、受給者も混乱し、事務も煩雑となっている。また、更新申請を忘れる受給者も多く、トラブルになることも多い。そのため、精神障害者保健福祉手帳と同じ、有効期間を2年とするのが望ましいと考える。</p> <p>○平成31年4月1日時点での自立支援医療受給者数は5,940人であり、全員が毎年手続きが必要なので、毎日窓口が大変混雑している。手帳と自立支援医療の両方をお持ちの方は、診断書が2種類必要になることもあり、患者負担も大きい。</p> <p>○提案団体同様、申請手続きが申請者・医療機関・行政の負担となっている。また、行政側においてはその対応に要する事務量が他業務を圧迫している。</p> <p>○当市における受給者数は、年間約100人前後増え続けており、これに伴い、今後更新の受付件数も増えることになる。その分、医療機関による診断書の作成、申請受付窓口、県への進達のチェックに要する時間が増え続けている。また、県による審査の負担も増え続けているものと思慮される。更新を2年に1回とした場合、考慮すべきと考えられる事項は、1点目は受給者として受け続けるか返却するかかの判断の機会について、2点目は所得区分の変更についてである。1点目については、本人の判断又は医療機関の医師と精神障害者との相談の上、2年の間に受給者証を返却することは可能であるため問題ないと考ええる。2点目については、所得判定基準を今年度及び前年度の所得の合計にするなど柔軟に対応することでクリアできるものと考ええる。よって、更新期間を延長してもおおむね支障がないものと考ええる。以上のことから、更新期間延長に伴う影響はあるとしても、増え続けている受給者に対する医療機関の診断書の作成から始まり、県の決定が出るまでの事務及び更新に伴う受給者の負担を考慮すると2年に1回の更新が適切ではないかと考える。(※参考:当市における自立支援医療(精神通院)受給者数の推移 平成28年度末:1,971人、平成29年度末:2,171人、平成30年度末:2,264人)</p> <p>○更新時に添付する書類が人によって違う(診断書の必要な年、不要でない年)が、診断書が必要な年なのかどうか理解できてない申請者がおり、申請者自身が混乱する場合がある。行政の窓口でも必要な書類が揃わなければ受付できず、申請者と行政それぞれ時間がかかってしまう。受給者が増加傾向にある現状に至っては、精神保健福祉手帳と同じ2年の有効期限に合わせるなど、申請者の負担軽減および事務処理の時間短縮を検討してもいいのではないかと考える。</p> <p>○現行の制度において更新手続きは1年ごとであるが、更新時に添付する意見書の提出は2年ごととなっている。そのため、更新手続きの際に必要な意見書を準備してくる利用者がおり、混乱やトラブルを招くと同時に利用者にも不利益が生じている。また、精神障害者保健福祉手帳の更新手続きは2年ごとであるため、自立支援医療(精神通院)の更新を忘れるなど、当該手帳を所持する利用者にも負担や混乱が生じている。加えて、更新書類に意見書添付分と不要分の2種類があることから、事務処理が煩雑で時間を要している。さらに、近年の受給者増により、窓口での待ち時間が長くなっている。</p> <p>○当市も負担に対する考え方は、提案事項の内容どおりである。福祉に携わる人員確保が困難にもなっているので、業務を見直し、業務の負担緩和は考えていくべきである。</p> <p>○現行の制度では1年ごとの更新であるが、更新手続きの際に診断書の提出が2年に1度であるため、利用者及び医療機関に混乱が生じており、窓口や電話で提出書類を聞かれた際に診断書の提出が必要であるか不要であるかの回答がしづらい。利用者の増加に伴い、年々業務量が増加している。</p> <p>○更新申請に際して診断書の提出の要・不要があることから受給者に混乱が生じることがある。特に診断書が不要な更新申請時に受給者が更新を忘れると診断書を取得しなければならず、受給者に負担が発生している。</p> <p>○近年受給者数が増加していることから、更新手続を含めた事務手続及び判定業務に時間を要し、受給者証の交付が遅れるなど、申請者に不利益が生じている。診断書の提出は2年に1度でよいこととされているが、更新申請の度に申請者が診断書が必要な申請かどうか理解しておらず混乱が生じている。</p> <p>○提案市と同意見。手帳と同じ2年ごとにする事で申請者及び窓口事務の負担は軽減される。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>スポーツ庁では、公益財団法人日本スポーツ協会が、スポーツ指導の専門家を運動部活動の外部指導者(部活動指導員等)として活用することを主な目的として開設した「公認スポーツ指導者マッチング」サイトの周知を図るなど取り組んできたが、今後実施する予定の部活動ガイドラインのフォローアップ調査や今年度実施している委託事業の成果を踏まえ、部活動指導員の活用事例の周知に努めてまいりたい。</p>	<p>部活動支援員の活用事例の周知について、具体的な時期及び内容をお示し願いたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>自立支援医療(精神通院)の支給認定の有効期間を1年から2年に延長することについては、平成28年度地方分権改革の管理番号76にて提案されており、地方公共団体、関係団体等の意見を踏まえ、マイナンバー制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、令和元年中を目途に結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずることになっている。 自己負担上限額の決定及びその決定に必要な課税状況等の確認については、税法上、所得認定は毎年行われているものであり、適切な公費負担の考え方から、所得認定の期間を延長することは望ましくない。</p>	<p>本提案は、受給者及び行政の負担軽減を求めるものである。 自立支援医療(精神通知)の更新については、診断書の提出は2年毎で良いにもかかわらず、受給者証の有効期間が1年であるため、更新手続きと、自己負担上限額の決定に必要な課税状況等の確認が1年毎であるため、毎年、市町村の窓口等にて手続きをしなければならず、受給者にとっては、大きな負担となっている。 この上、追加共同提案団体の支障事例にもあるとおり、受給者数は、制度の施行当初から右肩上がりが増加し続けている。これにより、行政の事務量は増大し、本来の相談業務にも支障を来している現状がある。さらに、自立支援医療受給者証の交付も処理量が多いため、交付が遅延することになり兼ねない。これらの点を十分に踏まえた上で、引き続き、制度そのもののあり方を含めた見直しを求める。 また、所得認定については、厚生労働省からの1次回答において、「適切な公費負担の考え方から、所得認定の期間を延長することは望ましくない。」とのことであるが、受給者の負担軽減の観点から言えば、受給者証の有効期間の延長に合わせて、所得認定の期間も延長しなければ、効果は乏しいと言える。受給者の大半は生活環境に大きな変化がない場合が多く、課税状況等が変化することも少ない。そのため、更新時における課税状況等の確認においても、大半が自己負担上限額に変更がなく、2年毎の所得認定でも影響は少ないと言える。なお、市町村によっては、影響額を考慮し、対応策を含めて検討する必要はあるが、課税状況等に変更があり、受給者に不利益が生じた場合等は、所得区分の変更申請を行うことで対応していくことが可能である。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>



管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
204	八王子市	選挙運動自動車における「乗用の自動車」に関する判断基準の明確化	公職選挙法及び同施行令に規定されている選挙運動用自動車の使用可否の判断における「乗用の自動車」に関する基準を明確にすること。 とりわけ、車検証の用途欄表記が乗用以外の場合においても、自動車の実体及び形態等により選挙運動自動車としての使用可否が異なるため、これらの実体及び形態等に応じた具体的かつ詳細な判断基準(ガイドライン等)を示すこと。	選挙運動用自動車は、公選法第141条第6項により、「政令で定める乗用の自動車」に限って使用可能とされているが、これは車検証の用途欄表記にかかわらず、身体障害者用に改造した特種用途自動車等、実体的に乗用と見なされるものであれば使用可能とされている。一方、同じ特種用途である放送宣伝車については、同法同条第1項に「構造上宣伝を主たる目的とするもの」は使用不可と明記されているため、市選管では候補者等にこの旨説明していた。 しかし、平成31年4月市議会議員選挙の際、「乗用としての使用があれば放送宣伝車も選挙運動に使用できる」との見解が国から得られたので、同自動車を選挙運動に使用する準備を進めているが、今まで認められていなかった放送宣伝車の使用は本来に可能かとの問い合わせがあった。 本市選管としては、東京都選管とも協議を重ねたが、「乗用」の判断基準が明らかでない中で、構造上宣伝が主たる目的と思われる放送宣伝車の使用は認められないとの意見で一致した。この間、国に対しても、その判断基準を明らかにすることを再三求めたが、結局明確な回答は得られず、最終的に当該候補者は同自動車の使用を見送った。 このことについて、市選管では、国、都及び警視庁への確認に相当の時間を費やし、当該候補者も、長期間選挙運動用自動車を準備できない不利益を被った。また、「乗用」の判断基準が不明なまま使用した場合には、違法な選挙運動として取締対象となる恐れもあった。選挙運動用自動車に関して、「乗用」を市選管が個別に判断することは不可能であり、その判断基準を伴わない国の見解はあいまいで、かえって現場に混乱を招いている。	総務省	盛岡市、宮城県、川崎市、甲斐市、松原市、高松市、新居浜市、大村市、熊本市、中津市、宮崎市、鹿児島市	○市議会議員及び市長の選挙において立候補予定者への説明会を行う場合においても、本件については法律の規定が非常にわかりにくく、説明にも苦慮している。 ○平成31年4月の市議会議員選挙の際、候補者から「軽トラックの荷台を覆って選挙運動用自動車として使用してよいか」との問合せがあり、「乗用としての使用」の判断に迷った。都道府県選管とも協議したが、「乗用」の明確な判断基準がないため、候補者への回答に日数を要し、立候補準備に支障を来した。 ○市議会議員選挙の際に、三輪スクーターを使用したいとの相談があり、県選管と市選管の見解が異なった事例があった。市選管では、軽自動車届出済証に「軽2輪側車付」との記載があることから、道路運送車両法では「側車付軽2輪」として扱われるため、2輪車として使用できるとの判断をし、県選管と意見の一致をみたが、公職選挙法施行令の記載が複雑で解りにくく、候補者にとっても選管職員にとっても判断に苦慮している。
206	市川市	ケースワーク業務の一部外部委託化	生活保護の決定及び実施に関連するケースワーク業務のうち、高齢者世帯への定期的な訪問や、被保護者からの簡易な電話問い合わせなどの一部業務について外部委託化を可能とする。	本市では、国の施策に先行し、福祉施策の分野、特に障害のある方を地域で支える分野において、行政と民間双方が連携して協働していく土壌を整備し、福祉の充実を図ってきた。 生活保護の分野においても民間との協働による充実に取り組みたいと考えているが、生活保護の決定及び実施は、都道府県知事、市長及び町村長が行い、委任はその管理下にある行政庁に限るため、たとえその一部であっても外部委託することはできない。 本市の生活保護の被保護者数は年々増加しており、ケースワーカーの負担が増加している中で、ケースワーカーには、被保護者の生存権を保障する支援はもちろんのこと、自立を促すための指導や、不正受給の防止など、多様な役割が求められるが、このまま被保護者数が増加する状況が続くことが見込まれる中で、十分な支援を行うことが難しくなっていく可能性がある。  ※なお、過去の特区提案に対する厚生労働省の回答では「ケースワーク業務については、保護の実施機関である地方自治体の責任において行うべきものであり、管理的な業務(保護の決定及び実施にあたる業務)以外のケースワーク業務の一部についてのみ委託可能」との見解が示されている一方で、平成29年12月5日にとりまとめられた「生活保護制度の見直しについて(生活保護制度に関する国と地方の協議のとりまとめ)」において、ケースワーク業務等のあり方については、「稼働能力のある者に対する就労支援や不正受給対策等の業務を効率的・効果的に行う観点から、ケースワーク業務の重点化や外部委託のあり方、生活困窮者自立支援制度との連携に関し、関係者で議論を深めていく必要がある。」とされている。	厚生労働省	松戸市、美濃加茂市、大阪府、高松市、熊本市	○民間のノウハウを、生活保護の決定及び実施に関連するケースワーク業務にも導入することで、細部にわたる訪問等の機会を確保することが可能になり、今まで以上に被保護者の自立助長を促進できる。 また行政のみならず、民間も含めた多様な目が行き届くことで、不正受給の抑止が期待できる。 ○今後も生活保護世帯が増加しケースワーカーの負担の増大が見込まれる中、ケースワーカーの増員は厳しい状況にあり、生活保護の分野でも民間との協働は必要と感じている。生活保護制度の見直しについて協議を進めていただきたい。
207	市川市	戸籍関係証明書のオンライン請求に係る本人確認の簡素化	法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第2項において、電子署名が必須とされているが、これを総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第4条第2項ただし書きと同様に、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない旨を規定することを求める。	郵送での請求が可能な戸籍関係証明書の交付について、オンラインでの請求では電子署名を必須とする規定となっているが、マイナンバーカードが必要であること、さらにICカードリーダーを用いなくてはならないことから、現行制度ではオンライン請求をするためにICカードリーダーを準備する必要があり、利用者の自己負担が生じるなど、利用者が簡易に申請できるシステムの構築が困難になっている。	法務省	川崎市、高山市	—



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>選挙運動のために使用できる自動車は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第141条第6項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第109条の3に規定しているところ。</p> <p>なお、同条第1項第1号の乗用自動車は、一般に自動車検査証又は軽自動車届出済証に「用途」として乗用の旨が記載されているものであるが、自動車検査証又は軽自動車届出済証に「用途」として乗用の旨が記載されていない場合であっても実体的に乗用とみなされるものであれば含まれるものと解されている。</p> <p>どのような場合に乗用とみなされるかについては、個別具体の事実即して判断されるべきものであり、網羅的にガイドラインを示すことは困難であるが、疑義のある場合には、これまで同様、法解釈について個別に助言してまいりたい。</p>	<p>選挙運動のために使用できる自動車に関してどのような場合に乗用とみなされるかについて、「疑義のある場合には、これまで同様、法解釈について個別に助言してまいりたい。」とのことであるが、今回の提案は、車検証上特種用途である放送宣伝車に關してどのような場合に乗用として判断されるかを個別に総務省に問い合わせたものの、明確な助言(回答)がなかったことを端緒とし、これによって生じた候補者、選挙管理委員会及び警察本部等における支障や混乱の解消を目的としている。よって、まずもって当該疑義に対する回答を明示されることを再要望する。</p> <p>そのうえで、確かに、選挙運動用自動車としてどのような場合に乗用とみなされるかについては、最終的には個別具体の事実即して判断されるべきだが、公職選挙法を所管する総務省においては、本来、その前提となる法解釈やそれに基づく判断基準について主体的に明示・周知したうえで、必要に応じて各自治体に助言されるべきである。</p> <p>また、現行の総務省の個別対応では、他自治体の事例を関知できず、全国の選挙管理委員会において選挙の適正な管理・執行に活用する観点や、候補者間の選挙運動における公平性を確保する観点からも、統一的な法解釈やそれに基づく判断基準を踏まえた具体的な事例を全国的に共有することは極めて重要である。</p> <p>したがって、個別具体の事実即して判断するにあたっての前提となるこれまでの法解釈を改めて整理したうえで、仮に網羅的でなくても、候補者、選挙管理委員会及び警察本部等において参考となる選挙運動用自動車の使用可否に関する一定の判断基準と個別具体の事例を通知により示す等必要な措置を講じられたい。</p>	<p>【川崎市】 実際に支障を来した事例を踏まえ、網羅的にガイドラインで示すことが困難という状況が改善されるよう制度改正も含めた検討をしていただきたい。</p> <p>【高松市】 様々なケースが想定されるため網羅的なガイドラインを示すことは困難であることは十分理解できるが、個別具体の事実即して判断する材料としての一定のガイドラインを示されることにより、選管が候補者からの問い合わせの対応に苦慮し候補者の準備に支障をきたすことも減ると考える。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>生活保護における定期訪問等は、生活保護受給世帯の安否確認や生活の支援を行うだけでなく、訪問等を踏まえた保護の程度決定や指導指示など、国民の権利・義務に深く関係する業務であり、公権力の行使に深く関係するとともに、その実行性を担保する必要があるため、御提案の外部委託の在り方については、引き続き慎重な検討を有するものとする。なお、現在、ケースワーカーの業務負担の軽減を目的として、社会福祉推進事業において、福祉事務所の実施体制に関する悉皆調査を実施しているところである。</p>	<p>厚労省が平成29年12月5日に公表した「生活保護制度の見直しについて(生活保護制度に関する国と地方の協議のとりまとめ)」で、ケースワーク業務の外部委託のあり方について関係者で議論を深めていく必要がある旨の記述がある。本市としては、早急に対応していただきたいと考えているが、この公表から1年以上が経過している。この間、厚労省では、ケースワーク業務の外部委託化についてどのような検討を行ってきたのか、お伺いしたい。</p> <p>また、第1次回答中「引き続き慎重な検討を有する」とあるが、今後の具体的な検討の場や検討スケジュールを明示されたい。</p> <p>提案団体としては、ケースワーク業務の外部委託化を強く要望するものである。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>オンラインにより戸籍謄本等を請求する場合には、電子署名を行わなければならないとされている(戸籍法施行規則第79条の3第2項)。</p> <p>他方、行政手続等における情報技術の利用に関する法律施行規則第4条第2項ただし書においては、電子署名のほか、行政機関の長が指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでないとする。</p> <p>戸籍謄本等は、個人のプライバシーに係る個人情報に記載された証明書であり、請求者の本人確認は慎重に行われるべきものである。その点、電子署名はオンライン請求における本人確認の手段としては信頼性の高い方法であると考えられる。技術革新によって、電子署名よりも簡便かつ信頼性の高い方法が構築されると思われるが、現時点においては電子署名によるほかにないと考えられる。</p> <p>したがって、要望に応じることは困難と考える。</p>	<p>御回答の趣旨については承知した。</p> <p>しかし、現状の電子署名による本人確認は、請求者がPCとICカードリーダーを用意しなくてはならないことから、利便性が高いシステムとは言えないと考えている。</p> <p>今後の技術革新により、安全性を確保しつつ請求者の利便性の向上が図られる場合には、積極的な対応をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>



管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
208	静岡県、埼玉県、南豆衛生プラント組合、三島市外三ヶ市町箱根山林組合、三島市外五ヶ市町箱根山組合、三島函南広域行政組合、富士山南東消防組合、裾野市長泉町衛生施設組合、伊豆市沼津市衛生施設組合、御殿場市・小山町広域行政組合、駿豆学園管理組合、共立蒲原総合病院組合、志太広域事務組合、大井上水道企業団、駿遠学園管理組合、牧之原市菊川市学校組合、相寿園管理組合、袋井市森町広域行政組合、浜名湖競艇企業団、浜名学園組合、東遠工業用水道企業団、掛川市・袋井市病院企業団	一部事務組合における不動産の登記手続の簡素化	現状、一部事務組合が所有する不動産の登記手続において、法務局から「一部事務組合の資格証明書」(一部事務組合の「名称」「所在地」「管理者」を都道府県知事の名で証明)の提出を求められるが、これを「設立許可書の写し」「組合規約」の確認等へ変更すること。 上記提案が困難であるならば、年間に登記申請を複数回行う団体があることを考慮し、資格証明書について法務局からの原本選付を認めること。	【一部事務組合】 地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体であり、構成団体の議決を経た協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て設置されるもの。  【支障事例】 現状、一部事務組合の「名称」「所在地」は規約の必要的記載事項であることから、これら「2項目」については、規約に基づき資格証明を行っている。しかしながら、管理者については「その選任方法」が規約の必要的記載事項とされており、規約により管理者の確認が可能な場合もあれば、規約のみでは管理者が判然としない場合もある。「管理者」に変更等があった場合に、都道府県知事に対する届出義務等もないことから、規約により管理者が判然としない場合は、都道府県は管理者の証明根拠を有していないこととなる。(現状は組合側への管理者の確認に基づき資格証明を行っている。)  【支障解消策】 組合規約の確認や組合側への管理者の確認は、法務局窓口でも行い得るものである。また、規約等の真正性については、地方自治法に基づき設置された特別地方公共団体の執行機関たる管理者が「原本証明」することで担保されるものと考えられる。	法務省	宮城県、長泉町	○同様の事例として、農政局への肥料取締法に基づくコンポスの登録証の住所変更手続きについて、一部事務組合の資格証明書の提出を求められた事例があり、都道府県は証明根拠を有しておらず対応が難しい。
211	神奈川県、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、開成町、愛川町、山梨県、愛知県	マイナンバー制度における適切な情報提供	マイナンバー制度の見直し等を行う際には、実務が円滑に進むよう十分な情報提供と地方との事前協議を行い、地方自治体への影響を検証した上で、導入を進めること。 また、データ標準レイアウト改版は自治体の予算編成に考慮して早期に確定し、遅れる場合は、判明した段階で自治体に情報提供すること。	令和元年7月版データ標準レイアウト改版において、情報連携開始時期が事前調整なく6月中旬に前倒しされた。 データ標準レイアウト改版では、自治体にて改版内容に応じたシステム改修、副本登録などの対応が必要になるため、情報連携開始が早まることで作業日数が短くなり、自治体の負担が大きい。 また、7月から次年度のシステム改修等に関する予算調整を行うが、改版内容が確定しないと正確な積算ができない。そのため、見込み額で予算要求をせざるを得ず、他の事業予算を削る必要が生じるなど、影響がある。	内閣府、総務省	ひたちなか市、熊谷市、桶川市、八王子市、平塚市、福井市、越前市、高山市、豊橋市、豊田市、京都市、兵庫県、神戸市、五島市、熊本市、宮崎県、宮崎市	○データ標準レイアウト改版の仕様確定が遅いため、ベンダーのシステム改修の設計・見積が遅くなりがちである。そのため、自治体の予算措置も遅くなる。データ標準レイアウト関連様式をエクセルではなくシステム化し、自治体やベンダーが把握しやすくすべきである。エクセルのままでは見辛しい把握漏れが出る可能性がある。また、個別にQ&Aで出した仕様内容は必ずデータ標準レイアウト関連様式に追記・反映させるべきである。 ○データ標準レイアウト改版では、自治体において、改版内容に応じたシステム改修、副本登録などの対応が必要になる。改版内容が早期に確定されないと、情報連携開始までの作業期間が確保できず、確実な対応が行えない可能性が生じる。 ○データ標準レイアウトの修正はメール等で周知されないため、自治体側が能動的にデジタルPMOを確認する必要があり、対応が遅れる可能性がある。自治体の予算要求時期を考慮して、年次改版時期を年度後半にするよう抜本的な見直しを要望する。 ○7月から次年度のシステム改修等に関する予算調整を行うが、改版内容が確定しないと正確な積算ができない。そのため、他の事業予算を削減してシステム改修に要する必要最小限の経費よりも多くの額を見込み額として計上せざるを得ず、市の政策的な投資に対して影響が生じている。 ○データ標準レイアウトの改版に際しては、改版内容の度々の変更が自治体のシステム改修において負担となっている。また、改版に伴うテストの円滑な実施のためには、より早期の方針決定及び情報発信が望まれる。 ○情報連携開始が前倒しになったことにより、精査や改修作業の時間が短時間となり、負担額、実改修作業ともに調整が難しかった。データ標準レイアウト改版の内容が確定していないため見込みで予算措置を行うことになるため、改修内容が大きくなった場合の調整に苦慮している。 ○データ標準レイアウト改版では、自治体にて改版内容に応じたシステム改修、副本登録などの対応が必要になるため、情報連携開始が早まることで作業日数が短くなり、自治体の負担が大きい。 ○当市においてもデータ標準レイアウト改版において、短期間でシステム改修や、機関間テストを行う対応が必要となるなど、負担が大きい。 ○データ標準レイアウト改版では、自治体にて改版内容に応じたシステム改修、副本登録などの対応が必要になるため、情報連携開始が早まることで作業日数が短くなり、自治体の負担が大きい。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>一部事務組合が登記手続を行う際には、添付情報の一つとして、当該一部事務組合の代表者の資格を証する情報を提供する必要があります(不動産登記令(平成16年政令第379号)第7条第1号)、登記官は、提供された情報から、申請人が一部事務組合の代表者であることを確認しているところ、一部事務組合は、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て設立され、その組織、事務及び規約の変更等についても、総務大臣又は都道府県知事の許可が必要であるとされ、また、解散についても総務大臣又は都道府県知事への届出が必要とされていることから、当該一部事務組合の代表者の資格を証する情報としては、当該一部事務組合の設立許可等を行った総務大臣又は都道府県知事が当該一部事務組合の「名称」、「所在地」、「代表者(管理者等)」を証明した書面を提供するよう求めざるを得ない。「設立許可書の写し」や「組合格約」では、登記申請時点における一部事務組合の代表者を確認することができず、登記の真正を担保することができないことから、当該一部事務組合の代表者の資格を証する情報として「設立許可書の写し」や「組合格約」で足りるとする取扱は困難である。他方で、登記申請の添付書面の原本還付については、不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第55条第1項により、当該申請のためにのみ作成された書面等を除き、還付することが認められており、総務大臣又は都道府県知事が作成した証明書についても、他の登記申請において使用するものであれば、現行の制度においても還付に依っているとある。</p>	<p>一部事務組合から届出義務等のある規約の内容については、都道府県で証明等せざるを得ないことは承知した。また、添付書類の原本還付により一定の事務の効率化が見込まれるため、今後一部事務組合に周知を図っていく。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>【内閣府】 マイナンバー制度に関する実務が円滑に進むよう、今後とも、データ標準レイアウトの改版に係る情報については、可能な限り迅速に情報提供を行うよう努めるなど、地方自治体への十分な情報提供を図って参りたい。</p> <p>【総務省】 データ標準レイアウトの改版に当たっては、通常、改版実施の前々年の1月にβ版を公開し、十分な期間を設けて、地方自治体から意見を聴取している。さらに、提出された意見を踏まえた修正を行った上で、改版実施の1年前の7月に確定版を公開し、地方自治体がシステム改修の準備に支障が生じないようにしている。このように、データ標準レイアウトの改版については、これまでも、地方自治体の意見を丁寧に聞き、十分な時間を確保して行ってきたところである。</p> <p>平成30年の年次改版においては、改版の実施日を7月2日としたところであるが、令和元年の年次改版の実施日については、福祉関係事務に支障が生じないようにするため、地方自治体及び制度所管府省から前倒しするよう要請を受け、関係機関にて協議の結果、6月17日頃に前倒しすることとし、平成30年8月6日に地方自治体に連絡したところである。</p> <p>このように、令和元年の年次改版の実施日の前倒しについては、地方自治体及び制度所管府省からの前倒し要請という特別な事情によるものであり、今後の年次改版において、大きく時期を変更することは、考えていないところである。なお、令和2年の年次改版の実施日の事前連絡については、地方自治体の予見可能性をさらに高める観点から、平成30年より1か月前倒しし、7月8日に地方自治体に連絡をしたところである。</p> <p>今後とも、データ標準レイアウトの改版に係る情報については、可能な限り迅速に情報提供を行うよう努めてまいりたい。</p>	<p>データ標準レイアウト改版の内容については十分な期間を設けて地方自治体に意見聴取が行われているものの、令和元年度の改版実施日の前倒しについては、副本登録期間が短縮されることにより地方自治体の負担が増えるにもかかわらず、地方自治体への意見聴取等を行うことなく、一部の地方自治体(及び制度所管府省)による要望をもとに決定された。</p> <p>本件提案の趣旨としては、地方自治体に影響があるようなマイナンバー制度の見直しを行う際には、地方自治体に意見聴取等を行って実務が円滑に進むかを検討した上で導入していただきたいというものである。令和元年度の改版実施日前倒しのような各団体の負担増となる変更を行う場合には、意見聴取を行わずに決定されることで実務上支障が生じるおそれがあるため、「可能な限り迅速な情報提供を行う」だけではなく、必ず事前に地方自治体への意見聴取(照会)等も行っていただきたい。</p> <p>また、次年度データ標準レイアウトの確定時期について、平成30年度改版においては6月末にレイアウト確定とアナウンスされていたが、8月16日まで確定しなかったことにより予算編成に影響があった。令和元年度は7月1日に確定されているが、確定後にレイアウトの変更を行わないようにするとともに、次年度以降も6月末には確定していただきたい。</p> <p>さらに、「今後の年次改版において、大きく時期を変更することは、考えていない」とあるが、「福祉関係事務に支障が生じないよう」時期を前倒したと同様に、本提案でお伝えしている支障事例を改善するため、年次改版の適切な実施時期については継続的に検討していただきたい。</p>	<p>【五島市】 今後とも、マイナンバー制度に係る自治体側の実務を考慮した迅速な情報提供等をお願いしたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>



管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
212	神奈川県、さいたま市、川崎市、相模原市、寒川町	認可外保育施設の保育従事者の配置基準に係る乳幼児の年齢の基準日の解釈の明確化	認可外保育施設について、保育従事者の配置基準に係る乳幼児の年齢の基準日を「誕生日(いわゆる満年齢)」として運営している施設が国の指導監督基準を満たしている旨の解釈を明確にすること。	今後、認可外保育施設が幼児教育無償化の対象となるためには、国が定める指導監督基準を満たす必要がある。現状、都道府県等の指導監督基準における保育従事者の配置に係る乳幼児の年齢の基準日については、厚生労働省に確認したところ、「都道府県等の裁量により「年度初日の前日(いわゆる学年)」が「誕生日(いわゆる満年齢)」か定めることができる」との回答を得ている。 しかし、都道府県等の指導監督基準で年齢の基準日を「誕生日(いわゆる満年齢)」とし、それに適合する施設を適当と認めたとしても、国の指導監督基準(年齢の基準日を「年度初日の前日(いわゆる学年)」で規定)を満たさない可能性があり、幼児教育無償化の対象とならない可能性がある。 都道府県等の指導監督基準を満たした施設が適切に幼児教育無償化の対象となるために、認可外保育施設について、保育従事者の配置基準に係る乳幼児の年齢の基準日を「誕生日(いわゆる満年齢)」として運営している施設が国の指導監督基準を満たしている旨の解釈を明確にすること。	内閣府、厚生労働省	秋田県、豊橋市、大阪市、南あわじ市、松山市	○認可外保育施設においては、5年間の経過措置以降は国の指導監督基準を満たしていることが無償化の条件となることが定められていることから、県の裁量により年齢の基準日を「誕生日(いわゆる満年齢)」としている場合でも、国の指導監督基準を満たしていることが明確である必要がある。 ○国の指導監督基準によって運用しているため、提案のような支障は想定していないが、無償化に関連した重要な課題であると考えられるため、解釈の明確化が必要である。
213	神奈川県、千葉県、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、秦野市、伊勢原市、開成町、愛川町、山梨県	学校給食費の公会計化に伴う生活保護制度の教育扶助(学校給食費)の支給方法(学校給食費)における支給方法の明確化	学校給食費が公会計化された場合における教育扶助(学校給食費)の支給方法について、現物給付によって行うことが可能である旨を通知により明確化されたこと。	学校給食費が公会計化された場合における教育扶助(学校給食費)の支給方法について、現物給付によって行うことが可能である旨を明確化されないことにより下記の支障が生じている。 【支障事例】 生活保護の一種である教育扶助(学校給食費)については、私会計であれば生活保護法第32条第2項の規定に基づき学校長に対して交付可能であるが、学校給食費が公会計化された場合、自治体の長やその長から委任された教育委員会(以下、「自治体の長等」という。)が徴収権者となるため、当然学校給食費は自治体の長等あてに納付することになる。この場合、生活保護法第32条第2項には自治体の長等に交付できるとの規定がなく、また、生活保護法第37条の2に示される保護の方法の特例にも規定がないため、教育扶助(学校給食費)を自治体の長等に代理納付することができないといった事態が生じている。制度上、一旦学校長に交付し、そこから自治体の長等に納付することは可能であるが、学校の事務負担等の観点から現実的ではない。また、自治体の長等が教育扶助(学校給食費)の納付を受けるため、学校長から委任状をもらっている事例もあり、学校等の事務負担が生じている。	厚生労働省	宮城県、新潟市、長野県、豊川市、久留米市、熊本市、宮崎市	○市町村における公会計への移行の増加が見込まれる中で、現物給付での支給が行えないことによる、扶助目的から外れた使用(給食費の未納)が増加する可能性が高い。移行後における現物支給が可能である旨を明確化することで、扶助目的に沿った適切な使用が確実となることから、制度改正(明確化)が必要と考える。 ○現在は、現物支給ができない場合、給食費の未納が発生する恐れがあるため、本提案に同意します。 ○当市においても、令和2年4月より公会計化されることから、運用の検討を行っているが、生活保護システム上校長への納付を前提に構築されているため、同様の事務負担やシステム改修が発生することが予想される。よって、同様の制度改正の必要性を感じている。
215	神奈川県、横浜市、海老名市	食料安全保障確立対策推進交付金(消費・安全対策交付金)について、早期の交付決定の実施	食料安全保障確立対策推進交付金(消費・安全対策交付金)について、早期の交付決定を実施すること。 ※都道府県や市町村に対し協力指示を発出する場合は、必要経費に係る予算の裏付けを徹底する	【現状】 本県は、植物防疫法第19条第1項に基づく国の協力指示に基づき、当該交付金を活用して特殊病害虫の緊急防除に取り組んでいる。具体的には、国(植物防疫所)が調査及び廃棄植物の指定(廃棄命令)を行い、県が損失補償及び伐採等廃棄を実施している。 【支障事例】 過去3年にわたり、年度当初配当額は事前協議時に提出した感染確認している樹木に係る処分費用の積算額を大幅に下回っており、また、年度途中にも国の指示に従い、その時点で不足している所要額を積算し、追加交付を要するものの、内示が遅れ、年度内の感染樹木の伐採・廃棄等ができなかった。植物防疫所の検定の結果、感染していることが判明した際には、植物防疫所の職員とともに感染樹木の所有者宅を訪問し、調査結果を伝えるとともに伐採協力と損失補償手続について説明しているが、内示の遅れにより廃棄手続を進めることができないことから、自治体に対して所有者からのクレームが多数寄せられているほか、訪問時点では伐採に了承していたが意見を翻す事例も発生し、その対応に時間を費やしている。また、予算の執行管理が煩雑になるなど、地方の事務執行に甚大な支障が生じている。	農林水産省	栃木県	○近年、全国的に重要病害虫の発生報告事例が増加しており、当県においても緊急防除が必要となる病害虫の発生に対応が求められる可能性がある。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>認可外保育施設の指導監督基準においては、保育従事者の配置に係る基準日の取扱いを、公定価格における取扱いを含め、年度の初日の前日における満年齢とする認可保育所の取り扱いを準用している。</p> <p>また、認可保育所に関して、「平成29年の地方からの提案」において、基準日を年度途中で変更する提案がなされた際、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当する保育士等や周りにいる子どもが環境に馴染みにくく、不安やストレスを感じやすくなる</li> <li>・基準日のたびに配置基準等の計算を行う必要があるため、管理が煩雑となり事務負担が増加する</li> </ul> <p>等の懸念が自治体や施設から示されたことから、引き続き、年度初日の前日を基準日としている。</p> <p>以上を踏まえ、定期利用が多く、クラス編成を行っているような認可外保育施設では、認可保育所と同様に年度初日の前日を基準日として考えることが基本であるが、認可外保育施設は利用児童の状況や運営形態等が様々であることから、指導監督を実施する都道府県等において、施設ごとに基準日を判断することが可能である旨を指導監督基準において、明確化する。</p>	<p>認可外保育施設の指導監督基準(平成13年3月29日 雇児発第177号別添。以下、局長通知という。)における保育従事者の配置に係る乳幼児の年齢の基準日は、原則、「年度初日の前日(いわゆる学年)」と理解したが、局長通知を参考に定める都道府県等の指導監督基準における保育従事者の配置に係る乳幼児の年齢の基準日について、第一次回答から、定期利用が多く、クラス編成を行っているような認可保育所に近い形態の認可外保育施設については、基本は「年度初日の前日(いわゆる学年)」であるものの、都道府県等において、施設ごとに基準日を判断できなくなった場合、判断材料が示されておらず、各施設が認可保育所に近い形態なのか否かの判断に混乱が生じる。</p> <p>こうした混乱が生じないように、また、国が全国一律に幼児無償化を進めていることから、どういう場合が「年度初日の前日(いわゆる学年)」または「誕生日(いわゆる満年齢)」に該当するのか、この点をしっかりと局長通知に明記すべきと考える。</p> <p>また、令和元年10月から全国一律に幼児教育無償化を実施するに当たり、認可外保育施設については、経過措置はあるが、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年5月31日 内閣府令第6号。以下、内閣府令という。)第1条に記載の基準を満たすことが幼児教育無償化の条件となる。内閣府令は技術的助言である局長通知を参考に定める都道府県等の指導監督基準とは別のものであるが、各都道府県等において、各都道府県等の指導監督基準により、施設ごとに基準日を判断した場合にも、全国一律の基準である内閣府令における保育従事者の配置に係る乳幼児の年齢の基準日を満たすという理解でよいか。</p>	<p>【松山市】</p> <p>保育従事者の配置は「児童福祉法」や「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第33条で満年齢で計算されるようになっている。したがって、年度の初日の前日における取扱いについては規定されておらず、認可施設であり確認した施設が利用する公定価格の取扱いだけで準用する根拠は見当たらない。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>学校給食が公会計化された自治体のうち、一部自治体では教育扶助を現物給付していると承知している。教育扶助の適正な実施に向けて、周知の内容について検討したい。</p>	<p>学校給食費の公会計化の拡大に伴い、教育扶助費(給食費等)の代理納付手続きの調整が困難となっている現状もあることから、早期に(遅くとも今年中に)、教育扶助(学校給食費)を現物給付によって行うことが可能である旨の通知発出をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>食料安全保障確立対策推進交付金(消費・安全対策交付金)の特殊病害虫緊急防除におけるプラムボックスウイルスの緊急防除については、提案自治体と協議を行い、所要額の交付に努めてきたところであるが、対象6都府県全体で見ると当初見積もりを越える伐採需要が生じたこと等から、交付決定時期について、提案自治体の要望に十分沿えない場合もあったところである。</p> <p>プラムボックスウイルスの緊急防除については、令和元年度ウメ輪紋ウイルス対策検討会(第1回)(令和元年5月29日開催)において、感染樹対策としての感染樹の伐採・廃棄は中止するとされたところ。今後、当該方針に基づき、提案自治体と十分調整を図りながら、プラムボックスウイルスの緊急防除に係る食料安全保障確立対策推進交付金(消費・安全対策交付金)の交付決定を遅滞なく実施してまいりたい。</p>	<p>当該交付金については、プラムボックスウイルスの緊急防除に限らず、伝染性病害虫の発生予防・まん延防止等で、引き続き活用することが想定されるものであるため、回答のとおり、地方側と十分に調整の上、交付決定を遅滞なく実施していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>



管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
216	神奈川県、埼玉県、さいたま市、藤沢市、小田原市、海老名市、寒川町、開成町	園芸用施設の設置等の状況把握、地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態等調査については、都道府県及び市町村の事務負担を軽減するため、必要な調査項目は農林業センサス等の別の調査に統合する等の見直しを行うことで、都道府県及び市町村の事務の廃止	園芸用施設の設置等の状況把握、地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態等調査については、都道府県及び市町村の事務負担を軽減するため、必要な調査項目は農林業センサス等の別の調査に統合する等の見直しを行うことで、都道府県及び市町村の事務の廃止を行うこと。	これらの3調査については、園芸用施設の設置状況や地域の野菜・果樹の詳細な栽培状況等について調査するものであるが、都道府県及び市町村を調査対象または経由先として行っている。一方で、調査項目は、県や市町村でも、新たな担い手の参入があった場合や、補助金を活用して施設を新設した場合に取得した情報しか持っていない場合が多く、その他の情報は職員が個人的に見聞きした程度のものに留まり、詳細かつ正確なデータを把握していない場合が多い。また、国の調査依頼が来てから、域内の農協等に確認を行う場合があるが、連絡・調整に膨大な時間が掛かっていると同時に、この確認を行っても把握できない場合があるのが実態である。県としてはこれらの調査を実施する必要性を感じておらず、現にこの調査の結果を政策立案の根拠として活用しているわけでもないため、本調査について、農林業センサスや作況調査等の別の調査に統合する等の見直しを行い、都道府県及び市町村の事務の廃止を行うこと。	農林水産省	白河市、栃木県、川口市、八千代市、福井市、熊本市	<p>○地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態調査において、市では状況を把握しておらず、短期間でJAや都農会長に地域の情報を聞き取り回答している状況であり、調査の精度も低いと思われる。また、調査結果も把握しておらず、調査の重要性が感じられない。農林業センサス等の調査方法の統一された方法での実施と調査結果の活用を希望する。</p> <p>○本市でも園芸用施設の設置等の状況把握、地域特産野菜生産状況調査は、左記団体の支障事例と同様新たな担い手の参入があった場合や、補助金を活用して施設を新設した場合に取得した情報しか持っていない場合が多く、その他の情報は職員が個人的に見聞きした程度のものに留まり、詳細かつ正確なデータを把握していない。また、調査依頼が来てから、域内の農協等に確認を行う場合があるが、連絡・調整に膨大な時間が掛かっていると同時に、この確認を行っても把握できない場合があるのが実態である。</p> <p>○調査項目については、市町村でも正確に把握することが出来ない、又はする手段を持たないというのが実態である。補助金の活用や、認定農業者・認定新規就農者の認定を受けている限られた集団の中から情報を収集して回答しているものや、農協に調査の協力を依頼しており、この場合も調査対象は農協組合員に限定されてしまうため、データの正確性には不安が残る。また、調査方法については、依頼を受けてから情報の収集を行うため、回答期限内に調査回答を作成するために新たに情報を集約する期間が取れない場合には手持ちの限られた情報を元に回答を作成している。本調査について、農林業センサスや作況調査等の別の調査に統合されれば、市町村事務は大幅に軽減される。</p> <p>○「園芸用施設の設置等の状況把握」について、調査項目のうち、設置面積、棟数は把握しているが、栽培作物、栽培延べ面積、収穫量は把握しておらず、それらを調査するには事務的な負担が大きい。</p> <p>○園芸用施設の設置等の状況把握において、担当課で把握している施設所有の農業者に対し調査を実施しているが、詳細かつ正確なデータを把握できていない。また、多数の農業者から回答を取りまとめるため膨大な時間がかかっている。</p> <p>○関係各所からデータ収集をするものの、昨今の販売経路は、インターネット、個人契約、産直、路上販売等多様な方法があり、それらの情報を掴むことは困難であるので、本統計の正確性をどこまで求めるかが、この廃止の判断になると考えられる。</p> <p>○本市においても、正確な調査データがなく、責任ある回答ができないため、廃止を要望する。</p> <p>○提案団体の意見と同様、これらの調査は、詳細かつ正確なデータの把握が困難であり、調査によって得られるデータの精度は高くない。一方で調査の実施に当たっては、関係団体との連絡・調整に多大な時間を費やさなければならないため、職員の事務負担は大きいものとなっている。また、調査に係るノウハウを有していない市町村の事務負担も大きいものと思料する。</p> <p>○当市においても、提案団体の示す具体的な支障事例と同様の状況であり、左記に提起される3調査のみならず、県から依頼のある大半の統計調査については、根拠となりうるデータを保有していないことから、推計にて対応せざるを得ない状況。統計の本質を鑑みれば提案にあるような根本的な制度見直しが必要と思われる。</p> <p>○地域の野菜・果樹の栽培状況を調査するものであるが、調査項目について補助事業等を活用した場合などに取得した情報や農政業務に精通した職員・農業協同組合員などからの聞き取り等により情報収集を行っているものの、すべての調査項目について把握することが困難であり、データ精度が劣る場合が多い。</p>
217	神奈川県、さいたま市、藤沢市、秦野市、海老名市、寒川町、開成町	農業次世代人材投資事業の要件確認に係る代替書類	農業次世代人材投資事業において、交付対象者が農地の所有権又は利用権を有することを証するものとして求められる農地基本台帳の写しについて、他の書類で代替可能とし、代替書類を要綱に明記する。	農業次世代人材投資事業においては、準備型の就農状況報告や経営開始型の交付申請等の際に、交付対象者が農地の所有権又は利用権を有していること等を証明する添付書類として「農地基本台帳及び契約書等の写し」を提出することが要綱上求められている場合がある。この農地基本台帳の写しについては、農業委員会によって発行する様式等が異なっており、本事業で求められている写しにどの程度の情報を記載する必要があるかも明らかではないところ、農業委員会によっては、事業に直接関係していない農地の所有者の個人情報に記載されていることを理由として、写しの発行を拒否するところも多く、書類整備に支障をきたしている。農地基本台帳の写しがなくとも、農地法第3条の許可を受けた賃貸借又は売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画や農用地利用配分計画等によって、所有権又は利用権の確認等の目的を達成することは可能であると考えられるため、これらの書類で代替することを可能としてほしい。	農林水産省	宮城県、福井市、京都府、出雲市、熊本市	<p>○他の書類で代替可能とし、代替書類を要綱に明記することで、行政の効率化が図られるだけでなく、交付対象者の事務負担が軽減される。</p> <p>○本市においても、農地基本台帳の写しについては、代替書類による提出を可能とする運用となるようにしてほしい。</p> <p>○農地基本台帳の写しについて、当市農業委員会においては対外的に交付していないため、書類を入手することができず、書類整備に支障をきたしている。農地基本台帳の写しがなくとも、農地法第3条の許可を受けた賃貸借又は売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画や農用地利用配分計画等によって、所有権又は利用権の確認等の目的を達成することは可能であると考えられるため、これらの書類で代替することを可能としてほしい。</p> <p>○当市において、現在、支障事例はないが、新規就農者(農外就農)の多くは利用権設定で耕作権利を取得するため、市町村が行う利用権設定に関する事務の書類で事足りるのであれば、場合によっては農業委員会の書類を不要とでき、事務手続きの簡素化が図れる。また、農業委員会の書類が必要であるなら、その発行が拒否されることがないよう、必要な項目や発行の協力を農水省から農業委員会に指示すべきである。</p> <p>○農地基本台帳の写し以外の書類による確認が可能であれば、交付対象者の事務負担軽減が図れるため、制度改正の必要性はあると考える。</p> <p>○当市においては、申請者本人からは許可を受けた賃貸借又は売買契約書の写しを提出してもらい、その後農業委員会から農地基本台帳の写しをもらい添付しているところである。これらの書類で代替することは、確認の目的を達成するとことができ、申請には不要な個人情報の保護にも繋がると考える。</p>
218	神奈川県	土地区画整理事業の測量成果に係る国土調査法第19条第5項の認証申請の経由の廃止	土地区画整理事業の測量成果に係る国土調査法第19条第5項の認証申請の経由の廃止	<p>【現状】</p> <p>国土交通大臣に提出する土地区画整理事業に伴う測量成果の国土調査法第19条第5項指定に係る申請書その他の書類については、平成15年4月8日国都市第537号通知の図-1・図-2において都道府県知事(または政令市)を経由することとされている。(認証申請手続全体を規定する平成15年1月8日国土国第352号においては、都道府県経由は規定されていない。)</p> <p>【具体的な支障】</p> <p>県経由時の書類管理や整理、書類間の数字や文言の突合等の形式チェック、国への進達書類等が大きな負担となっている。年3回程度、地方整備局から県へ対象案件のとりまとめ依頼があり、県から市町村(政令市除く)、組合等へ照会をかけ、とりまとめには約1か月の期間を要している。年間数件程度の事務であることから書類管理や国への進達といった事務も含め、事務処理ノウハウの継承が負担となっている。</p> <p>県認可事業であっても、経由時は書類の形式チェック等を行うのみであるため、事業認可主体が行う必要はない。(中核市や事務処理特例市町村が認可しているものでも県が経由を行っている。)</p> <p>県の事業所管課として、測量成果の内容を把握する必要性がない。事業者にとっても、県経由によって申請に時間を要することで迅速な指定が受けられない。また、申請書提出後の進捗状況に県が関知していないことを承知しておらず、問い合わせ先等に関し混乱しているケースがある。</p>	国土交通省	宮城県、茨城県、大分県	<p>○中核市が認可権者である組合施行の土地区画整理事業においては、本件申請について中核市が書類を審査する立場にはないが、認可権者ではない都道府県としては、換地計画等の法定書類と本件申請書類との整合を確認することが困難であるため、実情として、当市が本件申請の基本的事項を確認した後、県へ進達している。また、当市が施行者となる土地区画整理事業においても、申請書の提出先が直接、国の窓口となることで申請者にとって分かりやすくなる。さらに、都道府県等への経由期間がなくなることで登録決定までの審査期間の短縮化が図られ、申請者の利便の向上に繋がると同時に、都道府県等の事務負担の軽減につながる。</p> <p>○近年、当市の土地区画整理事業において、国土調査法第19条第5項の認証申請は行っていない。数年後に第19条第5項に係る業務に着手する予定で、現在手続きについて精査中である。</p> <p>○提案県での支障事例のとおり、県経由時の書類審査や進達書類等が大きな業務となっており、特に東日本大震災以降は、事業地区数が急激に増加しており、業務上の大きな負担となっている。また、事業者にとっても、県経由によって申請に時間を要することで迅速な指定が受けられない状況にある。こうしたことから、認証申請において、県を経由せず、直接事業者が国へ提出できるよう、制度改正が望まれる。</p> <p>○当市は政令指定都市であるため、貴県同様、土地区画整理事業に伴う測量成果の国土調査法第19条第5項指定に係る申請書については、一旦本市へ提出され、本市から国(地方整備局)へ進達している。また、申請書に修正がある場合、一旦当市へ連絡が来るため、施行者へ連絡し修正させている。上記手続きにおいて当市を経由することで、申請に日数を要することや、修正事項が申請者への的確に伝わらない場合があることなどが支障として挙げられる。これらの手続きはいずれも申請者と国(地方整備局)が直接協議・調整できる内容であり、当市を経由しなくても特に問題が無いと考えられる。</p> <p>○しかしながら、現時点では過度な業務量となっていないため、共同提案団体として参加することについては引き続き検討したい。</p> <p>※なお、組合施行の土地区画整理事業の場合は、国土交通省から指定の回答が来る時点において、申請者である土地区画整理組合が解散していることがほとんどであるため、土地区画整理事業の認可権者である都道府県または市などに回答が届くような制度設計が必要と考える。</p>



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>本調査については、都道府県の一部地域で特産的に生産される多様な野菜・果樹の生産状況を明らかにするとともに、全国の園芸用施設の設置・利用状況及び農業用廃プラスチックの処理状況の実態を把握するものであり、地域の状況に応じたきめ細かな園芸作物行政の推進や、園芸作物生産の改善及び増進に係る施策の企画立案を行うために必要不可欠な基礎資料として活用しているものであることをご理解いただきたい。</p> <p>本調査は、特定地域で特産的に生産されている野菜・果樹を対象品目としていることや、都道府県・市町村等が保有する施設園芸に関する情報を取りまとめるものであることから、地方自治体において事務を実施いただいているところであるが、今回の提案内容を踏まえ、事務の効率化・省力化を図られるよう、次回調査から調査項目や対象品目等を削減すること等を検討する。</p> <p>また、本調査において求める情報の精度や把握の方法等を明確化するとともに、改めて周知徹底を図る。</p>	<p>共同提案団体からも、当該3調査に必要な詳細かつ正確なデータを把握する術がなく、責任ある回答ができないとの声が多数挙げられている。精度の高いデータを収集しつつ、当該3調査に係る事務的負担を軽減するためにも、農林業センサス等の調査と統合し、都道府県及び市町村の事務を廃止すべきと考える。</p> <p>貴省からの回答においては、地方自治体が当該3調査の事務を担う理由として、調査対象が、特定地域で特産的に生産される品目であることや、各自治体が保有する施設園芸に関するものであることが挙げられているが、これらの項目であっても、農林業センサス等の調査と併せて統合的に実施できるものと考えられ、調査結果を施策の企画立案に活用する国が実施した方が、より正確なデータを効率的に収集することが可能と考える。</p> <p>なお、農林業センサス等の調査との統合により当該3調査に係る都道府県及び市町村事務を直ちに廃止することが困難な場合、調査内容を整理して一定期間に限り継続することは理解するが、項目や方法については自治体等の意見を聴取しつつ、事務的な負担を極力軽減する内容とした上で、廃止期限を明確に示していただくよう要望する。</p>	<p>【熊本市】 調査対象を、例えば全体の7割程度をカバーする市町村にするなど、主要な産地に絞ることも検討いただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>農業次世代人材投資事業の経営開始型では、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(以下、「実施要綱」という。)別記1の第5の2の(1)のイの(ア)において、農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していることが交付要件になっており、当該要件を確認する書類として、農業次世代人材投資資金申請追加資料(別紙様式第2号)の別添6において、「農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地基本台帳及び契約書等の写し」を添付することとしている。</p> <p>この「農業基本台帳及び契約書等の写し」の書類の例示として、「農業次世代人材投資事業の事務手続きの手引き」において、「農業次世代人材投資資金追加資料(別紙様式第2号)別添6として添付する農地基本台帳等(農地基本台帳のほか、農地法第3条の許可を受けた賃貸借又は売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画や農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画)の写しにより確認する。」と記載しており、農業基本台帳以外の書類でも代替することは可能である。</p> <p>他方、実施要綱の別紙様式第2号の別添6の「農業基本台帳及び契約書等の写し」の記載は、「農業基本台帳」が必須であると受け取られかねない表現となっているため、実施要綱の次の改正の機会をとらえ、誤解を与えない表現に見直す考えである。</p>	<p>「農業次世代人材投資事業の事務手続きの手引き」は、自治体向けのもので、一般には公表されていないため、申請者が事前に確認することができないものである。そのため、実施要綱の表現が見直されることで、事務手続きに必要な書類が明確になり、申請者及び自治体の事務負担の軽減・効率化が見込まれるため、次の要綱改正時に確実な見直しをお願いしたい。</p> <p>なお、改正に当たっては、次の点について御留意いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施要綱においては「農地基本台帳及び契約書等の写し」とあるが、手引きにおいては「農地基本台帳等」という用語を使っており、回答にあった代替書類が実施要綱で言うところの「農地基本台帳」のみの代替書類となるのか、「農地基本台帳」だけでなく「及び契約書等」までも含めた代替書類となるのが不明確であるので、自治体や交付対象者の負担軽減となるよう整理していただきたい。</li> </ul>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。</p>
<p>本件については、実際の事務処理状況を確認し、廃止による影響や廃止に際して必要な措置、他の都道府県等の意見を踏まえて対応させていただきたい。</p>	<p>事務処理状況に係る確認等、検討のスケジュールをお示しいただくとともに、地方の支障事例の解消に資するよう、前向きに検討願いたい。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>



管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
219	神奈川県  【重点40】	地方独立行政法人(研究開発)の出資規制の緩和	試験研究を行う地方独立行政法人は出資を行うことが認められていないため、これを規制緩和し、出資を行えるようにする。	<p>【現状】 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所(以下「KISTEC」)では、大型研究プロジェクトや企業等と共同研究を実施しており、これまで研究成果の社会実装とイノベーション創出の担い手として期待される、KISTEC発のベンチャー企業の創出及び成長支援を行ってきた。</p> <p>【課題】 KISTECには研究成果の社会実装とイノベーション創出の担い手となる役割が期待されているが、運営費交付金等の財源が限られている中でその役割を果たすには、ベンチャー企業等を通じた社会還元が有効な手段として考えられる。また、外部資金の安定的確保についても保証がない現状では、出資の還元による自主財源の拡充が必須となっている。しかしながら、現行法の枠組みでは、国の独立行政法人(研究開発型)における出資は認められているにもかかわらず、地方独立行政法人(研究開発型)による出資は認められていない。そのため、出資によるベンチャー企業等への支援を行うことができず、地域におけるイノベーション創出を行う上で大きな障害となっている。なお、地方独立行政法人である公立大学法人については、平成28年度に国立大学法人と同様に投資が可能となるよう法改正が行われている。</p> <p>【解決案】 地方独立行政法人(研究開発型)による出資業務が可能となるように、地方独立行政法人法を改正する。</p>	総務省	—	—
220	九州地方知事会	公共職業訓練のあっせんのうち、受講推薦(金銭給付を伴わない)について、県によるあっせんも行えるよう職業訓練受講推薦要領を改正	公共職業訓練の受講あっせん区分のうち、受講推薦について、県によるあっせんも行えるよう、「職業訓練受講推薦要領」を改正すること。(ジョブカフェなどの県の就職支援機関での取扱いに加え、国・県が協働している地域若者サポートステーションにおいても、同様の取扱いが可能となるよう措置すること。) 併せて、県の受講推薦により職業訓練を実施することとなった求職者について、訓練手当や職業訓練受講給付金の受給要件を満たすことが事後に確認された場合には、ハローワークにおける手続により、受給可能となるよう措置すること。	<p>【現状】 公共職業訓練の受講には、ハローワークによる受講あっせん(受講指示、支援指示、受講推薦)が必要であり、県による受講あっせんは出来ない。</p> <p>【支障事例】 求職者の中には、ハローワークを利用せず県の就職支援機関のみを利用する者も一定数存在する。(主に、雇用保険が無い方。) その中には、職業訓練の受講が効果的と思われる者がいるが、ハローワークでの手続を促すほかなく、適時の訓練受講につながらず、訓練の受講機会の喪失に繋りかねない。(ハローワークにおいて、改めての就職相談(複数回)が必要。)</p> <p>【権限付与後の対応】 権限付与の際は、県就職支援機関のアドバイザーと高等技術専門校の就職等推進員とが連携し、職業相談の実施等により就職率向上を図るとともに、訓練終了後の就職状況調査を実施していく。</p>	厚生労働省	長野県、大阪府	○県で実施される公共職業訓練の受講のために、ハローワークの受講あっせんが必要であるという現状は、求職者にとってわかりづらく、制度の利用の支障になっている可能性がある。県の就業相談窓口で受講のあっせんも行うことで、求職者が県の就業支援機関を利用する際の利便性の向上が見込まれる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>今回の御提案については、地方自治体のニーズを踏まえ、公立大学法人、国立大学法人、国立研究開発法人等における出資の制度を勘案しつつ、検討を進めてまいりたい。</p>	<p>本県の提案は、試験研究を行う地方独立行政法人であるKISTECの業務に、新たに出資業務及び株式・新株予約権の取得・保有を追加することである。ベンチャー企業への出資が可能となることで、企業の成功時における利益の還元が期待でき、中長期的な収入源を確保することにより、研究開発力の強化・プロジェクトや研究の進展につながり、イノベーションの創出を促進することができる。</p> <p>すでにKISTECと同様の機能を備える国立研究開発法人においては、ベンチャー企業に対する出資が認められており、株式・新株予約権の取得及び保有が可能となっている。その結果、自主財源を獲得することにより、国のイノベーション創出力の増強に結び付いている。今回試験研究を行う地方独立行政法人においても、国立研究開発法人と同様の事務が可能となるように法改正を求めるものである。</p> <p>現在KISTECが支援している二つの有望な研究において、令和3年度にベンチャー企業の設立が予定されている。そのため、今後の法改正に向けたスケジュールをお示し願いたい。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>都道府県が都道府県の設置する公共職業能力開発施設内の職業訓練について、公共職業安定所長の受講推薦を受けた者以外の求職者を受講させることが可能であることを周知することを検討することとしたい。(別紙あり)</p>	<p>各府省からの回答のうち「都道府県の設置する公共職業能力開発施設(高等技術専門学校)内の職業訓練について、ハローワークを利用せず都道府県の就職支援機関のみを利用する求職者の適時の訓練受講を可能とするため、都道府県も受講推薦を行えるようにする」との部分は、関係府省の見解のとおり。このことを踏まえて、今後の周知の検討に当たり、以下の点を明確にされたい。</p> <p>回答内の「都道府県の判断で受講させることは可能」の趣旨は、例えば「都道府県の就職支援機関経由ではなく、都道府県設置の公共職業能力開発施設に直接申込みを行った求職者についても、当該公共職業能力開発施設の判断により訓練を受講させることが可能である」との理解でよいか。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 労働市場全体のマッチング機能を向上させるため、職業訓練の受講あっせんのうち、受講推薦については提案団体の提案に沿って、都道府県の就業支援機関において実施できることを周知すべきである。また、国のハローワークと同等の機能を確保するため、地方版ハローワークにおいては、都道府県が職業訓練の受講指示を行えるようにすべきである。</p>



管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
223	九州地方知事会	休日における共同保育の実施可能化	現在、一つの保育施設が年間を通じて行うことが加算要件となっている休日保育加算について、自治体内の複数施設がローテーションで休日保育を行う場合でも、休日保育加算の対象とするよう改正を求めるもの	休日保育加算の要件は「年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること」となっており、1つの施設が年間を通じて日・祝日に開所する必要があるが、園長や保育士に負担がかかり担い手の確保も難しい。  【具体的な支障事例】 休日保育を実施する施設は、保育士に敬遠される傾向にあり、既に実施している施設においても、保育士の退職希望があり、休日保育の実施が困難となっている。また、実質的に年中無休状態となってしまう、施設長の疲労も大きい。そのため、自治体内で休日保育を引き続き可能とするために、複数施設において一定期間毎にローテーションで休日保育を実施したいと考えているが、休日保育加算要件(年間を通じて開所)を満たさないことから施設の経済的負担が大きく、休日保育が実現できていない。  【制度改正による懸念点】 休日保育加算の対象となる施設が増加し、ローテーションを行う場合、市が担う連絡調整事務が生じる。また、通常預かっている園児を他園の保育士が預かることが考えられ、引継ぎ事務が生じる可能性もある。	内閣府、厚生労働省	秋田県、川崎市、豊田市、南あわじ市、広島市、佐世保市	○休日保育を実施している園からは園長や保育士の負担が大きく、処遇の改善をしたいといった意見がある。要件が緩和されることで、休日保育の提供出来る施設が増える可能性があるため、希望する。 ○休日保育加算の要件は「年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること」となっており、実質的に年中無休状態となってしまう、園長や保育士に負担がかかる。 本市において休日保育を実施する施設は、休日保育加算要件(年間を通じて開所)を満たさないことから、保護者から利用料を徴収し、休日保育を実施している。
225	九州地方知事会	認定こども園に係る耐震化調査の実施一元化	厚生労働省と文部科学省がそれぞれ行う認定こども園等に係る耐震化調査における調査依頼時期・調査時点・調査内容(様式)の統一。	【現状】 毎年、厚生労働省と文部科学省から認定こども園の耐震化に係る調査依頼があるが、調査依頼時期、調査時点、調査内容(様式)がそれぞれ異なるため、県内市町村及び施設の負担になっている。  【具体的な支障事例】 調査のとおりまとめを行う県は、市町村及び施設の負担軽減のため、様式を一体化して照会しているものの、調査時点については、施設種別が4月1日付で変わる(保育所から幼保連携型認定こども園に変わる場合など)こともあり、厚生労働省と文部科学省の調査時点(それぞれ3月31日と4月1日時点)が異なることで、回答する施設側の作業が煩雑になる例もある。 また、趣旨は同一と思われる調査であるが、調査内容が微妙に異なるため、それぞれの調査別に回答しなくてはならず、事務が煩雑となっている。	文部科学省、厚生労働省	札幌市、仙台市、秋田県、福島県、いわき市、須賀川市、豊田市、大阪市、兵庫県、南あわじ市、広島市、愛媛県、高知県、佐世保市、諫早市、大村市、熊本市	○調査の趣旨がほぼ同一のものであるにもかかわらず、調査項目等が若干異なるため、回答にかかる作業が煩雑になっている。 ○毎年、厚生労働省と文部科学省から認定こども園の耐震化に係る調査依頼があるが、調査依頼時期、調査時点、調査内容(様式)がそれぞれ異なるため、県内市町村及び施設の負担になっている。 ○両調査の対象施設として幼保連携型認定こども園が重複しており、当市における事務及び施設側の負担軽減の観点から、一元化が望ましい。 ○似通った調査内容(耐震化とブロック塀の安全対策の状況調査等)であるにもかかわらず調査基準日、調査対象棟、調査票様式が異なるため、国からの調査依頼が同時期であれば(文部科学省と厚生労働省の一方から調査依頼があれば、もう一方から調査依頼が来るかもしれないと数日様子を見る)、県で調査項目をまとめて市町村や事業者の負担を少なくするための調整を行う等、県の事務が繁雑となっている。文部科学省と厚生労働省の調査時期が異なる場合は、それぞれで調査の依頼を行うため、市町村や事業者の負担が大きくなるため、調査時期や内容を統一するか、窓口の一本化を要望する。例えばブロック塀の安全対策の調査は、当初はほぼ同じ内容であったが、その後のフォローアップ調査の内容が異なるなど煩雑であった。 ○類似内容の調査が複数省庁から照会されることにより、事業者、行政ともに事務負担の増大が生じている。 ○同様の支障及び市民サービスに直結しない非生産的な事務が発生している。また、本件については、行政側のみの都合により、全てのこども園運営事業者に対し負担をかけていることから、早急な改善を求める。 ○当市でも同様に事務の煩雑さを感じているところ。同様の趣旨の調査であるため、調査の一本化と両省間の情報共有を求める。 ○趣旨は同一と思われる調査であるが、調査内容が微妙に異なることや、厚生労働省と文部科学省の調査時点(それぞれ3月31日と4月1日時点)が異なることで、それぞれの調査別に回答する必要が生じ、回答する市町村や施設側の事務負担が大きい。事務負担軽減のためにも一本化を検討して欲しい。 ○厚生労働省と文部科学省それぞれから調査が依頼され負担となっている ○認定こども園の耐震化調査について、厚労省と文科省から同一の調査があり、施設への紹介回答等事務負担が生じている。また、調査の内容や時期が微妙に異なるため、同じような調査を2回行う必要があり、煩雑な事務処理が発生している。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>現行、1カ所の保育所等で共同保育する際の休日保育加算の取扱いについては、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準上の留意事項について」（平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・児発0823第1号）において、「休日保育加算における年間延べ利用子ども数には、休日保育対象施設の認定子どもに加え、休日保育対象施設を利用する休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設等を利用する子どもを含む」取扱いとしている。</p> <p>複数施設において一定期間毎にローテーションで休日保育を実施する場合の休日保育加算の取扱いについては、現状の加算の取扱いや共同保育の実施状況等を踏まえて、検討していく。</p>	<p>現行制度で、給付費の休日保育加算を得るには、年中無休状態で施設を開設しておく必要があり、ニーズがあっても負担が増えることや担い手不足により、実施できない施設がある。休日保育を希望していても実施している施設がないので、働き方を変える選択をせざるを得ない保護者もいる。</p> <p>このような現状で、複数の施設がローテーションにて休日保育を実施することに対して、休日保育加算を認めていただければ、施設側の負担が軽減されるとともに、休日保育を必要としている保護者のニーズにも応えることができるようになると思う。是非、加算の要件を緩和していただきたい。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>【文部科学省】 当該調査は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」における耐震化率の達成目標（2020年度末までに耐震化率約95%まで向上）を測る指標となっていることから、統一化を図る時期等について慎重に検討を重ねた上で対応してまいりたい。</p> <p>【厚生労働省】 調査時期・時点については、社会福祉施設全体で2020年度末まで耐震化率95%という目標を掲げていることから年度末時点の情報を把握する必要があり、時期の変更は困難である。</p> <p>また、調査内容については、「私立学校等の実態調査」、「社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査」として実施しており、実態の把握及びフォローアップという性質上、過去の調査との連続性を保つ観点から対応は困難である。</p>	<p>それぞれの府省における経年比較を行う上で、調査項目と時点を変更しづらい面は理解できるが、どちらかの府省においてすべての項目を網羅した調査を実施し、両省で結果を共有することはできないのか再度ご検討いただきたい。</p> <p>また、調査を統一して実施することが困難な場合でも、各省からの調査の発出と回答締め切り時期を同時期にさせていただいても、こちらから市町を経由して各施設に照会する際に一度に依頼できるので、県及び市町村並びに各施設の事務が省力化できる。</p> <p>さらに、認定こども園への移行を推進している一方で、所管が両省にまたがるため事務が煩雑といったデメリット面が露見してしまうと移行の推進が難しくなることも考えられるため、3か年緊急対策における指標の目標時期2020年度末を経過後も、同様の調査を実施する場合には、両省ですり合わせをしていただき、調査の統一化をぜひお願いしたい。</p>	—	<p>【全国知事会】 認定こども園については、同一施設が複数省庁の所管となることで事務が煩雑となっていることから、施設整備交付金の一本化と同様に耐震化の調査についても一元化を図ること。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>



管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
226	九州地方知事会	認定こども園施設整備交付金等の申請に係る手続きの簡素化	認定こども園の整備に係る交付金の窓口を一本化する等、手続きの簡素化を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園に係る交付金は、一つの施設に対し、幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚労省から支給される仕組みとなっており、交付申請等の際も同じような申請を文科省、厚労省にそれぞれに提出する必要がある。</li> <li>・そのため、事業者、市町村、県は同一の資料を用意し、別々の窓口へ提出しなければならないなど、過度な事務負担を強いられている。</li> <li>・文科省分の交付金については要綱に基づく間接補助、厚労省分の交付金については法律に基づく直接補助となっており、両省で交付金の流れが違ふことで、市町村が交付申請を都道府県と国に対してそれぞれ作成せねばならないなど分かりにくい制度となっている。</li> <li>・両省の内示の時期にもずれが生じており、内示後でない工事への着工が許されていないことから、工期の適正な管理に支障をきたしている。(平成30年6月分内示 文科省:6月27日、厚労省:6月8日)</li> </ul>	内閣府、文部科学省、厚生労働省	秋田県、福島県、須賀川市、新潟県、愛知県、豊橋市、豊田市、大阪府、大阪市、兵庫県、西宮市、南あわじ市、鳥取県、島根県、広島市、徳島市、愛媛県、高知県、大村市、熊本市、鹿児島市	<p>○協議書の提出は厚労省と文科省に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の様式をもう片方の省にも送付する必要があり事務が複雑になる。窓口を一本化することにより事務の効率化が期待される。また、間接補助の文科省分補助金についても、厚労省と同様に直接補助にすることにより、国の内示後の工事契約が可能になるため(現状は県の交付決定後)、円滑な施設整備が期待できる。</p> <p>○施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要がある。また、協議のスケジュールが違ふため事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。また、平成30年度において幼稚園部分の申請時期が2回しかなかったため、1事業所は保育所部分の補助金だけで工事を行った。</p> <p>○認定こども園の新増改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。</p> <p>・文科省分の交付金については要綱に基づく間接補助、厚労省分の交付金については法律に基づく直接補助となっており、両省で交付金の流れが違ふことで、市町村が交付申請を都道府県と国に対してそれぞれ作成せねばならないなど分かりにくい制度となっている。</p> <p>○当市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること等、制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。</p> <p>○認定こども園に係る交付金は、一つの施設に対し、幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚労省から支給される仕組みとなっており、交付申請等の際も同じような申請を文科省、厚労省にそれぞれに提出する必要がある。そのため、事業者、市町村、県は同一の資料を用意し、別々の窓口へ提出しなければならないなど、過度な事務負担を強いられている。文科省分の交付金については要綱に基づく間接補助、厚労省分の交付金については法律に基づく直接補助となっており、両省で交付金の流れが違ふことで、市町村が交付申請を都道府県と国に対してそれぞれ作成せねばならないなど分かりにくい制度となっている。両省の内示の時期にもずれが生じており、内示後でない工事への着工が許されていないことから、工期の適正な管理に支障をきたしている。(平成30年6月分内示 文科省:6月27日、厚労省:6月8日)</p> <p>○幼保連携型認定こども園の施設整備について、厚労省と文科省に所管が分かれていることにより、協議、申請等の手続きはもとより、問合せ、確認等も両省に行わなければならない。書類作成も両省分で膨大なものとなり、事業費・補助金額の計算における両省分の按分等も必要で、過大な事務負担となっている。また、厚労省分は直接補助(概算払い)、文科省分は間接補助(精算払い)と補助金交付の手順も異なっており、予算・決算においても無用な混乱を生んでいる。さらに、両省の内示日に差異があり、片方が遅れたため事業着手が出来ず、急きょ2か年事業に変更せざるを得なかったという事例も発生している。事業者への損害回避及び自治体の過度な事務負担解消のため、一刻も早い所管の一元化を強く求める。</p> <p>○幼稚園部分(文部科学省)と保育所部分(厚生労働省)で、加算、補助率、かさ上げの有無、対象メニュー等、異なる部分があるため、対象事業費や交付申請額を算出する際の計算や事業者・市町村の作業などが煩雑となっている。内閣府への窓口の一本化にあわせ、幼稚園・保育所・認定こども園の全てで項目を揃えて、面積や利用者按分で簡易に算出できるような改善が必要である。</p> <p>○制度の所管省庁が複数に跨がっていることにより、類型により認可・認定基準や、法的立付けが異なっていることにより、事業者及び行政ともに事務作業が複雑化している。また、特に幼稚園型認定こども園について、認可形態としては幼稚園となり、施設監査の法的な位置付けが非常に不明確となっており、他の類型の認定こども園と比較して監査権限に基づく自治体の関与が不十分と思える状況が発生している。施設整備補助金についても、一の施設整備において複数省庁からの交付を受ける必要がある等、幼稚園部分と保育所部分で事業費の按分等を行わなければならない、事務負担が増大しているとともに、交付額の算定誤り等が生じる原因となっている。</p> <p>○同一施設の整備であるにも関わらず、厚生労働省と文部科学省の担当者で見解が相違することがあり、その調整に手間がかかる。平成30年度実施事業で、協議申請した工事がどの整備区分に該当するかについて、当初、両省の担当者で見解が異なったことから、両省との調整に時間を要し、協議を1回遅らせた事例がある。その事業については、協議が遅れたことから工事の着工が後ろ倒しとなり、結果として認定こども園への移行を1年間遅らせることとなった。</p> <p>○以下の支障が生じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省と文部科学省それぞれに書類を作成する事務手間がかかる。</li> <li>・定員等による按分の計算方法も分かりにくく、事務処理に係る時間が増え、また煩雑になり書類の不備を生み出す要因となっている。</li> <li>・文部科学省と厚生労働省で内示日も異なり、工事契約がスムーズに行えない状況</li> <li>・文部科学省から協議書類について先に確認が行われ、その都度厚生労働省にも差替え書類を送っており、その後厚生労働省が協議書類の確認を行った際にも差替えがあれば文部科学省にも送ることになり、2倍の事務手間がかかる。</li> <li>○当市においても幼保連携型認定こども園の整備を行う際、一つの建物に対し、厚生労働省と文部科学省の双方に補助協議等を行う必要がある。それぞれの補助額を算出するにあたり、対象経費を保育所相当分と教育相当分に按分する必要がある等、事務が煩雑化している。補助財源が一本化されれば窓口も一本化され、対象経費を按分する必要もなく、事務の効率化が図られる。</li> <li>○当市においても、平成29・30年度に幼稚園を認定こども園に整備する事業を実施したが、提案市と同様、交付金申請時等において、2か所への協議の時間や煩雑な按分作業等を経験し、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じた。</li> <li>○当県でも申請事務が複雑であること、照会する内容によって窓口が異なっていることで統一的な見解を求められないことなど支障をきたしている。</li> <li>○一施設の整備内容であるにもかかわらず、厚生労働省部分と文部科学省部分に分かれていることで、別々に申請を行う必要が生じており、また、按分計算については交付金の重複請求を招く懸念もあるなど、事業者、都道府県、市町村において事務処理が煩瑣となっている。</li> <li>○厚生労働省と文部科学省それぞれの補助制度があるため事務執行が負担となっている。</li> <li>○申請後の交付決定にあたり、各省の予算確保の状況等により大幅な時期のずれが生じ、一方の交付金が交付決定なされているのに他方が未決定という状況で、なかなか事業に着手できず、工事の完了が遅れ、結果的に開園が年度始まりに間に合わなかった事例もあった。(待機児童解消の施策に影響が生じた)</li> <li>○幼保連携型認定こども園の施設整備において、共有部分である倉庫の按分について、煩雑な事務処理が発生している。また、時期や時間帯によって使う認定区分が違ふため、妥当な判断が難しい。</li> </ul>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底</li> <li>・協議様式の統一化</li> <li>・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化</li> </ul> <p>等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。</p>	<p>内示時期や協議様式の統一化を図っても、事務の煩雑さや制度の複雑さによる過度な事務負担は残されたままである。そのため、交付金窓口の一本化を図るなど、事務手続の効率化を進め、更なる事務負担の軽減を図っていただきたい。</p>	<p>【大阪府】 回答いただいている対応では、支障事例(両省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた申請窓口の一元化という提案に対する回答としては、不十分と考える。 申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急なご対応をお願いしたい。</p> <p>【西宮市】 左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。</p> <p>【広島市】 これまで行われてきた協議様式や募集・内示時期の統一化によって、幼保連携型認定こども園への移行が進み、広く認知が図られてきたところであるが、幼保連携型認定こども園への移行を一層促進していくためには、煩雑な按分計算や同一の内容の二省での協議・申請を必要とする現状を解消し、完全な一元化を早急に図ることが必要であり、国、自治体、事業者のいずれにとってもメリットが実感できるように、早急に対応していただきたい。</p> <p>【鹿児島市】 補助協議様式については統一されたが、それ以外の補助金申請書や実績報告書については同一の内容で2か所に提出する必要がある、また、煩雑な補助対象経費の按分計算が必要であるなど、事務負担の軽減が図られていない。</p>	<p>【全国知事会】 認定こども園の施設整備に係る交付金については、待機児童対策や子育て支援の量的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請等の手続きが複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、事務負担の軽減に向け、施設整備交付金の一本化などを進めること。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>



管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
227	九州地方知事会  【重点29】	軌道法に基づく都道府県事務・権限の政令市への移譲	軌道法及びその下位法令に基づき、都道府県知事が行うこととされている各種許認可事務や經由事務のうち、軌道が一政令市の区域内で完結するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	【現行制度】 軌道法及びその下位法令において、運輸開始の認可、道路の維持及び修繕の指示、一部の工事方法変更認可等については、都道府県知事が行うこととされ、これらの認可等が行われたときは、道路法に基づく許可が行われたものとみなされている。また、工事施行認可や工事着工・竣工の期限伸長の決定など一部の国の事務に係る申請については、都道府県知事を経由して行うこととされている。  【支障】 政令市内においては都道府県が管理する道路がないにもかかわらず、政令市内で完結する軌道についても、都道府県知事において許認可等の事務を行うこととされており、現に道路を管理(直轄国道を除く)する政令市長が直接処理を行っていないため、事務が非効率となっている。	国土交通省	—	○軌道法及びその下位法令に基づき、都道府県知事が行うこととされている各種許認可事務や經由事務のうち、軌道が一政令市の区域内で完結するものの認可事務及び經由事務については、その事務・権限を政令市に移譲することにより、迅速な事務処理等が可能となると考えられる。一方、政令市以外の軌道事業者が存在する都道府県においては、政令市以外の認可事務を引き続き行い続けることとなり、政令市においても同様の認可事務を新たに行うこととなるため、このことも含めて総合的に検討する必要があると思われる。
228	九州地方知事会  【重点29】	鉄道事業法に基づく鉄道線路の道路への敷設に係る都道府県事務・権限の政令市への移譲	鉄道事業法第61条ただし書に基づく、鉄道線路の道路への敷設(縦断的に敷設するものに限る)の国土交通大臣許可に伴う都道府県事務のうち、当該敷設区間が政令市内の道路に関するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	【現行制度】 鉄道線路を道路に敷設する許可については、その敷設される道路の区間の存する都道府県を統括する都道府県知事を経由して申請書を提出し、都道府県知事は經由時に関係する道路管理者への意見聴取等を行うこととされている。  【支障】 政令市内においては都道府県が管理する道路がないにもかかわらず、政令市内において道路に縦断的に敷設する鉄道線路については、都道府県知事が經由事務を行うこととされており、現に道路を管理(直轄国道を除く)する政令市長が直接処理を行っていないため、事務が非効率となっている。	国土交通省	熊本市	○鉄道事業法第61条ただし書の許可事務における都道府県が行う經由事務については、鉄道線路の敷設箇所が政令市内に関するものに限っては政令市に権限を移譲することにより、その後引き続き行われる道路占用の許可において迅速な審査が可能となると考えられる。
229	九州地方知事会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準の明確化	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準を明確にすること。	【現状】 法第26条では、「矯正施設の長は、精神障害者又はその疑のある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、(略)都道府県知事に通報しなければならない。」とされ、法第27条において、「都道府県知事は、第二十二条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察させなければならない。」とされている。  【支障事例】 現在、通報対象者が明確でないため、矯正施設から単なる不眠により睡眠薬を服用している者についても、同法第26条に基づく通報がなされている場合等があり、県及び矯正施設にとって必ずしも必要とは認められない事務手続きが発生している。そのため、通報を受ける自治体において、通報対象者一人一人に対する対応が十分に行えず、支援が必要な対象者を見逃す恐れがある。	法務省、厚生労働省	宮城県、仙台市、福島県、千葉市、川崎市、石川県、浜松市、京都市、大阪府、兵庫県、南あわじ市、広島市、徳島県、熊本市	○法律の条文を字義通りに解釈するあまり、「矯正施設内の精神科医の判断においても措置診察の必要性はない」とする出所者についても通報がなされているのが実態である(※参考…平成26～30年度 通報件数108、うち要診察件数2、うち要措置入院件数2)。通報を行う事例については矯正施設内の精神科医の判断によって少なくとも措置診察を実施する必要がある者に限ることとし、かつ「被収容者の釈放に関する訓令の運用について(依命達達)」(法務省矯正局長通知、平成18年5月23日法務省矯成第3373号)の4(2)に記載のとおり、被通報者を帰住地のある矯正施設へと移送後に通報を行うよう、取扱いを整理していただきたい。 ○提案市においては状況については、当市におきましても、同様に見込まれますので、ご提案のとおり、26条による通報対象者を明確にすることで、県及び矯正施設の事務の効率化が図られるとともに、また、通報対象者に対する対応がより適切に図られることが当市においても期待されます。 ○当県においても、26条通報のうち9割5分以上が、自傷他害要件を認めない簡易通報となっており、不要な事務処理が多く発生している。23条通報と同様に通報の基準を自傷他害のある場合に限定するなど必要な場合にのみ通報がなされるよう、基準を明確にしていきたい。 ○当県においても、昨年度の通報46件のうち、45件を診察不要としている。そのほとんどが、覚せい剤後遺症、軽度知的障害、発達障害、不眠症等であり、対象の明確化が望まれる。 ○当県も同様に、現在、通報対象者が明確でないため、矯正施設から、3年前に摂食障害で入院歴はあるが、現在は問題の無い状況の者についても、同法第26条に基づく通報がなされている場合等があり、県及び矯正施設にとって必ずしも必要とは認められない事務手続きが発生している。そのため、通報を受ける自治体において、通報対象者一人一人に対する対応が十分に行えず、支援が必要な対象者を見逃す恐れがある。 ○矯正施設等からの通報対象者が明確でないため、不眠のため睡眠薬を処方・内服しているだけで同法第26条に基づく通報がなされている事例があり、必ずしも必要とは認められない調査及び事務手続きが発生している。そのため、通報を受ける自治体側として、通報対象者への対応のための時間が削除され、支援が必要な対象者への支援が十分行えない状況が生じる可能性がある。 ○単なる不眠症や認知症の者についても、法律第26条に基づく通報がなされており、自傷他害のおそれが認められない通報に対する事務処理が多く発生している。 ○当市の平成30年度の申請通報届出件数は年間348件で、このうち26条通報は約20%の68件を占めている。この68件のうち、約97%の66件が事前調査の結果、措置診察不要となっている。左記にあるとおり、不眠症の者や、医師より「措置診察不要」と診断された者までを通報対象にする現状は、事務の不効率と考える。適切な事務を行うため、通報対象者の選定要件の見直しを図りたい。 ○提案した九州地方知事会と同様に支障事例を把握しており、通報対象者を明確にする必要がある。 ○当都道府県においても、措置診察が必要とされる事例に比して必要とされない事例の通報が大多数を占めており、さらに、「診察不実施の際の通知」を矯正施設から求められるため、矯正施設内で不投薬で、あきらかに集団行動が可能で自傷他害の恐れのない事案についても、事前調査(聞き取り)を行った上で、診察不実施を書面通知している。通報基準が明確になれば、より事務の効率化を図ることが可能であると考えられる。 ○提案団体の支障事例と同じく、矯正施設から単なる不眠により睡眠薬を服用している者等についても、同法第26条に基づく通報がなされている場合があり、市及び矯正施設にとって必ずしも必要とは認められない事務手続きが発生している。そのため、通報を受ける自治体において、通報対象者一人一人に対する対応が十分に行えず、支援が必要な対象者を見逃す恐れがある。 ○当市においても、服薬を行っていただけで、服薬中に特段の問題行動も見られず、生保護施設等に入所予定の者等、措置の必要性がないと推察される者の通知を求められる事例が散見されている。また、同様に法第24条による検察庁からの通報においても、既に入院中の者であったりする事例が見受けられる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>政令市においては新たに事務を行うこととなることから、政令市の負担について配慮しつつ、効率的な事務負担のあり方について検討してまいりたい。</p>	<p>軌道の工事実施に当たっては、実務上は、軌道経営者から各道路管理者に事前協議が行われ、事実上の審査がなされることが多いと思われるので、軌道の主な敷設先となる道路の管理者である政令市にとって、事務負担の大きな増とはならないと考える。</p> <p>むしろ、軌道の設置や維持管理は、道路整備や道路管理(特に道路占用制度)と連携して行われるべきと考えるので、政令市内の道路管理等を行っていない都道府県知事ではなく、都道府県道と市道の管理等を現に行う政令市長が、直轄国道の管理者と連携しながら、軌道に関する事務を処理する方が、円滑な事務処理の実施が期待できると考える。</p> <p>以上の点を考慮の上、軌道が一の政令市内で完結するものの都道府県知事権限の政令市長への移譲について、前向きに検討いただきたい。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、事務負担の増加や、事務処理の効率化等を踏まえて検討を求める。</p>
<p>政令市においては新たに事務を行うこととなることから、政令市の負担について配慮しつつ、効率的な事務負担のあり方について検討してまいりたい。</p>	<p>鉄道の道路敷地内への縦断敷設に当たっては、実務上は、鉄道事業者から各道路管理者に事前協議が行われ、事実上の審査がなされることが多いと思われるので、鉄道の主な敷設先となる道路の管理者である政令市にとって、事務負担の大きな増とはならないと考える。</p> <p>むしろ、鉄道事業法61条ただし書許可後に行われる道路占用許可の審査が円滑に進むよう、政令市内の道路管理を行っていない都道府県知事ではなく、都道府県道と市道の管理を現に行う政令市長が、直轄国道の管理者と連携しながら処理する方が、効率的であると考えます。</p> <p>以上の点を考慮の上、鉄道の道路敷地内への縦断敷設箇所が政令市内であるものについては政令市長が処理するよう、前向きに検討いただきたい。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、事務負担の増加や、事務処理の効率化等を踏まえて検討を求める。</p>
<p>精神保健福祉法第26条に基づく矯正施設の長からの都道府県知事に対する通報の取扱いに関する考え方については、提案自治体から提示された支障事例等を踏まえ、関係府省と協議しつつ、対応方針について検討してまいりたい。</p>	<p>国において、法第26条による通報を行う矯正施設を対象に通報の現状等を調査し、実態把握に努めていただきたい。</p> <p>その上で、「具体的な支障事例」に記載しているような事例が生じないよう、通報対象者及び運用に係る基準を明確にしていきたい。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>



管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
230	九州地方知事会  【重点41】	不要財産納付時の公立大学法人に係る定款変更について、議会の議決及び各省庁の認可を廃止	不要財産の納付などを事由とする、公立大学法人の定款変更については、議会の議決及び各省庁の認可を不要とすること。(地方独立行政法人法第8条第2項ただし書の適用範囲の拡大や省庁の認可を設立団体からの届出に変更するなど)	【現状】 公立大学法人の定款の変更については、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第8条第2項、第80条の規定に基づき、設立団体の議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 法第8条第2項ただし書により、変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでないとの例外規定が設けられているが、法施行令第2条及び総務省告示(平成25年総務省告示第395号)で定める軽微な変更は、従たる事務所の所在地の変更や設立団体である地方公共団体の名称の変更などであり、適用範囲は限定されている。  【支障事例】 以下のような場合にも、議会の議決及び各省庁の認可を受ける必要があり、県の事務的な負担が過大となっている。  不要財産の納付について、法第42条の2第5項の規定に基づき設立団体の長が認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。 不要財産の納付後、法第8条第2項に基づき定款別表を変更する際、改めて議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣への認可申請が必要。上記のとおり、議会の議決が2度必要なため、事務負担が過大となっている。また、当該事案に係る各省庁への認可申請についても、不要財産の納付に係る設立団体の長の認可後の申請であることから、事後報告的な意味合いが強いものと思料される。	総務省、文部科学省	川崎市、富山県、長野県、名古屋市	—
234	長野県	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第6号に基づく随意契約によって調達できる業務の拡大	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第6号における「建築物の設計」の文言を建築物に限定しない「設計業務」に改め、随意契約によって調達できる業務の対象範囲を拡大する。 加えて、同号の「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」を定めた平成7年12月8日自治省告示第209号を、プロポーザル方式の審査手続が可能となるよう改める。 なお、政府調達に関する協定原文及び和訳文における同号に対応する部分の文言は「design contest」＝「設計コンテスト」となっており、建築物に限定した文言は見当たらない。	当県では、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(以下、特例政令という。)の適用を受けるシステム構築に係る業務委託を、一般競争入札の一類型である総合評価落札方式にて調達しましたが、発注に当たり、時代に即した最新技術を用いたシステムの仕様書を作る上にも、高度に専門的な知識を要するため、システムに精通していない一般の職員では作成が難しく、システム構築による充実した行政サービスの提供が満足にできませんでした。	総務省、外務省	川崎市、熊本市	○システム構築等業務の調達に関しては、高度な知識・技術、創造性、構想力等が必要とされ、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける場合であっても、プロポーザル方式での調達の必要性がある。 ○システム構築など高度に専門性を有する案件は、自治体が仕様書を作成し競争入札に付すよりも、業者から提案をいただいたものを審査し優れた提案を行った者と契約した方がより高い成果が期待できる場合がある。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>地方独立行政法人の定款変更の手続きについては、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第8条第2項において、同法人の基本的事項に設立団体の意向を反映させる観点から議会の議決に係らしてあり、また、従来、地方公共団体が直接執行している公共性が高い業務を切り離して行わせることになるため、適正な運営を確保する必要性が高いことから、設立団体以外の者による一定のチェックという意味で、総務大臣等の認可に係らしてある。</p> <p>その上で、同項において、政令で定める軽微な変更は、議会の議決並びに総務大臣等の認可が不要とされているが、この場合の軽微な変更とは、従たる事務所の所在地の変更や、地方公共団体や所在地の名称の変更等とされており（地方独立行政法人法施行令第2条）、法人の性格や業務内容等に影響を及ぼさないものについて定款変更の手続きを簡素化するものである。</p> <p>不要財産の納付による定款変更については、法人の財産的基礎に係るものであり、①地方独立行政法人は、業務を確実に実施していくために必要な資本金あるいはその他の財産的基礎を有しなければならないこと（法第6条第1項）、②地方独立行政法人を設立し、法人を適正に運営するために様々な権限を有している設立団体たる地方公共団体の位置付け・性格に鑑み、設立団体たる地方公共団体が地方独立行政法人の資本金の額の二分の一以上を必ず出資しなければならないこと（同条第3項）と規定しており、従たる事務所の所在地の変更等と同等の軽微なものと位置付けることなどにより現行の手続きを簡素化することはできない。</p>	<p>設立団体の長が不要財産の納付の認可を行う際は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第42条の2第5項により、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならないとされており、一定の手続きを行った上で認可している。</p> <p>このため、法第8条第2項において定款を変更する際、議会の議決及び大臣認可が必要とされる理由として挙げられている、「設立団体の意向の反映」や「適正な運営を確保するための設立団体以外の者による一定のチェック」については、上記手続きによって担保されていると考える。同様に、法第6条第1項、第3項において定められている法人の財産的基礎に関する規定のチェックについても、担保されていると考えている。</p> <p>また、政令等で定める軽微な変更については、法人の性格や業務内容等に影響を及ぼさないものについて定款変更の手続きを簡素化するものであることは理解している。不要財産の納付による定款変更と、所在地の変更等による定款変更を同等の位置づけとすることを求めている訳ではなく、一定の手続きを経て認可され、法人の性格や業務内容等への影響に関してチェックを受けている不要財産の納付について、定款変更に係る手続きを簡素化することを提案しているものである。</p> <p>以上を踏まえ、再検討していただきたい。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、検討を求める。</p>
<p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）（以下、「地方特例政令」）は、平成7年の政府調達に関する協定（以下、「政府調達協定」）及び平成26年の政府調達に関する協定を改正する議定書により改正された政府調達協定（以下、「改正政府調達協定」）を実施するために地方自治法施行令の特例を設けるとともに必要な事項を定めた政令である。</p> <p>地方特例政令第11条第1項第6号については、政府調達協定15条1（j）（現行は改正政府調達協定第13条1（h））を受けて規定されたものである。当時、都道府県等（政府調達協定付表2機関）による調達に関連した当該協定は、建設に係る設計が対象と説明されており、当時の質疑応答においても当該提案と同趣旨の質問に対して「この規定は建築物の設計を目的とするものに限られるものであり、質問の事例（情報処理システムの開発等）はいずれも該当しない」と明確に回答されていることもあり、当該規定について建築物の設計以外を対象とすることはできない。</p> <p>（なお、「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」を定めた平成7年12月8日自治省告示第209号は、プロポーザル方式を排除していない。）</p>	<p>本県においては、高度な専門性を求められるシステム設計の調達契約を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約（プロポーザル方式）で行っている。しかし、特定調達契約である場合には、地方特例政令第11条第1項第6号の要件が「建築物の設計を目的とする契約」に限定されているため、同方式によることができない。</p> <p>当時、政府調達協定は建築物の設計を目的とされるものに限られると説明されたことだが、改正政府調達協定第13条第1項（h）においては「建築物の設計」と限定する文言はないことから、あえて限定されるに至った合理的な理由を示されたい。なお、仮に平成7年当時の「設計コンテスト」が社会通念上「建築物」に関するものを想定していたとしても、現在では調達機関が調達する設計は、システムに係るものをはじめ当時比して多様化し、状況は変化していると思料する。</p> <p>加えて、「建築物の設計」に限らずシステムの設計を含めたとしても、改正政府調達協定第13条第1項柱書きのただし書きには抵触しないと思われる。仮に、プロポーザル方式が外国企業にとって不利な要素を孕むならば、「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」に一定の要件を付すことも懸念の解消策として考えられる。</p> <p>本県では、プロポーザル方式による場合も、費用の上限額を設け、限られた予算の中で最大限の品質確保を目指している。本提案は、調達契約が自治事務であることも踏まえ、自治体の責任において、一般競争入札と随意契約の選択の幅を広げることを求めるものであり、調達契約業務の効率化及び質の向上という観点から、提案内容について再度検討していただきたい。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>



管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
235	長野県	医師臨床研修費等補助金の申請等に係る都道府県経由の廃止	医師臨床研修費等補助金の交付申請から実績報告までの事務について、都道府県を介することなく国と指定医療機関との間で直接実施できることを明確化する。	臨床研修費等補助金(医師)の申請及び実績報告にあたっては、「医療関係者養成確保対策費等補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱」6(1)及び(3)並びに11(1)及び(3)に基づき、補助事業者は関係書類を都道府県知事に提出することとされている。県内補助事業者から届いた申請書は取りまとめて厚生省(医師は厚生局)へ送付しているが、例えば申請内容に修正等が生じた場合、その都度、都道府県を経由するため、余計な時間と郵送料がかかっている。申請書の内容については、本県において詳細はチェックできず、また、特段把握すべき内容でもないため、県の経由を廃止しても問題は生じない。なお、要綱に明記はないが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項及び同法施行令第17条に基づき、第一号法定受託事務として都道府県が本事務を行っているとするれば、同意を外すことが可能かどうか明確にしていきたい。合わせて、会計法第48条及び予算決算及び会計令第140条に基づき、同意の上で国費支払い事務を県が行っていると思われるが、こちらも同意を外すことが可能かどうか明確にしていきたい	厚生労働省	宮城県、福島県、埼玉県、石川県、三重県、京都府、兵庫県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県	<p>○県内補助事業者から届いた申請書は取りまとめて厚生労働省(医師は厚生局)へ送付しているが、例えば申請内容に修正等が生じた場合、その都度、都道府県を経由するため、余計な時間と郵送料がかかっている。申請書の内容については、本県において詳細はチェックできない。また、臨床研修病院から当県に対して補助金に関する事務的な照会があるが、当県の判断で回答できないため、病院への回答に時間を要している。これまでは、補助金の申請内容から県内の臨床研修の状況を把握していたが、来年度から臨床研修に関する権限が国から都道府県に移管されるため、当該事務の中で把握はできるため、当県の経由を廃止しても問題ない。</p> <p>○当県においても、県内補助事業者から提出された書類(交付申請、国費概算払、実績報告書等)の内容確認、近畿厚生局への提出等の事務について、極めて短期間に相当の事務量が生じており、負担が大きいと考えているため、提案趣旨に賛同する。</p> <p>○当県は、補助事業者から届いた申請書や実績報告書を取りまとめて審査し、厚生局へ進達するとともに、ADAMSにより補助金の交付事務を担当しているが、現状、当県では臨床研修病院の具体的な事務を所管しておらず、県に対する補助金の交付もない。なお、来年度から臨床研修病院の指定手続きが都道府県へ本格的に移管されることとなるが、補助金事務は引き続き国の権限により実施されることもあり、県を経由する意義はないと考えられる。こうしたことから、県の事務手続きを廃止し、国直轄で実施しても支障はないものと考えられる。</p> <p>○県内補助事業者から届いた申請書や報告書は取りまとめて厚生省(医師は厚生局)へ送付しているが、申請内容等に修正等が生じた場合、提案県同様に、その都度、当県を経由し、余計な手間と郵送料がかかっている。さらには、当県でも確認できる内容等について修正等を求めると、適正に申請書等の送付がなされている団体の書類の送付も遅れることとなり、厚生省での審査等も遅れることが考えられる。</p> <p>○臨床研修費等補助金(医師)の申請及び実績報告にあたっては、申請内容に修正等が生じた場合、その都度、都道府県を経由するため、余計な時間と郵送料がかかっている。申請書の内容については、本県において詳細はチェックできず、また、特段把握すべき内容でもないため、県の経由を廃止しても問題は生じないことから、都道府県を介することなく国と指定医療機関との間で直接実施していただきたい。</p> <p>○提案県(長野県)の支障事例はもちろん、それ以外にも以下のような課題がある。</p> <p>県で事業者からの提出書類をとりまとめる時点で、確認できる修正事項については、事業者に連絡して差替えを行っている。しかし、厚生局に提出した後、書類に誤りが発覚した場合は、厚生局と事業者間で差替えのやり取りを行っている。そのため、県が保管している提出書類と厚生局が保管している最終書類が異なる場合があり、交付決定や額確定時に混乱が生じることがある。書類の内容精査は非常に煩雑であり、かつ、詳細までチェックできる情報を持ち合わせていない項目もあるため、厚生局で直接内容精査を行うほうが効率的であると考えられる。申請や報告書類の提出にあたり、事業者からの質問は県に問い合わせることとなっているが、交付要綱や実施要綱からは判断できない事項については厚生局に確認することになり、県を介すると効率が悪いと考えられる。</p> <p>○確認すべき書類の内容・ボリュームが大きく、当県も多大な事務負担を強いられている。各医療機関から提出される申請書に対し、都道府県が意見を添付することも無いため、提案団体の要望趣旨のとおり、都道府県経由を廃止しても問題は生じないと考ええる。</p> <p>○提案県が具体的な支障事例として指摘している問題点は、本県においてもそのまま当てはまるため、全面的に参画に同意する。また、厚生省が都道府県経由を廃止しない場合であっても、第一号法定受託事務として実施する上での知事の同意を外すことにより、当該都道府県において事務を行う必要がなくなるのかについても明確にしていきたい点についても全面的に同意する。</p> <p>本補助金の事業主体は厚生省であり、研修医(医師)の受け入れを行う県内の病院に対して人件費等の補助を行うものであるが、補助金適正化法第26条第2項及び同法施行令第17条第1項の規定に基づき、全ての都道府県において当該補助金等の交付に関する事務のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金等の交付の申請の受理</li> <li>・申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査</li> <li>・交付決定の通知</li> <li>・実績報告の受理</li> <li>・補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知 等を都道府県知事の同意の上で第一号法定受託事務として行っているものである(参照:平成12年6月6日厚生省告示第249号)。また、支払事務では、都道府県において国費を受入れ、都道府県が申請者に支出しているが、当該補助金は厚生省の事務であるため、都道府県の歳入歳出予算には計上されない。都道府県は申請書・実績報告・国費の受入及び補助金支出についてトンネルの役割を担っているが、都道府県において申請者と国との間の連絡調整のために相当の事務負担が生じており、また、申請者の側の便益及び事務負担を考えても一連の事務が厚生省及びその出先機関で完結することが望ましいものと考ええる。 <p>○本県が指定医療機関からの問い合わせに対して回答したり書類の確認を行ったりするノウハウがない。また書類の提出を本県を経由して行うことで、時間とコストがかかり、他の業務に支障が生じている。</p> </li></ul>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>医師臨床研修費等補助金の申請等に係る都道府県経由の廃止は困難であると考え る。 臨床研修病院は、研修医の募集及び採用にあたっては、地域医療への従事要件等に十分配慮することが求められており、「医師臨床研修費補助事業の実施に当たっての取扱いについて」(平成31年4月19日医事課長通知(医政医発0419第1号))の5(1)②オにおいても都道府県が従事要件等からの離脱を妥当と評価していない学生を採用した臨床研修病院に対しては、補助金の一部を交付しないことがある。 各都道府県においては臨床研修病院の行う募集及び採用の状況を把握し、適切に指導する必要がある。 さらに都道府県が自ら設置し定員配分等を審議する地域協議会に係る経費や当該補助金の基準額の算定にあたり、地元出身者を研修医として採用・育成した場合に、重点的に補助を行っていることから、医師の確保対策を実施する都道府県として、把握すべき内容が含まれており、都道府県を介さず申請者が直接国に申請することは適切ではないと考える。 また、仮に、都道府県の経由事務を廃止し、厚生労働省において全ての事務を処理することとした場合には、すべての基幹型臨床研修病院等の申請書類が地方厚生局医事課へ送付されることになることから、その確認作業に膨大な時間を要し、補助金の交付が現状よりも大幅に遅れることが予想される。 よって、医師臨床研修費等補助金については、引き続き、都道府県に申請書類の確認を行っていただいた上で、それぞれの都道府県内の補助事業者に交付いただくことが必要であると考え。 なお、補助事業者からの問合せに対する対応方法を含む都道府県の負担軽減を図る方法については、検討してまいりたい。</p>	<p>臨床研修病院の行う募集・採用状況及び地元出身者の採用・育成状況並びに地域医療従事要件の離脱状況は、都道府県が把握すべき内容ではあるが、当該事務を介さずとも、臨床研修マッチングシステムの確認事務や臨床研修募集定員の意向調査、医師修学資金貸与学生のキャリア形成等により把握可能である。 また、申請の受理にあたり、都道府県は書類の記載誤り等の表面的なチェックを行っているのみであり、交付の可否や金額を判断する立場にない。なお、本補助金の交付審査に当たって「都道府県が従事要件等からの離脱を妥当と評価していない学生を採用した臨床研修病院」に関する情報が必要であれば、別途、都道府県から厚生労働省に提供することが考えられる。 さらに、都道府県の経由を廃止した場合にすべての研修施設の申請書類が厚生労働省へ送付され確認作業に膨大な時間を要すとの指摘だが、現行においても書類はすべて同省に送付されており、それぞれの申請内容を確認されているはずである。現に、申請内容の不備等については、その都度、厚生担当から都道府県あてに連絡をいただき、医療機関に修正を求めているが、むしろ都道府県を経由することにより、余計な時間がかかっていると思われる。 合わせて、申請の受理等は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令に基づき、法定受託事務として都道府県が行なっているが、国と地方の適切な役割分担の観点から、都道府県経由の必要性が低いと判断した場合に、知事の同意を取り消すことの可否について明確にさせていただきたい。会計法及び会計令に基づき国の会計事務を都道府県が行う際の知事の同意についても同様である。</p>	<p>【岡山県】 都道府県として把握すべき内容が含まれているということについては、別途独自調査で把握できるため、当該補助金の手続きを通じて把握する必要はないと考える。 また、厚生局の事務の多寡については、都道府県を経由するか否かにかかわらず厚生局に送付される申請書類の量に違いはなく、最終的な内容の審査も厚生局において行う必要があることから、都道府県の経由を廃止したとしても厚生局の事務量の増加や、事務処理の遅れの原因となるとは考えられない。 なお、具体的な支障事例に記載のある第一号法定受託事務及び国費支払い事務について同意を外すことができるか否かについての回答がないため、明確にさせていただきたい。 【高知県】 当県では臨床研修連絡協議会及び各病院の研修管理委員会に参画することで、臨床研修病院の行う募集及び採用の状況、研修の内容、ローテーション、履修状況等を十分に把握している。他都道府県の地域枠学生を採用したかどうかは当該補助金の申請書類では確認できない。また、現状でも、すべての基幹型臨床研修病院等の申請書類が地方厚生局医事課へ送付され確認されているという現状を鑑みれば、補助金の交付が現状よりも大幅に遅れるとは考えづらい。</p>	<p>—</p>



管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
236	長野県	歯科医師臨床研修費等補助金の申請等に係る都道府県経由の廃止	歯科医師臨床研修費等補助金の交付申請から実績報告までの事務について、都道府県を介すことなく国と指定医療機関との間で直接実施できることを明確化する。	臨床研修費等補助金(歯科医師)の申請及び実績報告にあたっては、「医療関係者養成確保対策費等補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱」6(1)及び(3)並びに11(1)及び(3)に基づき、補助事業者は関係書類を都道府県知事に提出することとされている。県内補助事業者から届いた申請書は取りまとめて厚生労働省へ送付しているが、例えば申請内容に修正等が生じた場合、その都度、都道府県を経由するため、余計な時間と郵送料がかかっている。申請書の内容については、本県において詳細はチェックできず、また、特段把握すべき内容でもないため、県の経由を廃止しても問題は生じない。なお、要綱に明記はないが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項及び同法施行令第17条に基づき、第一号法定受託事務として都道府県が本事務を行っているとするれば、同意を外すことが可能かどうか明確にしていきたい。合わせて、会計法第48条及び予算決算及び会計令第140条に基づき、同意の上で国費支払い事務を県が行っていると思われるが、こちらも同意を外すことが可能かどうか明確にしていきたい	厚生労働省	宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、石川県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県	<p>○提案団体と同様、県内補助事業者から届いた申請書は取りまとめて厚生労働省へ送付しているが、例えば申請内容に修正等が生じた場合、その都度、都道府県を経由するため、余計な時間と郵送料がかかっている。申請書の内容については、当県において詳細はチェックできない。また、臨床研修病院から県に対して補助金に関する事務的な照会があるが、当県の判断で回答できないため、病院への回答に時間を要している。これまでは、補助金の申請内容から県内の臨床研修の状況を把握していたが、来年度から臨床研修に関する権限が国から都道府県に移管されるため、当該事務の中で把握はできるため、都道府県の経由を廃止しても問題ない。</p> <p>○当県においても、県内補助事業者から提出された書類(交付申請、国費概算払、実績報告書等)の内容確認、厚生労働省への提出等の事務について、極めて短期間に相当の事務量が生じており、負担が大きいと考えているため、提案趣旨に賛同する。</p> <p>○当県は、補助事業者から届いた申請書や実績報告書を取りまとめて審査し、厚生労働省へ進達するとともに、ADAMSにより補助金の交付事務を担当しているが、現状、当県では歯科医師臨床研修病院の具体的な事務を所管しておらず、当県に対する補助金の交付もない。こうしたことから、県を経由する意義はなく、県の事務手続きを廃止し、国直轄で実施しても支障はないものと考えられる。</p> <p>○県内補助事業者から届いた申請書や報告書は取りまとめて厚生労働省(医師は厚生局)へ送付しているが、申請内容等に修正等が生じた場合、提案県同様に、その都度、当県を経由し、余計な時間と郵送料がかかっている。さらには、当県でも確認できる内容等について修正等を求めると、適正に申請書等の送付がなされている団体の書類の送付も遅れることとなり、厚生労働省での審査等も遅れることが考えられる。</p> <p>○提案県の支障事例はもちろん、それ以外にも以下のような課題がある。</p> <p>書類の内容精査は非常に煩雑であり、かつ、詳細までチェックできる情報を持ち合わせていない項目もあるため、厚生労働省で直接内容精査を行うほうが効率的であると考えられる。申請や報告書類の提出にあたり、事業者からの質問は県に問い合わせることとなっているが、交付要綱や実施要綱からは判断できない事項については厚生労働省に確認することになり、県を介すると効率が悪く考えられる。</p> <p>○本県においても、単なる取りまとめ業務に時間をとられ、職員の負担となっているほか、郵送料の負担も生じている。</p> <p>○提案県が具体的な支障事例として指摘している問題点は、本県においてもそのまま当てはまるため、全面的に参画に同意する。また、厚生労働省が都道府県経由を廃止しない場合であっても、第一号法定受託事務として実施する上での知事の同意を外すことにより、当該都道府県において事務を行う必要がなくなるのかについても明確にしていきたい点についても全面的に同意する。</p> <p>本補助金の事業主体は厚生労働省であり、研修医(歯科医師)の受け入れを行う県内の病院に対して人件費等の補助を行うものであるが、補助金適正化法第26条第2項及び同法施行令第17条第1項の規定に基づき、全ての都道府県において当該補助金等の交付に関する事務のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金等の交付の申請の受理</li> <li>・申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査</li> <li>・交付決定の通知</li> <li>・実績報告の受理</li> </ul> <p>・補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知 等を、都道府県知事の同意の上で第一号法定受託事務として行っているものである(参照:平成12年6月6日厚生省告示第249号)。また、支払事務では、都道府県において国費を受入れ、都道府県が申請者に支出しているが、当該補助金は厚生労働省の事務であるため、都道府県の歳入歳出予算には計上されない。</p> <p>都道府県は申請書・実績報告・国費の受入及び補助金支出についてトンネルの役割を負っているが、都道府県において申請者と国との間の連絡調整のために相当の事務負担が生じており、また、申請者の側の便益及び事務負担を考えても一連の事務が厚生労働省及びその出先機関で完結することが望ましいものとする。</p> <p>○本県が指定医療機関からの問い合わせに対して回答したり書類の確認を行ったりするノウハウがない。また書類の提出を本県を経由して行うことで、時間とコストがかかり、他の業務に支障が生じている。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>歯科医師臨床研修費等補助金の申請等に係る都道府県経由の廃止は困難であると考えられる。</p> <p>都道府県が策定する医療計画において、歯科医療機関と地域の医療機関等の連携体制を構築することが重要であることから、医療連携体制の構築に当たって歯科医療が果たす役割を明示することが必要（「医療計画について（平成29年3月30日付け医政局長通知）」）とされるとともに、厚生労働省が開催する歯科医師の資質向上等に関する検討会でまとめられた「歯科保健医療ビジョン」（平成29年12月）において、地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたり、国及び地方自治体は、各々の歯科医療機関の果たす役割や機能を明示することが求められている。今後、国において議論を進める予定であるが、都道府県においても歯科医療の提供体制に関する検討が必要となり、歯科医師臨床研修体制を通じた歯科医療機関の役割や歯科医師養成状況の把握等も必要な情報となると考えている。</p> <p>また、仮に、都道府県の経由事務を廃止し、厚生労働省において全ての事務を処理することとした場合には、すべての歯科医師臨床研修施設（約300施設）の申請書類が厚生労働省へ送付されることになることから、その確認作業に膨大な時間を要し、補助金の交付が現状よりも大幅に遅れることが予想される。</p> <p>よって、歯科医師臨床研修費等補助金については、引き続き、都道府県に申請書類の確認を行っていただいた上で、それぞれの都道府県内の補助事業者に交付いただくことが必要であると考えられる。</p> <p>なお、補助事業者からの問い合わせに対する対応方法を含む都道府県の負担軽減を図る方法については検討して参りたい。</p>	<p>歯科保健医療ビジョンの趣旨は理解できるが、今後、歯科医師臨床研修体制を通じた歯科医療機関の役割や歯科医師養成状況の把握等が必要であるならば、別途網羅的な調査が必要であり、本補助金の申請をもって都道府県が歯科医師臨床研修体制に関する十分正確な情報が得られるとは考え難い。</p> <p>また、都道府県の経由を廃止した場合にすべての研修施設の申請書類が厚生労働省へ送付され確認作業に膨大な時間を要すとの指摘だが、現行においても書類はすべて同省に送付されており、それぞれの申請内容を確認されているはずである。現に、申請内容の不備等については、その都度、厚生労働省担当者から都道府県あてに連絡をいただき、医療機関に修正を求めているが、むしろ都道府県を経由することにより、余計な時間がかかっていると思われる。</p> <p>さらに、申請の受理等は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令に基づき、法定受託事務として都道府県が行なっているが、国と地方の適切な役割分担の観点から、都道府県経由の必要性が低いと判断した場合に、知事の同意を取り消すことの可否について明確にしていきたい。会計法及び会計令に基づき国の会計事務を都道府県が行う際の知事の同意についても同様である。</p>	<p>【岡山県】</p> <p>厚生労働省の事務の多寡については、都道府県を経由するか否かにかかわらず厚生労働省に送付される申請書類の量に違いはなく、最終的な内容の審査も厚生労働省において行う必要があることから、都道府県の経由を廃止したとしても厚生労働省の事務量の増加や、事務処理の遅れの原因となるとは考えられない。</p> <p>なお、具体的な支障事例に記載のある第一号法定受託事務及び国費支払い事務について同意を外すことができるか否かについての回答がないため、明確にしていきたい。</p> <p>【高知県】</p> <p>現状でも、すべての基幹型臨床研修病院等の申請書類が地方厚生局医事課へ送付され確認されているという現状を鑑みれば、補助金の交付が現状よりも大幅に遅れるとは考えづらい。</p>	<p>—</p>



管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
237	大阪市、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に係る勤務証明書の発行・収集業務の負担軽減	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に必要な保育士等の職員の勤務状況確認について、全国一律で保育士の勤務状況のデータベース化を図り、そのデータで加算認定ができる仕組みの構築や、現在勤務証明書が収集できない場合に例外的に認められている年金加入記録等での確認を通常の運用とする等、経験年数確認の事務負担の軽減を求める。	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定のためには、各保育施設等の保育士等の経験年数・勤続年数を確認する必要があり、各保育施設等が新たに雇用した保育士等については、当該保育士等が勤務した施設が発行する勤務証明書を自治体が確認し、加算の認定を行っている。しかし、算定の対象となる施設等でのキャリアの全期間を確認するためには、当該期間の全ての勤務証明書が必要であるが、待機児童解消をめざして新規施設を増設している中で保育士等の他法人への転職も多く、自治体の確認作業が膨大なものとなっている。また、保育士等にとっては、転職する度にこれまで勤務した職場の勤務証明書を提出する必要があるが、前職場がなくなっている等の場合はその期間の勤務の確認が困難となる場合があり、また、施設としても、退職した職員分の証明の再発行作業を長期間強いられることとなる。現在、全国展開している保育等事業者も多く、全国一律で対応する必要があると考えており、保育士等の処遇改善は全国的な課題である中、国も「処遇改善等加算」の拡充で処遇の改善を図っていることから、例えば、国のもと全国一律で保育士の勤務状況のデータベース化を図り、保育士証やキャリアアップ研修の受講記録等を集約し、そのデータで加算認定ができる仕組みの構築や、年金加入記録等だけで保育士等の加算認定ができるよう制度を改正する等、経験年数確認の事務負担の軽減を求める。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	秋田県、千葉市、川崎市、鎌倉市、浜松市、豊田市、池田市、吹田市、高槻市、富田林市、東大阪市、島本町、南あわじ市、島根県、広島市、徳島市、佐世保市、大分県、宮崎県、宮崎市	<p>○前職場が閉園した、あるいは証明を依頼できる状況でないために、在籍証明の取得を断念したといった状況が見受けられる。加えて、細切れの採用や月途中での採用・退職があり、施設でも自治体でも確認の負担が大きくなっている。今後、キャリアアップ研修の受講記録の確認作業も増えることから事務負担の軽減を求める。</p> <p>○キャリアアップ研修の受講記録については、県独自のデータベース化を図っている。加算認定ができる仕組みの構築等については市町村の意向も反映させた上で、事務負担の軽減を図る必要がある。</p> <p>○経験年数に含めることができる施設かどうかの確認に時間がかかる(現在は存在しない施設、市外の施設等)。過去に勤務した施設がなくなっており在職証明書が入手できない場合は経験年数の算定が困難である。</p> <p>○当市でも、保育士等対象職員が他法人への転職や出産に伴い退職し、別法人へ再就職する等により前歴証明が毎回必要となる状況が増えており、その都度全ての証明書を整える事は保育士等対象職員にとっても負担が増大している。また、その確認作業を行う自治体の負担も増大している。前歴情報がデータベース化できれば、保育士等職員と自治体の両方の事務負担が軽減される。</p> <p>○処遇改善等加算Ⅰの申請に当たり、各園とも勤務証明の準備をさせていただいているが、遠方の園であったり、本人は要件を満たしていると思っても、勤務証明を見ると満たしていないこともある。施設についても該当施設でないこともあり、負担だけが残ることになる。</p> <p>○同一の市町村内で転職された保育士であっても、改めて証明の提出を求めることとなる現在の形では、保育士、施設、自治体すべてにとって負担となっており、制度の複雑化と相まって申請の遅れを引き起こしている。</p> <p>○全国一律の勤務状況のデータベース化を整備することにより、「処遇改善加算Ⅰ」の認定に係る事務負担の軽減に加え、保育士試験においても、実務経験の認定証明に受験者にとって多くの負担となっているため、これに係る事務負担の軽減も期待できる。</p> <p>○当市においても、処遇改善等加算Ⅰの認定における勤続年数の確認については、事務量が非常に膨大な状況である。既に廃園している施設に過去勤務していた場合には、勤務状況の確認が困難である。また、当市の市立施設においては、職員の在職を証明する書類の保存年数が決まっており、保存期間よりも前に勤務していた者の在職を証明することが困難な状況である。</p> <p>○当市においても、処遇改善等加算Ⅰの認定事務は膨大なものであり、特に4月から5月にかけて、市内約200園ある私立保育所等の職員一人ひとりの経験年数を決定し、そこから園の加算率を決定する事務が発生している。また、勤務証明書についても、施設ごとに様式が異なるため、必要事項が記載されていないなどの問題もあり、これらが解消されるのであれば、提案されている措置には賛成である。ただ、全国的なシステムを構築する必要があるため、処遇改善等加算Ⅰの経験年数の確認に用いるだけでなく、例えばシステム内で園から市町等に同加算Ⅰ・Ⅱの申請もできるようにする、提案にもあるキャリアアップ研修の記録も確認できるようにする、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱは保育所等施設で勤務する事務等職員も対象となることから、これらの経験年数も確認できるようにするなど、保育士・幼稚園教諭等職員の総合的・複合的なシステムとして構築・運用をしていただきたい。また、保育士等の個人情報にも関わるものであるため、その点についても十分注意していただきたい。</p> <p>○町では、待機児童が多数発生しており、数年以内に、複数の事業所が整備される予定となっていることから、今後、加算要件の確認作業についてはさらに多くの時間を要するものと想定される。また、本町のような小規模自治体では、職員数も少なく、ノウハウが蓄積されていないため、一から作業を覚えなければならない現状があり、事業者から書類が提出されても、スムーズに加算要件の確認が出来ず、最終的に、事業者に負担をかけてしまう場面もあるのではないかと懸念される。何らかの方法にて事務の簡素化ができれば、自治体や事業者、保育士自身の負担軽減につながり、安定した運用が可能になるのではないかと考える。</p> <p>○当県でも、約5,000人分の経験年数確認のため、施設において膨大な書類の作成と、県において書類の確認作業を毎年行う必要があり、相当の事務負担を強いられている。</p> <p>○当市においても、認可園の増加や、それによる転職の増加により、確認作業が増加している。また、園または保育士側の事務としても在職証明の発行や発行依頼の事務が負担となっている。そのためデータの一元管理を行えば市区町村の負担と園や保育士の負担が軽減されると思われる。</p> <p>○現在は各園に資料提出を求めており、時間を要している。情報連携により、こうした時間の短縮が見込まれる為、事務の軽減につながると考える。</p> <p>○提案にもあるとおり施設ごとの勤続年数など確認事項が多く、それが膨大な事務量となっている現状となっている。また、行政側では処遇改善等加算の事務について、本来年度初めに認定するべきではあるが、複雑な制度かつ事務量の多さから確認・認定事務に年度中旬から後半にまたいでいる状況。そのため不適切な月次の給付費支払や、施設側の次年度に向けた処遇改善計画に遅れが生じている。無償化事務が今年度より始まり、施設と行政それぞれに事務負担が増えていることから、処遇改善等加算の認定事務の簡素化に向けた早急な対応をお願いしたい。</p> <p>○複数の施設を経験した保育士の勤務証明の確認は、本人や施設、自治体と確認作業が膨大となっている。</p> <p>○当区においても、認可保育所(私立)および地域型保育事業所の施設数も多く、毎年度、多数の保育士の異動や新規採用も生じるため、「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に係る経験年数・勤続年数の確認作業は、膨大な事務負担となっている。なお、提案のような全国一律でのデータベース化等は、非常に有効な方法であるが、その仕組みを構築・維持するため、新たに区市町村がデータ収集や登録等の業務を担うようであれば、大幅な負担軽減には繋がらない恐れもあると考える。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>処遇改善等加算Ⅰにおける個々の職員の経験年数の算定の対象となるのは、保育士に限らず、全ての常勤職員であり、また、その職歴も保育所に限らず学校教育法第1条に定める学校等での経験年数も合算するものとしていることから、保育士の勤務状況だけをデータベース化したとしても、必ずしも事務負担の軽減に繋がらないと考える。</p> <p>また、「公定価格に関するFAQ（よくある質問）(Ver.12)」の127においてもお示しているとおり、個々の職員の勤続年数の確認に必要な書類については、国として一律の証明書を求めるものではなく、職歴証明書、雇用保険加入履歴や年金加入記録など、加算認定申請書に記載された職歴が把握・推認される資料であればよく、勤務証明書を原則としているわけではない。</p>	<p>「公定価格に関するFAQ（よくある質問）(Ver.12)」の127の内容について、確かに一律の証明書を求めるものではないと示されているが、この127の後段には、「事業所名、職種（保育士・調理員等）、雇用形態（常勤・非常勤等）、勤務時間、雇用期間などの内容が確認できるような項目」が記載された資料で確認することを想定されている。まずは、このような資料が「勤務証明書」以外に存在するのをご教示いただきたい。本市としては、国の「子育て安心プラン」の進展や、幼児教育・保育の無償化の実施に伴って、今後も保育の受け皿が拡大するとともに、保育人材の流動化もますます進むと考えており、保育士に限らず、処遇改善等加算を受ける全ての職員についてデータベース化が進むことが理想であると考えているが、まずは処遇改善等加算の認定の多数を占める保育士資格を有する者のデータベース化を求めている。</p> <p>その実現に時間がかかるとした場合の暫定措置として、経験年数確認の事務負担の軽減を求めているが、勤務証明書を原則としていないのであれば、「平成28年度における処遇改善等加算の取扱いについて」(平成28年6月17日付け事務連絡)において、「事業所が廃園しているなどの理由により、在職証明書等の取得が困難な場合」という例外的な場合に「加算認定申請書に記載された職歴が把握・推認される資料」をもって、当該職員の勤続年数を確認して差し支えないとなっていることから、この取扱いが例外ではなく、職歴が把握・推認される資料をもって認定できるよう、各種通知やFAQの見解の統一をしていただき、処遇改善等加算Ⅰの経験年数確認の事務負担の軽減を今年度中にでも実現していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、当該事案については、交付金算定に伴い生じた事務と考えられるので、そもそも補助金、交付金の自由度を高めることにより、補助金、交付金申請のための事務量の軽減を目指すことも検討されたい。</p>



管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
269	指定都市市長会  【重点16】	生活保護法における介護機関の指定に関するみなし規定の範囲の拡大	生活保護法第54条の2別表第2下欄に、介護保険法各条項に規定される「指定の効力の停止が行われた場合」を追加すること。	<p>【制度改正の経緯】 生活保護法改正により、平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けた場合は、介護サービス事業所があらかじめ特段の申し出をしない限り、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされる。(生活保護法第54条の2第2項) 生活保護法第54条の2第3項の規定において、別表第2の上欄に掲げる介護機関に係る指定は、当該介護機関が同表下欄に掲げる場合に該当するときはその効力を失うことになる。(該当項目には、介護保険法各条項における「事業の廃止があったとき」、「指定の取消しがあったとき」、「指定の効力が失われたとき」が規定されている。)</p> <p>【支障事例】 別表第2には、より軽微な処分である「指定の効力が停止された場合」が含まれていないため、効力が停止された場合には、行政手続法に基づく処分手続を行う必要がある。 本市において、平成30年度に上記の事案が1件発生したが、処分にあたり、当該事業所に対し弁明書の提出期限を2週間と定め弁明の機会を付与するなど、事案発生から処分通知を发出するまでは、内部の事務手続き等を含め1カ月要した。</p>	厚生労働省	宮城県、千葉県、神奈川県、石川県、福井市、名古屋市、大阪府、八尾市、高松市、八幡浜市、熊本市、宮崎市	<p>○生活保護法第54条の2別表第2に、介護保険法各条項に規定される「指定の効力の停止が行われた場合」を追加することで、より重い処分である「指定取消し」などとの整合性が図られ、介護機関に対してより効率的な処分手続を行うことができ、介護機関及び行政の事務負担の軽減につながるため。 ○提案内容のとおり、他の処分との整合性を図る観点から現行制度を見直してほしい。 ○事業所の都合等により、各介護サービス又は業務を一時停止とする可能性は多いにあるため、「指定の効力の停止が行われた場合」を追加することはよいと考えられる。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>全国の自治体においてどの程度同様の支障事例が生じているのかを把握したうえで、必要な対応について検討してまいりたい。</p>	<p>平成25年の生活保護法の改正における指定介護機関の指定事務に係る見直しは、以前は不適正な介護機関への対応が十分行われる環境に無かったことを踏まえて行われたものである。法改正による当初の目的を達成するためには、不適正な介護機関への対応として、介護保険法の規定による「指定の取消し」や「指定の効力が失われたとき」のみならず、「指定の効力の全部又は一部が停止されたとき」についても、生活保護法上の処分を連動させ、同様の処分が行われるよう整備する必要があると考える。介護保険法の規定による「事業の廃止があったとき」、「指定の取消しがあったとき」、「効力が失われたとき」には生活保護法上も連動して同様の処分が行われるのに対し、「指定の効力の停止があったとき」のみ処分を連動させない理由はないと考える。</p> <p>そもそも、制度改正については支障となっている数の問題ではなく、適切な制度設計とすることで、煩雑な事務処理を回避し、行政処分の迅速化、かつ、手続きの簡素化により介護機関及び行政の事務負担の軽減を図ることが求められると考える。</p>	<p>【千葉市】 「指定取消し」など他の処分との整合性が図られ、介護機関に対してより効率的な処分手続きを行うことができ、介護機関及び行政の事務負担の軽減につながることを期待できることから前向きな検討を期待する。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>



管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
270	指定都市市長会	自立支援医療(精神通院)の支給認定の有効期間等の延長	自立支援医療(精神通院)の支給認定の有効期間並びに自己負担上限額の決定及びその決定に必要な課税状況等の確認を現行の1年から2年に延長する。	・現行の制度において更新手続きは1年ごとであるが、更新時に添付する意見書の提出は2年ごととなっている。そのため、更新手続きの際に必要な意見書を準備してくる利用者が、混乱やトラブルを招くと同時に利用者に不利益が生じている。 ・精神障害者保健福祉手帳の更新手続きは2年ごとであるため、自立支援医療(精神通院)の更新を忘れるなど、当該手帳を所持する利用者に負担や混乱が生じている。 ・更新書類に意見書添付分と不要分の2種類があることから、事務処理が煩雑で時間を要している。 ・近年の受給者増により、窓口での待ち時間が長くなっている。	厚生労働省	宮城県、秋田市、白河市、日立市、石岡市、千葉市、八王子市、新潟県、小松市、豊橋市、刈谷市、大阪府、兵庫県、南あわじ市、徳島市、八幡浜市、熊本市、鹿児島市	<p>○更新手続きが1年ごとで意見書の提出が2年ごととされている。そのため、利用者が意見書の必要年を把握しておらず窓口での説明に時間を要している。疾患によっては、一年に一度の診察の場合もあり、その場合はほとんどの利用者が忘れており、当院から連絡するなどの事務処理に時間を要している。</p> <p>○現行の制度において更新手続きは1年ごとであるが、更新時に添付する意見書(医師の診断書)の提出は2年ごととなっている。そのため、更新手続きの際に必要な意見書を準備してくる利用者がいるなど、混乱やトラブルを招くと同時に利用者に不利益が生じている。精神障害者保健福祉手帳の更新手続きは2年ごとであるため、自立支援医療(精神通院)の更新を忘れるなど、当該手帳を所持する利用者に負担や混乱が生じている。更新書類に意見書添付分と不要分の2種類があることから、事務処理が煩雑で時間を要している。近年の受給者増により、窓口での待ち時間が長くなっている。申請の増加に伴い、交付までに係る事務量が増加し、受給者証の早期発行が困難な状況となっている。</p> <p>○精神手帳更新時に、自立支援(精神通院)の更新が漏れてしまい、自立支援用診断書を再度取得してもらう必要がある。</p> <p>○提案市と同様、申請者の混乱と窓口でのトラブルを招く状況もあることから、更新手続き見直しの必要性を感じている。</p> <p>○当市においても、同様の状況である。更新時に診断書の添付・不要の2種類あることから、受給者も混乱し、事務も煩雑となっている。また、更新申請を忘れる受給者も多く、トラブルになることも多い。そのため、精神障害者保健福祉手帳と同じ、有効期間を2年とするのが望ましいと考える。</p> <p>○平成31年4月1日時点での自立支援医療受給者数は5,940人であり、全員が毎年手続きが必要なので、毎日窓口が大変混雑している。手帳と自立支援医療の両方をお持ちの方は、診断書が2種類必要になることもあり、患者負担も大きい。</p> <p>○提案団体同様、申請手続きが申請者・医療機関・行政の負担となっている。また、行政側においてはその対応に要する事務量が他業務を圧迫している。</p> <p>○当県においても、同様に事務の簡素化について課題があると認識している。有効期間を延長することで、煩雑な事務を簡素化できるものとする。</p> <p>○当市における受給者数は、年間約100人前後増え続けており、これに伴い、今後更新の受付件数も増えることになる。その分、医療機関による診断書の作成、申請受付窓口、県への進達のチェックに要する時間が増え続けている。また、県による審査の負担も増え続けているものと思慮される。更新を2年に1回とした場合、考慮すべきと考えられる事項は、1点目は受給者として受け続けるか返却するか判断の機会について、2点目は所得区分の変更についてである。1点目については、本人の判断又は医療機関の医師と精神障害者との相談の上、2年の間に受給者証を返却することは可能であるため問題ないと考える。2点目については、所得判定基準を今年度及び前年度の所得の合計にするなど柔軟に対応することでクリアできるものとする。よって、更新期間を延長してもおおむね支障がないものとする。以上のことから、更新期間延長に伴う影響はあるとしても、増え続けている受給者に対する医療機関の診断書の作成から始まり、県の決定が出るまでの事務及び更新に伴う受給者の負担を考慮すると2年に1回の更新が適切ではないかと考える。(※参考:当市における自立支援医療(精神通院)受給者数の推移 平成28年度末:1,971人、平成29年度末:2,171人、平成30年度末:2,264人)</p> <p>○更新時に添付する書類が人によって違う(診断書の必要年、必要でない年)が、診断書が必要な年のかどうか理解できてない申請者がおり、申請者自身が混乱する場合がある。行政の窓口でも必要な書類が揃わなければ受付できず、申請者と行政それぞれ時間がかかってしまう。受給者が増加傾向にある現状に至っては、精神保健福祉手帳と同じ2年の有効期限に合わせるなど、申請者の負担軽減および事務処理の時間短縮を検討してもいいのではないかと考える。</p> <p>○現行の制度において更新手続きは1年ごとであるが、更新時に添付する意見書の提出は2年ごととなっている。そのため、更新手続きの際に必要な意見書を準備してくる利用者が、混乱やトラブルを招くと同時に利用者に不利益が生じている。また、精神障害者保健福祉手帳の更新手続きは2年ごとであるため、自立支援医療(精神通院)の更新を忘れるなど、当該手帳を所持する利用者に負担や混乱が生じている。加えて、更新書類に意見書添付分と不要分の2種類があることから、事務処理が煩雑で時間を要している。さらに、近年の受給者増により、窓口での待ち時間が長くなっている。</p> <p>○当市でも同様の状況であるが、課税状況等に変化があり、負担区分が変更になる方の対応は必要であるため、市町村による課税照会と対応策を含めて検討する必要がある。</p> <p>○当市も負担に対する考え方は、提案事項の内容どおりである。福祉に携わる人員確保が困難にもなっているため、業務を見直し、業務の負担緩和は考えていくべきである。</p> <p>○現行の制度では1年ごとの更新であるが、更新手続きの際に診断書の提出が2年に1度であるため、利用者及び医療機関に混乱が生じており、窓口や電話で提出書類を聞かれた際に診断書の提出が必要であるかの回答がしづらい。利用者の増加に伴い、年々業務量が増加している。</p> <p>○精神障害者保健福祉手帳所持者と所持していない者のいずれれにおいても、更新を2年に1回にすることは、受給者の負担軽減につながる。</p> <p>また、当市における自立支援医療(精神通院)受給者数が猛烈なスピードで増えている中、マイナンバー対応により更に煩雑な事務処理も増え、職員の負担は膨大になっている。</p> <p>これらのことから、更新を2年に1回へ延長したい。</p> <p>【受給者数】 平成20年度末 8,313人 平成30年度末 16,028人 →10年間で1.9倍に増加</p> <p>○更新申請に際して診断書の提出の要・不要があることから受給者に混乱が生じることがある。特に診断書が不要な更新申請時に受給者が更新を忘れると診断書を取得しなければならず、受給者に負担が発生している。</p> <p>○近年受給者数が増加していることから、更新手続を含めた事務手続及び判定業務に時間を要し、受給者証の交付が遅れるなど、申請者に不利益が生じている。診断書の提出は2年に1度でよいこととされているが、更新申請の度に申請者が診断書が必要な申請かどうか理解しておらず混乱が生じている。</p> <p>○同様の支障事例があり、制度改正により利用者にとって手続きの簡素化に資する。</p> <p>○手帳と同じ2年ごとにする事で申請者及び窓口事務の負担は軽減される。</p>
271	指定都市市長会	老人福祉法施行規則に基づく届出書類等の簡素化	介護サービス事業者からの申請及び届出について、老人福祉法の届出書類等を簡素化する。	・介護サービス事業者からの申請・届出書類について、事業者は介護保険法及び老人福祉法双方に規定される事業者であるため、それぞれの法律に基づく書類を作成する必要があり、過大な負担となっている。また、受理・受領する側の行政についても同様である。 ・「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護サービス事業所に対して国及び自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを来年度中に実施するとともに、その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、帳票等の文書量の半減に取り組む。」とされた。 ・これを受け、平成30年6月29日に「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、平成30年10月1日に施行されている。この省令は、文書量を削減する観点からの対応であり、介護保険法施行規則を含め4本の省令の改正が行われているが、老人福祉法施行規則の改正は行われていない。 ・老人福祉法施行規則においても文書量削減のための改正が行われない限り、事業者及び行政双方の負担軽減に資することはできないと考える。	厚生労働省	千葉県、千葉市、八王子市、新潟県、名古屋、堺市、八尾市、岡山県、愛媛県、福岡県、宮崎市	<p>○介護保険サービス事業所として指定を受けたことにより、老人福祉法としての届出が必要であることを認識していない事業所が多く、届出の受理等以外にも、個別に事業所に対して説明等行う必要があり、自治体として業務の負担になっている。また、事業者としても、指定のために2種類の届出を行わなければならないだけでなく、変更内容によっては届出の有無が異なり、事務が煩雑である。これにより、文書量の削減や自治体及び事業者の負担を軽減できる。具体的には、新規指定では50件のうち32件、廃止届出は53件のうち40件及び変更届出1,255件のうち941件が二重の届出となっている。老人福祉法の届出が簡素化されれば、事業者と自治体で約2,000枚の文書量及びこれらに基づく書類審査や事務手続きが削減・軽減できる。</p> <p>○平成30年に介護保険法施行規則で申請時の必要書類を削減しているが、老人福祉法上で必要書類の見直しが行われていないため、申請時に必要な書類が削減されていない。</p> <p>○介護保険法と老人福祉法の整合性が取れていないため、改正前に比べて事業所の届出間違いが増加した。</p> <p>○事業者の提出すべき書類が多く、事業者、市双方に事務負担がかかっているため支障がある。</p>



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>自立支援医療(精神通院)の支給認定の有効期間を1年から2年に延長することについては、平成28年度地方分権改革の管理番号76にて提案されており、地方公共団体、関係団体等の意見を踏まえ、マイナンバー制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、令和元年中を目途に結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずることになっている。自己負担上限額の決定及びその決定に必要な課税状況等の確認については、税法上、所得認定は毎年行われているものであり、適切な公費負担の考え方から、所得認定の期間を延長することは望ましくない。</p>	<p>本提案は、受給者及び行政の負担軽減を求めるものである。自立支援医療(精神通知)の更新については、診断書の提出は2年毎で良いにもかかわらず、受給者証の有効期間が1年であるため、更新手続きと、自己負担上限額の決定に必要な課税状況等の確認が1年毎であるため、毎年、市町村の窓口等にて手続きをしなければならず、受給者にとっては、大きな負担となっている。この上、追加共同提案団体の支障事例にもあるとおり、受給者数は、制度の施行当初から右肩上がりが増加し続けている。これにより、行政の事務量は増大し、本来の相談業務にも支障を来している現状がある。さらに、自立支援医療受給者証の交付も処理量が多いため、交付が遅延することになり兼ねない。これらの点を十分に踏まえた上で、引き続き、制度そのもののあり方を含めた見直しを求める。また、所得認定については、厚生労働省からの1次回答において、「適切な公費負担の考え方から、所得認定の期間を延長することは望ましくない。」とのことであるが、受給者の負担軽減の観点から言えば、受給者証の有効期間の延長に合わせて、所得認定の期間も延長しなければ、効果は乏しいと言える。受給者の大半は生活環境に大きな変化がない場合が多く、課税状況等が変化することも少ない。そのため、更新時における課税状況等の確認においても、大半が自己負担上限額に変更がなく、2年毎の所得認定でも影響は少ないと言える。なお、市町村によっては、影響額を考慮し、対応策を含めて検討する必要はあるが、課税状況等に変更があり、受給者に不利益が生じた場合等は、所得区分の変更申請を行うことで対応していくことが可能である。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>介護分野の文書削減に関しては、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)において、「文書量の削減に向けた取組について、介護分野においては、2020年代初頭までの文書量の半減に向け、国及び地方公共団体が求める文書や、事業所が独自に作成する文書の更なる見直しを進めるとともに、地方公共団体ごとに様式や添付書類の差異があるなどの課題について検討を行い、2018年中目途に一定の結論を得て、必要な見直しを進める。」とされている。このうち、「国及び地方公共団体が求める文書」については、①指定申請、②報酬請求及び③指導監査に関する文書について、順次、実態把握及び必要な見直しの検討を行っており、この一環で、指定申請については、定款・寄付行為、管理者の経歴、役員の氏名・生年月日・住所、資産の状況等の項目につき削除する省令改正を行い、平成30年10月1日に施行済み(平成30年厚生労働省令第80号及び第119号)。これに加えて、今年度は、更なる見直しのため、介護保険部会の下に新たに「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」を設置し、介護分野の文書に係る負担軽減の実現に向け、国、指定権者・保険者及び事業者が協働して、必要な検討を行う予定であり、同専門委員会の検討結果も踏まえ、必要な措置を講じていく予定。老人福祉法及び老人福祉法施行規則に基づく届出文書についても、同専門委員会における検討結果も踏まえ、必要な見直しを進める。</p>	<p>「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護サービス事業所に対して国及び自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを来年度中に実施する」とされ、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」(平成30年厚生労働省令第119号)により、介護保険法及び介護保険法施行規則(以下「介護保険法等」という。)に基づく文書の削減がなされたところである。しかしながら、介護保険法等と、老人福祉法及び老人福祉法施行規則(以下「老人福祉法等」という。)に基づく文書には重複するものが多いにもかかわらず、老人福祉法等に基づく文書の削減はなされていないことから、介護事業者の負担軽減及び行政の事務処理の簡素化が図られたとは言えない。厚生労働省からの1次回答において、老人福祉法等に基づく届出文書については、介護保険部会の下に新たに設置された「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」における検討結果も踏まえ、必要な見直しを進めるとのことであるが、前述の閣議決定から介護保険法施行規則等の一部改正までの間に、たとえば申請者の定款の提出を不要とするなどの文書の削減に関しては、一定の議論が尽くされていることを踏まえ、少なくともこれに関する部分は改めて検討するまでもなく見直すべきではないか。その上でさらに見直しを検討するものについては、今後の検討時期(行程・スケジュール)及び検討方法について、具体的に明示することを求めるとともに、介護保険法等に基づく書類との共通性、整合性等を考慮の上、老人福祉法施行規則等を速やかに改正することを求める。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>



管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
273	指定都市市長会	建築基準法上の容積率不算入部分として交通広場等を取り扱うこと。	建築基準法の容積率制限は道路、公園等の公共施設の供給・処理能力とのバランスを保ち市街地環境の悪化を防止する目的として行われているものとされている。一方で交通広場は実質的に建築利用の規模等への影響がほとんどなく、公共交通の利便性向上によって周辺の交通環境改善等につながることも、都市施設等に位置付けることで担保性、公共性が保たれるため、容積率算定から除外しても支障がないと考えられることから、交通広場等について地方自治体が都市計画の都市施設などに位置付けた場合に容積率不算入とする仕組みを求める。	本市の拠点駅周辺は既に土地利用が行われており、種地不足やコスト面等から、平面的に交通広場の面積を確保することが困難なため、交通結節機能の強化が図られていない。こうした状況中、「駅前広場の上空利用」(平成23年3月)において、積極的に駅前広場の上空を活用した結節点整備の推進が挙げられており、本市においても立体都市計画制度を活用し、民間活力による交通広場の整備を検討しているが、敷地が大きく上空利用しない場合は交通広場も敷地面積に含まれ、床面積も生じないものの、限られた空間で建物と交通広場を複合整備する場合は、交通広場により容積率が圧迫される。検討事業において地権者と協議を行う際、交通広場の空間の抛出について一定の理解を得るものの、交通広場が容積率対象となることで地権者の土地利用に制約を与え、協議に支障をきたしている。容積率緩和も手法の一つと考えられるが、検討地区においては周辺の交通基盤に与える影響が多岐にわたることや、容積率緩和に対する住民の懸念が窺えること等から、困難な状況にある。	国土交通省	京都市、宮崎市	○良好な市街地環境を維持しつつ適正かつ合理的な土地の高度利用を促進するため、立体道路制度等により都市施設と建築物の一体的整備を行うべき区域をあらかじめ都市計画に位置づけた場合には、一体的整備を行う都市施設については、床面積(容積率)に算入しないことが適当と考える。
274	指定都市市長会  【重点19】	所有者不明空き家に対する地方公共団体への財産管理人選任申立権の付与	所有者不明空き家に関し、地方公共団体(市町村)への財産管理人選任の申立権を付与することを求める。	所有者不明空き家の活用・除却の促進には、財産管理人制度(不在者財産管理人:民法第25条～第29条、相続財産管理人:民法第951条～第959条)の活用が有効であるが、現行では、「利害関係人」として認められる場合でなければ、地方公共団体であっても財産管理人選任の申立てができないこととされている。京都市では、空き家対策の一環として財産管理人制度を活用するべく京都家庭裁判所に申立ての相談をしたところ、地方公共団体が債権を有している空き家でなければ利害関係人に該当しない可能性が高いとの説明を受けた。一方で、所有者不明空き家に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第4条により空き家対策を実施する責務を負う地方公共団体から財産管理人選定の申立ができないと、同空き家の活用や除却の進展が滞り、空き家問題に対する適切な対処が不十分なものとなる。空き家の増加は、地域の防災や防犯、生活環境、景観などに悪影響を及ぼし、更にはまちの活力の低下につながる等、地域のまちづくりを進めるうえで大きな課題となっている。特に、所有者不明の空き家は、そのまま放置されることで、空家特措法で規定される「特定空家等」にまで至ってしまう蓋然性が高い。平成30年6月に成立した所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条において、所有者不明の「土地」について地方公共団体に申立権が付与されたことを踏まえ、空家法上の「空家等」についても同様の規定を設けていただきたい。	総務省、法務省、国土交通省	いわき市、須賀川市、ひたちなか市、多治見市、豊橋市、春日井市、大阪府、八尾市、米子市、大村市、宮崎市	○本市においても、所有者のいない空き家を「特定空家等」に認定したうえで、財産管理人制度を活用した例がある。しかし市内には所有者が不明の空き家(特定空家等)にはまだ認定できない例があり、対応に苦慮している。 ○これまでに5件相続財産管理人制度を活用し、うち2件が完了の見込みである。いずれも空家の担当課ではなく、固定資産税を債権とする税担当課が申し立てを行った。相続財産管理人制度を活用しているといえるが、債権のある物件に限られること、税担当課との調整が必要なことなど、空家担当課が実施したいものと必ずしも一致するとは限らないのが現状といえる。 ○本市では、条例に基づく応急措置を行った所有者不明空家に関する措置費用について、債権を有する「利害関係人」として財産管理人選任の申立てを行った事例がある。現行の制度では空家の所有者調査で取得できる税情報については課税に必要な情報に限定されており、市税の滞納状況等の債権の有無が不明であるため、空家対策部局において、何らかの措置を行わない限り「利害関係人」となり得ず、空家が老朽化し、措置が必要になるまで放置するしかないため、所有者が不明若しくは相続人不存在が判明した時点で申立てができれば空家対策に有効であると考えられる。 ○本市では、財産管理人制度活用の実績はないが、老朽化した空き家の危険性を考えると、実効性を伴う手法で速やかに対応することが望まれる。そのような観点から、早期に「申立権」を付与することは有益であると考えられる。 ○本市においても法定相続人全員による相続放棄がなされた空き家が多数あり、対応に苦慮しているところである。管理不全な状態がほとんどで、建屋の状態が良く使用できるものも一部あるが、利害関係人が存在しないため、老朽化していくのを何もできずに見ているだけとなっているケースがある。一方で、危険性が著しく高い空き家に対しては、特定空家等の認定を行うことで、行政が利害関係人として財産管理人の申立が可能になると、提案団体の事例により認識している。提案にある申立権の付与は、危険性が無い所有者不在の空き家を流通させるために有効なものと考えられるが、申立てに伴う裁判所への預納金納付に対する負担軽減があわせて必要と考える。 ○すでに相続人が全員相続放棄をしていることが確認されているにも関わらず、特定空家に認定するほど老朽化していない空家が一定数存在する。そういった空家の解消が期待できる。 ○本市には、相続人不存在の特定空家等(母屋・小屋)が存在していたが、市道沿いの小屋が、市道側へ倒壊するおそれがあったため、略式代執行にて除却を行った。しかし、母屋は依然敷地内に残っており、相続人不存在の案件として対応に苦慮している。現行では、「利害関係人」として認められる場合でなければ、財産管理人選任の申立てができないこととされているが、直接の利害関係のない場合でも市が、裁判所へ財産管理人選任の申し立てを行うことができるようになれば、特定空家等の除却を進める上で効果的であると思料されるため。
275	指定都市市長会	各種選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における未使用の投票用紙の保存期間の見直し	未使用の投票用紙の保存期間については、選挙等の効力の確定までの期間としていただきたい。	使用済みの投票用紙の保存期間については、各種選挙は当該選挙の任期中、国民審査は10年間と規定されているが、未使用の投票用紙の保存期間については、法令に明文の規定はない。昭和51年の名古屋高裁で「未使用の投票用紙についても、投票関係書類に含む。」との判決が出され、確定していることから、未使用の投票用紙と使用済みの投票用紙を同様に扱うこととされているが、本判決は投票の効力が確定する前に投票用紙(使用済み、未使用とも)を廃棄した事案に係るものである。未使用の投票用紙については、選挙及び当選並びに審査及び罷免の効力の訴訟等の手続きができる期限以降であれば、廃棄したとしてもそれらの効力への影響はなく、保存する実益がないと考えられることから、効力確定後の未使用の投票用紙の扱いについて明確に示していただきたい。市によっては、使用済み投票用紙の2倍以上が未使用となる現状において、保存の実益がないと考えられる膨大な量の未使用の投票用紙を長期間保存するための広い保存スペースや多額の費用が必要となっている。	総務省	盛岡市、宮城県、ひたちなか市、小平市、新潟市、豊橋市、大阪府、山陽小野田市、徳島市、高松市、福岡県、大村市、五島市、熊本市、中津市、宮崎市、鹿児島市	○未使用の投票用紙を、次の選挙の際に誤って使用し、無効投票を生みだしたケースがある。 ○特に、国民審査における投票用紙の保存期間は10年間と規定されており、常時4回分の未使用の投票用紙を長期間保存するための広い保存スペースが必要となり対応に苦慮している。 ○保管並びに処分に係る経費負担に苦慮している。 ○期日前投票所や当日投票所の増設等で選挙物品が年々増えている状況であり、選挙機材等を保管する倉庫は空きスペースがない状態である。



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>道路の上空等に建築される建築物に係る道路の区域のうち専ら道路交通の用に供する部分は、当該建築物の床面積に算入されないとしているところである。</p> <p>なお、容積率制限は、建築物の密度を規制することにより、道路、公園、上下水道等の都市施設の供給能力ないしは処理能力とのバランスを保つことを目的として行われており、もって市街地環境の悪化の防止を図るものである。</p> <p>この容積率の趣旨を鑑み、屋内的空間として扱われる部分を床面積に含めないという提案は受け入れられない。</p> <p>本件提案については、都市計画の手法による容積率緩和等によって対応することが適当であると考ええる。</p>	<p>交通広場に立体道路制度を適用し、専ら道路交通の用に供する部分として取り扱う場合は床面積に算入されないことに対し、同様の機能・形態であっても立体都市計画制度を適用した都市施設とする場合は容積率算入となるという点で大きな差が生じている。容積率制限の趣旨を考慮したとき、制度間で差が生じるのはなぜか。特に交通広場の管理主体として、前者は道路管理者、後者は民間事業者となるが、両制度とも十分な公共性や担保性を有するにも関わらず、道路法適用区域ではないだけで容積率に算入され、交通広場整備に理解のある事業者についても交通結節点整備に支障をきたしており、民間活力等も想定したより柔軟な制度構築が必要と考えられる。</p> <p>また、都市計画手法による容積率緩和等が適当との見解に関して、本事業のように周囲の土地が限られている既成市街地においては、周辺公共施設の整備等が難しい状況であり、都市計画手法による容積率緩和を行うことは総合的に困難である。そもそも一般的に交通広場が屋外に整備されることが多い中で、支障事例では土地が限られている既成市街地であることからやむを得ず屋内に計画されており、実質的に建築物の密度が増加するものではない。特に支障事例における交通広場は、道路と一体的な機能及び利用形態が想定され、必ずしも屋内的空間に該当するとは言えず、専ら道路交通の用に供する部分と解釈し得ることや、公共交通の利便性向上によって周辺の交通環境改善等につながることを鑑みても、緩和手法ではなくそもそも容積率制限の考え方として、容積率不算入となることは趣旨に沿うものであると考える。</p> <p>既成市街地における住環境や交通環境の課題解決を図る上では、民間事業者との連携は必須となるが、本提案の通り改正がされた場合、民間による交通広場整備が促され、容積率規制の趣旨に沿いながら市街地の課題解決が図られることにくわえて、供用開始後に民間による交通広場の管理が促進される効果も期待できる。</p> <p>以上より、本提案で求める改正の検討を、20政令指定都市の総意として、重ねて強く求めるものである。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>【総務省】 空き家管理のための財産管理制度の活用は、国土交通省が把握しているだけでも163件の実績（平成27年5月～平成30年10月）があり、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合に財産管理制度を活用した事例も含めて、国土交通省においてすでに事例集を策定して周知を図っているところである。</p> <p>【法務省】 現行法においても、市町村は、利害関係があると認められる場合には、不在者の財産管理人の選任等の申立てをすることができる。そして、この利害関係は、申立人である市町村が不在者等に対して租税債権を有する場合に限って認められるものではなく、空家の所有者が不在者等となっている事案においても、個別の事情に応じて、市町村が不在者等の財産の管理についての利害関係を有すると認められる場合には、適切に財産管理人が選任されているものと認識している。</p> <p>したがって、ご指摘の法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要するものと考えられる。</p> <p>なお、空家の敷地が所有者不明土地であり、土地の適切な管理のために特に必要があるとして認められるときは、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第38条により、地方公共団体の長等は、利害関係の有無を問わず、不在者の財産の管理人の選任等の申立てをすることができる。管理人は不在者の財産の全般を管理することができるため、空家と敷地の所有者が一致する場合には、管理人において空家についても管理をすることができることとされている。</p> <p>【国土交通省】 空き家管理のための財産管理制度の活用は把握しているだけでも163件の実績（平成27年5月～平成30年10月）があり、国交省としては、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合に財産管理制度を活用した事例も含めて、すでに事例集を策定して周知を図っているところである。</p>	<p>国土交通省の公表している事例集においては、空家等に対する債権を有していないにもかかわらず、空家特措法上の責務があることを理由に地方公共団体に申立権が認められた事例も記載されているが、京都市においては、家庭裁判所から、債権を有していなければ申立ては困難という見解を示されている。空家特措法上の責務を理由に利害関係人として認めることが可能か否かについては、国から統一的な解釈が示されているわけでもなく、裁判所によって対応にばらつきが出ていることから、地方公共団体が必要に応じて自らの判断で申立てを行うことができるよう、地方公共団体に対して財産管理人選任申立権を付与すべきである。</p> <p>法務省の一次回答では、「法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要する」とのことだが、不在者等の利益の保護という観点を踏まえた上で、今回求める措置は不在者等の利益を損なうものではなく、公益性及び必要性が高いことに鑑み、慎重な検討ではなく積極的な検討をお願いしたい。</p> <p>また、法務省の一次回答では、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第38条の特例の活用について言及されているが、この特例は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の部分にのみ管理不全状態がある場合</li> <li>・土地と建築物の所有者が異なる場合</li> </ul> <p>には、空家対策に活用できないのではないか。財産管理制度の十分な活用のため、今回提案の措置について、再度検討をお願いしたい。</p>	<p>【米子市】 事例集によって、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合の財産管理制度の活用事例を示していただいていることは承知しているが、地方公共団体が財産管理人選任を申し立てることができる「利害関係人」にあたるかどうかについては、個別案件による判断となっており、地方公共団体としては慎重にならざるを得ず、特定空家等の改善に向けた取組が進めにくい状況にある。所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条の規定と同様に、所有者不明の空き家に対する地方公共団体の財産管理人選任の申立権を法で明確にすることにより、空き家の活用・除却を促進することが可能となり、管理不全な空き家の改善につながると思う。</p> <p>また、所有者不明土地について、地方公共団体が財産管理人として選任されたとき、空家と敷地の所有者が一致する場合には管理人が空家についても管理することができることとされているが、そもそも対応に苦慮している特定空家等は、土地と建物の所有者が異なる場合が多く、その場合は所有者不明土地の特措法第38条の規定では対応できない。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第45条の投票に関する書類は、投票録、開票録及び有効無効投票等とあいまって、投票の行われた状況を明らかにするものであり、投票が適法に行われたか否かの証拠となるものである。未使用の投票用紙についても、昭和51年6月16日の名古屋高裁の判決において、「その性質上それが適正に管理され残存すること自体が適正に施行されたことの証拠となるものであるから、これまた同条所定の投票に関する書類にあたるものと解するのが相当である」とされている。これらの書類は、争訟期間が終了し、当該選挙の効力、あるいは当選の効力が確定した後においても、詐欺投票罪、投票偽造・増減罪等の刑事罰に係る犯罪捜査に活用することも想定される。最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査の投票用紙についても同様の取扱と解されている。</p> <p>以上が現行法令の解釈である一方で、未使用の投票用紙の保存については、保存スペースの確保の他、投票用紙の誤交付の原因となるなど、現に支障が生じているものと承知しているので、法制的な面を含めどのような対応ができるのか検討してまいりたい。</p>	<p>提案の実現に向けて、前向きに御検討をよろしく願います。</p> <p>なお、保存スペースの確保、投票用紙の誤交付などは、現時点で問題とはなっていない市町村においても、今後、問題が発生する可能性があることから、可能な限り早期に対応をお願いしたい。</p>	<p>【高松市】 判例により未使用の投票用紙についても投票に関する書類にあたる点については理解できるものの、昨今の任期満了前の解散総選挙により、短い周期で選挙が執行されることで同時に執行される国民審査の投票用紙の保管場所に大変苦慮しているため、再度、未使用の投票用紙の保管について検討を要望する。</p> <p>【五島市】 当選の効力が確定した後の各種犯罪捜査等において、未使用の投票用紙の活用が必要となるものか、併せて未使用投票用紙の保管のリスクも考慮したうえで検討していただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>



管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
276	指定都市市長会  【重点1】	地域型保育事業の確認の効力の制限の廃止	地域型保育事業の確認の効力について、特定教育・保育施設型と同様、施設の所在市町村が確認を行うことで無条件で全国に効力を有するよう措置をされた。	子ども・子育て支援法においては、児童が居住市町村外の地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など)を利用するには、居住地の市町村が、事前に施設の所在市町村の同意を得たうえで、当該施設要件等の確認(法第43条)を行う必要がある。しかしながら、実際の利用決定は、それぞれの市町村の利用調整の担当者間で調整し決定しており、利用の決定後、利用開始前までの間に、上記の同意や確認を行う必要があるが、利用決定を追認する形となり、形骸化している。 本市及びその周辺の市町村においては、各市町村の区域を越えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町村の区域外での利用も行われていることから、同意や確認については事務的に煩雑であり、事業者や市町村の負担となっている。	内閣府、厚生労働省	札幌市、大阪市、池田市、南あわじ市、広島市、松山市、熊本市	<p>○同意や確認については事務的に煩雑であり、事業者や市町村の負担となっている。</p> <p>○本市及びその周辺の市町村には、各市町村の区域を越えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町村の区域外での利用が一般的に行われている。現行では、地域型保育事業の確認の効力が確認を行う市町村の区域に限定されていることから、広域的な利用を行う場合には、他自治体との同意を得る必要がある。本市は事業者の事務負担の軽減が議会質問等様々な機会を通じて、要望されており、通知による簡便な方法を実施しているが、各市町と調整の上、同意を不要とする旨の同意書を作成し、確認申請書類を各市町と受送付する事務等が発生し、市町間での調整業務(協定書の内容についての確認、修正等)が事務負担となっている。先般、子ども・子育て支援法の改正があり、「特定子ども・子育て支援施設等の確認」が追加されたが、これに関して他自治体の同意の必要性が無く理解に苦しんでいる。</p> <p>○本市において、現在まで、地域型保育事業の広域利用はないものの、発生した場合の事務負担に鑑み必要と考える。</p> <p>○事業所内保育事業について、同意を不要とする旨の同意書を作成し、確認申請書類を各市町村へ送付する事務等が発生し、市町間での調整業務(協定書の内容についての確認、修正等)が煩雑である。</p> <p>○地域型保育事業に係る確認については、いわゆる「みなし確認」等により手続きが簡略化されているものの、本市においても一定数の件数が発生しており、また事業所への説明や書類提出を促す作業量も含めた場合には事務負担の増加につながっている。特定教育保育施設と特定地域型保育事業における確認の性質が異なることは理解しているが、確認の効力が全国に及ぶこととなった場合には事務の効率化に寄与するものと考ええる。</p> <p>○特定教育・保育施設と特定地域型保育事業で確認の効力の範囲に差を設ける必要があると感じたことがなく、事務負担の軽減の観点から見直しをお願いしたい。</p> <p>○本市においては、本市居住児童の利用が想定される近隣市町村との間で、確認に当たり必要とされる同意を不要とする旨の同意に関する協定を結んでいる。それでも当該施設の確認に関する手続きは必要であることから、当該制度改正により、本市及び施設の事務負担軽減に資するものと考ええる。</p> <p>○本市においても広域的な利用を行う場合、同意書を取得しており、事務負担となっている。</p>
278	指定都市市長会  【重点9】	障害児入所施設における重度障害児支援加算費の適用要件の緩和について	重度障害児支援加算費の適用要件について、障害児入所施設の小規模グループケア化に対応できるよう、加算対象の施設要件を緩和する。	障害児入所施設において、重度障害児を受け入れたことによる報酬の評価(加算)については、障害児の支援度に係る要件だけでなく、厚生労働大臣が定める施設基準(①重度障害児専用棟を設ける。②専用棟の定員20名以上とする。③居室については1階に設ける 等)が設けられている。 本市においては、障害児入所施設について小規模グループケアを進めているところだが、上記の施設基準(専用棟の定員20名以上等)があるため、重度障害児を受け入れている小規模グループケアにおいて、重度障害児支援加算を受けることが出来ない場合が多く、運営面での負担となっている。 (参考)重度障害児支援加算の要件を満たす岡山市の重度障害児の福祉型障害児施設入所者数(平成31年3月現在):25名 ⇒このうち、14名が重度障害児支援加算が受けられていない 国としても障害児入所施設について、小規模グループケア化を推進するよう示している一方で、重度障害児支援加算については定員を20人以上としていることは、制度として一貫していないと考える。	厚生労働省	魚沼市、熊本市	<p>○本市においては、一部事務組合で障害児入所施設を運営しているが、小規模な施設で総定員が20名であること、豪雪地で1階に居室を設けることができないこと等から上記の施設基準(専用棟の定員20名以上、居室を1階に設ける等)に該当しないため、重度障害児支援加算を受けることが出来ず、運営面での負担となっている。施設基準を緩和することにより、小規模施設による重度障害児の受け入れの促進が見込まれ、住民サービスの向上に資するとともに、より安定した施設の運営が可能となる。(参考)福祉型障害児施設入所者数(平成31年3月現在):16名⇒このうち、6名が重度障害児支援加算の対象にもかかわらず、施設要件により加算が受けられていない。重度障害児に対して必要な支援を行っているにもかかわらず、施設要件により加算が認められないのは、現場の状況や地域性が考慮されていないものと考ええる。</p> <p>○本市における医療的ケア児を受け入れることができる児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所は6カ所で定員は1日27人。また、短期入所については2事業所のみとなっており、充実を求める保護者の声もあがっている。施設基準を緩和することで対象児の受け入れ促進につながる。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>地域型保育事業は、本来、都市部や離島・へき地など、それぞれの地域の実情に応じて生じているニーズにきめ細かく個別に対応する性格のものであり、広域的な利用を念頭に置いていないことから、地域型保育事業者の確認に係る効力については、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に住所を有する者に限られている。これにより、事業所の所在地市町村の域外の住民が利用する場合に、市町村の調整等が行われることが制度的に担保されている。</p> <p>ご提案については、このような地域型保育事業の本来の趣旨を十分に踏まえて、慎重に検討すべきと考えている。</p> <p>なお、本規定に基づき必要な手続については、「子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運用上の取扱いについて」等により、従来から事務の簡素化を図ってきたところである。</p>	<p>市町村における利用調整においては、従来から地域型保育事業に限らず、それぞれの地域の実情に応じて生じているニーズにきめ細かく個別に対応しているところである。</p> <p>そのうえで、広域利用の希望が発生した場合は、児童福祉法第56条の6第1項に基づき、保育の利用等が適切に行われるように、当該市町村間において相互に連絡及び調整を図っているところである。</p> <p>児童福祉法第24条において、市町村は、当該市町村内に居住し保育を必要とする子どもに対して保育を提供する義務を負っているため、他市町村に居住する子どもの利用に関する優先度については、その地域の待機児童の発生状況や保育施設の利用状況を踏まえた取扱いをする必要がある。そのため、当該保護者の保育の必要度も踏まえたうえで、他市町村の子どもの利用をお断りするケースは、現在の保育所の広域利用においても発生している。</p> <p>こうした中で、保護者が他市町村の地域型保育事業を希望した場合に、「地域の実情に応じて利用をお断りすること」は、「確認」、「同意」によらずとも可能であること、また、特定教育・保育施設においても、地域の実情に応じて広域利用の調整を行うことができていることから、地域型保育事業について、特定教育・保育施設と同様、全国に効力を有することとしても、何ら支障は生じないと考える。</p> <p>また、簡素化規定については、なおも、協議書の作成や公示、都道府県への届出、事業者における確認申請などが必要となっており、市町村・事業者にとって負担が生じるものとなっている。</p>	<p>【松山市】</p> <p>従来から事務の簡素化を図られた経緯はあるが、広域的な利用を念頭に置いていなかったことから実態とかけ離れたものであり、現場では広域の利用調整が行われている実態がある。「特定子ども・子育て支援施設等の確認」については、より地域の実情に応じて生じている状況だが、確認の効力が全国に及んでいる。教育・保育の無償化による莫大な事務負担も抱え、より現場に沿った運用となるべく「特定子ども・子育て支援施設等の確認」と同様の措置を求める。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>障害児入所施設における報酬の在り方については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部において検討し、2021年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。</p>	<p>重度障害児支援加算費算定にあたっては、その施設基準で大規模な重度障害児入所棟の設置を前提としている。そのため、国においても推進している小規模グループケアを行った結果、重度障害児支援加算費を算定できないといった事例がある。現行の重度障害児支援加算における施設基準は、小規模グループケアと相反するものであり、実際には全面的な介助を必要とする児童や、激しい行動障害への対応により、支援にあたっては、より多くの施設職員を割いているにもかかわらず、重度障害児支援加算が算定できず運営面での負担となっている。現在、福祉型障害児入所施設を利用する障害児の障害像や行動特性は多様化しており、重度障害児とそれ以外の障害児が混在して暮らしているケースも少なくなく、施設は障害特性に応じたユニット編成、支援を行っている。</p> <p>2021年度報酬改定にあたっては、こうした現状を踏まえ、重度障害児のみの重度障害児入所棟ではなく、重度障害児以外の障害児との小規模ユニットであっても重度障害児支援加算の算定を可能とし、施設を利用する障害児にとってより充実した支援につながるよう、積極的な検討とともに、以下1及び2の対応をお願いしたい。</p> <p>1 重度障害児支援加算に係る施設基準のうち、以下の3要件全てを不要とする方向で検討いただきたい。</p> <p>(1) 重度障害児入所棟は、原則として重度障害児以外の障害児が入所する建物と別棟とする。</p> <p>(2) 重度障害児入所棟の定員は、おおむね20人以上とする。</p> <p>(3) 加算の対象となる障害児の居室については、1階に設ける。</p> <p>2 小規模グループケアを進めることで、事実上、重度障害児支援加算を算定できなくなっている現状について、厚生労働省の見解を示していただきたい。あわせて、今後の検討の場等について具体的に示していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>



管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
282	指定都市市長会	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の一元化	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の内閣府への一元化を求める。	制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による按分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生している。(申請窓口の一元化等事務手続きの簡素化を求めるもの)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	札幌市、旭川市、秋田県、福島県、いわき市、須賀川市、新潟県、愛知県、豊橋市、豊田市、大阪府、大阪市、高槻市、茨木市、和泉市、兵庫県、西宮市、南あわじ市、鳥取県、島根県、徳島市、愛媛県、高知県、佐世保市、大村市、熊本市、宮崎市、宮崎市、鹿児島市、九州地方知事会	<p>○施設整備にかかる事務手続きや補助金の算定方法が、保育所相当部分と幼稚園相当部分でそれぞれ分かれていることにより、補助金計算や申請などの事務が煩雑になっている。</p> <p>○協議書の提出は厚労省と文科省に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の様式をもう片方の省にも送付する必要があり事務が複雑になる。窓口を一本化することにより事務の効率化が期待される。</p> <p>○施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、また、協議のスケジュールが違いため事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。また、平成30年度において幼稚園部分の申請時期が2回しかなかったため、1事業所は保育所部分の補助金だけで工事を行った。</p> <p>○認定こども園の増設改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。</p> <p>○当市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること等、制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。</p> <p>○制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による按分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生している。</p> <p>○近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が複雑であるとともに、平成29年度の当市における認定こども園創設事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一的な対応がなされおらず、財政的にも不安感・不信感が生じている。また、疑義が生じた事案について都道府県を通じて質問をしても結局は国の担当者まで通すことになっており、回答に時間がかかることも事務負担の増になっている。都道府県で早期に回答できる仕組みを構築することも必要と考える。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の施設整備について、厚労省と文科省に所管が分かれていることにより、協議、申請等の手続きはもとより、問合せ、確認等も両省に行わなければならない。書類作成も両省分で大変なものとなり、事業費・補助金額の計算における両省分の按分等も必要で、過大な事務負担となっている。また、厚労省分は直接補助(概算払い)、文科省分は間接補助(精算払い)と補助金交付の手順も異なっており、予算・決算においても無用な混乱を生んでいる。さらに、両省の内示日に差異があり、片方が遅れたため事業着手が出来ず、急きょ2か年事業に変更せざるを得なかったという事例も発生している。事業者への損害回避及び自治体の過度な事務負担解消のため、一刻も早い所管の一元化を強く求める。</p> <p>○幼稚園部分(文部科学省)と保育所部分(厚生労働省)で、加算、補助率、かさ上げの有無、対象メニュー等、異なる部分があるため、対象事業費や交付申請額を算出する際の計算や事業者・市町村の作業などが煩雑となっている。内閣府への窓口の一本化にあわせ、幼稚園・保育所・認定こども園の全てで項目を揃えて、面積や利用者按分で簡易に算出できるように改善が必要である。</p> <p>○制度の所管省庁が複数に跨がっていることにより、類型により認可・認定基準や、法的立付けが異なっていることにより、事業者及び行政ともに事務作業が複雑化している。また、特に幼稚園型認定こども園について、認可形態としては幼稚園となり、施設監査の法的な位置付けが非常に不明確となっており、他の類型の認定こども園と比較して監査権限に基づく自治体の関与が不十分と思える状況が発生している。施設整備補助金についても、一の施設整備において複数省庁からの交付を受ける必要があり、幼稚園部分と保育所部分で事業費の按分等を行わなければならない、事務負担が増大しているとともに、交付額の算定誤り等が生じる原因となっている。</p> <p>○同様の支障及び市民サービスに直結しない非生産的な事務が発生していることから、早急な改善を求める。</p> <p>○同一施設の整備であるにも関わらず、厚生労働省と文部科学省の担当者で見解が相違することがあり、その調整に手間がかかる。平成30年度実施事業で、協議申請した工事がどの整備区分に該当するかについて、当初、両省の担当者で見解が異なったことから、両省との調整に時間を要し、協議を1回遅らせた事例がある。その事業については、協議が遅れたことから工事の着工が後ろ倒しとなり、結果として認定こども園への移行を1年間遅らせることとなった。</p> <p>○厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を面積按分しているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築面積が変更になる場合があり、面積按分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。また、厚労省と文科省それぞれで、内示時期や補助対象外の考え方も異なるため、市及び事業者にとっても煩雑な事務処理が発生している。</p> <p>○当市においても幼保連携型認定こども園の整備を行う際、一つの建物に対し、厚生労働省と文部科学省の双方に補助協議等を行う必要があり、それぞれの補助額を算出するにあたり、対象経費を保育所相当分と教育相当分に按分する必要がある等、事務が煩雑化している。補助財源が一本化されれば窓口も一本化され、対象経費を按分する必要もなく、事務の効率化が図られる。</p> <p>○当市においても、平成29・30年度に幼稚園を認定こども園に整備する事業を実施したが、提案市と同様、交付金申請時等において、2か所への協議の手間や煩雑な按分作業等を経験し、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じた。</p> <p>○当県でも申請事務が複雑であること、照会する内容によって窓口が異なっていることで統一的な見解を求められないことなど支障をきたしている。</p> <p>○平成30年度において、両交付金を活用して整備した施設のうち約半数が認定こども園であるところ、同一の内容を厚生労働省と文部科学省に協議・申請している施設は当県でも多数ある。さらに、内示(内定)後の交付申請や支払請求の時期が同一でないことも、自治体等の事務が複雑にしている。</p> <p>○認定こども園の増設改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、教育部分と保育部分で申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事務負担が大きい。また、内示後の工事着手となっているが、内示時期が異なることがあり、工期に影響が出ることもある。(平成29年度10月協議分の内示 文科省平成30年2月2日、厚労省平成29年12月8日)また、実際に平成29年度10月協議分では、内示時期に2ヶ月ほどのズレがあったことから、当初予定していた年度内に工事完了が難しく、工事を次年度に遅らせたという事例があった。</p> <p>○当市においても煩雑な事務に苦慮しており、事務負担軽減のために手続きの簡素化の必要性を感じている。</p> <p>○保育所等整備交付金を活用しているが、共用部分の按分計算が必要となっているため、事務が煩雑となっている。</p> <p>○一施設の整備内容であるにもかかわらず、厚生労働省部分と文部科学省部分に分かれていることで、別々に申請を行う必要が生じており、また、按分計算については交付金の重複請求を招く懸念もあるなど、事業者、都道府県、市町村において事務処理が煩瑣となっている。</p> <p>○当市も按分計算等で事務の煩雑さに苦慮している。また事業者の事務の負担も大きい。是非とも一本化してほしい。</p> <p>○厚生労働省と文部科学省それぞれの補助制度があるため事務執行が負担となっている。</p> <p>○申請後の交付決定にあたり、各省の予算確保の状況等により大幅な時期のずれが生じ、一方の交付金が交付決定なされているのに他方が未決定という状況で、なかなか事業に着手できず、工事の完了が遅れ、結果的に開園が年度始まりに間に合わなかった事例もあった。(待機児童解消の施策に影響が生じた)</p> <p>○幼保連携型認定こども園の施設整備において、共有部分である倉庫の按分について、煩雑な事務処理が発生している。また、時期や時間帯によって使う認定区分が違うため、妥当な判断が難しい。</p>



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底</li> <li>・協議様式の統一化</li> <li>・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化</li> </ul> <p>等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。</p>	<p>これまで行われてきた協議様式や募集・内示時期の統一化によって、幼保連携型認定こども園への移行が進み、広く認知が図られてきたところであるが、幼保連携型認定こども園への移行を一層促進していくためには、煩雑な按分計算や同一の内容の二省での協議・申請を必要とする現状を解消し、完全な一元化を早急に図ることが必要であり、国、自治体、事業者のいずれにとってもメリットが実感できるように、早急に対応していただきたい。</p>	<p>【大阪府】 回答いただいている対応では、支障事例（両省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など）に対する解決や、当該支障事例を踏まえた申請窓口の一元化という提案に対する回答としては、不十分と考える。 申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急なご対応をお願いしたい。</p> <p>【西宮市】 左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。</p> <p>【宮崎市】 提案団体の意見を十分に尊重いただきたい。</p> <p>【鹿児島市】 補助協議様式については統一されたが、それ以外の補助金申請書や実績報告書については同一の内容で2か所に提出する必要があり、また、煩雑な補助対象経費の按分計算が必要であるなど、事務負担の軽減が図られていない。</p>	<p>【全国知事会】 認定こども園の施設整備に係る交付金については、待機児童対策や子育て支援の量的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請等の手続きが複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、事務負担の軽減に向け、施設整備交付金の一本化などを進めること。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>



管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
283	指定都市市長会  【重点21】	特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いについての明確化	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条における代執行時の特定空家等の中の動産の取扱いについて、具体的な保管期間及び保管期間経過後に市町村長が当該動産を処分できることを、空家等対策の推進に関する特別措置法上に規定していただきたい。	代執行時の特定空家等の中の動産の取扱いについて、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という)上は規定がなく、ガイドラインにおいても、「いつまで保管するかは、法務部局と協議して定める。」とされているにすぎず、保管期間等に係る統一ルールは明確にされていない。 本市においては、本年3月に、法第14条第10項に基づく略式代執行を行い、その際に当該空家の中に残されていた家財道具等の動産は市の所有施設の一室に、一時的に保管することとした。 所有施設は普通財産であり、具体的な時期こそ現時点で明確ではないものの、近いうちに取り壊される可能性もあり、いつまでも保管しておけるというわけではない。 本団体内の法務部局や本団体の顧問弁護士、市の空家対策協議会にも相談したが、代執行による除却の事例が全国でもまだ少ないこともあり、いずれからも明確な回答は得られなかった。 一部の他団体の事例も把握しているが、動産の処分に対して所有者等から損害賠償請求の訴訟を提起された際に、当該処分が正当に行われたことを主張するに足る根拠となるものではないと考えている。 以上の支障を解決するため、法上に河川法第75条のような規定を設けるなど、保管期間等の統一ルールを明確にしていきたい。	総務省、国土交通省	須賀川市、三鷹市、大垣市、多治見市、豊橋市、京都市、八尾市、神戸市、松山市、大村市、宮崎市	<p>○本市においては代執行による事案はないが、代執行の際には動産についての取り扱いについて管理・保管・処分の問題が生じると考えられ、統一的なルールを設けてほしい。</p> <p>○代執行を円滑に遂行するためにも、保管期間等の統一ルールの明確化を望む。統一的なルールを明確にしてほしい。</p> <p>○本市において同様の支障事例は生じていないが、指摘の通り、空き家特措法では規定が明確になっていない部分があり、法改正の中で解消されることを期待するものである。</p> <p>○本市では代執行の実績はないが、今後代執行を検討していくに際し、同様の課題が挙げられる。空家に対する代執行自体の実施件数は全国的にもまだ少なく、ノウハウ不足が本市を含め未実施自治体が代執行になかなか踏み込めない要因と考える。提案どおりに特別措置法上に規定されることで代執行を躊躇する自治体の後押しになるものとする。</p> <p>○平成28年度に略式代執行を実施した際には、特定空家等の中の動産の取り扱いについて明確なルールがなかったため、現地調査の結果、廃棄物として処理をしたが、保管すべき物かどうか、また、その期間等について指標を示してほしい。</p> <p>○本市では略式代執行の事例がなく支障事例はないが、代執行時の動産の取り扱いについて、統一的なルールがある方が望ましいと考える。</p> <p>○当市では、現在、法第14条に基づく行政代執行や略式代執行の実績はないが、今後、行政代執行等を行う場合に、動産の取り扱いに苦慮することも想定されることから、空家法に保管期間等の規定を加えることが望ましいと考える。</p> <p>○本市において行った略式代執行においては、家財一式が全て放置されており、動産の保管場所を確保できずに対応に苦慮した。動産の取扱いについては代執行を行ううえで大きな妨げになっており、市町村の負担にならないような簡素で統一的な基準が求められている。</p> <p>○本市においても、同種の案件対応に苦慮することが想定されるため、保管期間等、処分手続きの統一ルールの明確化に賛同する。また、家屋内にとどまらず、敷地内の放置動産等についても適切な措置をとることができるよう、明示されることを要望する。</p>
286	東大阪市	企業主導型保育事業に係る助成決定の迅速な情報共有	企業主導型保育事業の助成決定に係る(公財)児童育成協会ないし事業実施者から市町村への迅速な情報提供を求める。	企業主導型保育事業について、(公財)児童育成協会から市町村への助成決定の情報提供が遅れたために、既に開設している当該保育施設を利用希望者に紹介できなかった。	内閣府、厚生労働省	旭川市、仙台市、秋田県、横浜市、川崎市、大阪市、高槻市、茨木市、富田林市、兵庫県、鳥取県、島根県、広島市、松山市、熊本市、宮崎県、宮崎市	<p>○幼児教育・保育の無償化に伴い、当該施設・事業を利用する認定保護者への給付が事業開始日から行われるためには、認可外施設については、事業開始日までに、都道府県への届出・市町村の確認が行われている必要があることから、都道府県に対しても迅速な状況提供を求める。</p> <p>○企業主導型保育事業の地域利用者の中に認可施設に入所できなかった待機者がいる。地域枠の把握や空き状況などの情報を把握できないため、利用を希望する待機者に正確な案内ができず苦慮する場面が多い。空き状況を常時確認できるページ(インターネット)の公開など情報提供を望む。</p> <p>○本市でも同様に、児童育成協会に企業主導型保育事業の質問をした際の回答に時間が掛かる場合が多く、その回答も不明確な場合があるため、事務的な負担が生じているもの。</p> <p>○平成30年度においては、内示については情報提供があったものの、最終的な交付決定の状況については情報提供されておらず、開所状況の把握が困難であった。企業主導型保育事業の開所状況については、国から依頼のある「子育て安心プラン実施計画」の実績値にも含めることとされていることから、迅速な情報提供を求める。</p> <p>○児童育成協会からの助成決定に係る自治体への情報提供については、助成決定を受けた翌年度の5月～6月頃まで一切行われず、以下のような多様な問題が生じている。</p> <p>①自治体において、管内で実施されている事業者の把握ができない</p> <p>②地域住民や施設利用者から問合せ等を受けても、当該事業者が企業主導型保育事業実施者かどうかすら分からない</p> <p>③待機児童対策の受け皿として位置付けられているものの、市町において利用希望者への情報提供ができない</p> <p>④待機児童数の算定に正確に反映できているかどうか不明確</p> <p>○企業主導型の定員変更は比較的自由にできるうえ、事業者の都合によって助成対象外となり、企業主導型保育施設でなくなる事が可能と聞いている。利用希望者に対してはもちろんだが、議会質問や子ども・子育て会議、待機児童調査、子ども・子育て支援事業計画にも影響するため、その都度、開設・助成申請取りやめ予定施設と連絡を取る必要があり、迅速で正確な一元化された情報提供が必要となる。</p> <p>○企業主導型については、担当課で正確かつ最新の情報がわからないこともあるので、情報の共有がスムーズになれば、待機してる保護者にも情報を紹介できることになる。</p> <p>○30年度に内示・助成決定した施設についても、児童育成協会は年度内に公表できず、待機児童解消に効果を発揮しているとは言い難い状況であり、市町村への情報提供をよりスムーズに行うようにしていただきたい。</p> <p>○平成30年度の運営費助成及び施設整備費助成決定情報について、児童育成協会から全く連絡がないため、認可外保育施設の開設届をもって初めて助成決定されたことを把握している。施設を指導する立場にある県においては開設状況を把握できないために適切な指導ができないこと、市町村においては子ども・子育て支援計画の見直しや特定教育・保育施設で利用調整できなかった際の紹介先として施設を把握できないことに支障をきたしている。</p> <p>○本県においても、(公財)児童育成協会から都道府県に対する平成30年度分の助成決定情報の共有が図られなくなったことにより、企業主導型保育事業の開設の動きについて、事前の把握が困難となり、市町村における利用調整や市町村計画の策定に支障を来している。特に今後は、無償化に伴い地域利用者の保育の認定や一時預かり等実施時の施設の確認等が必要になるので、混乱が生じないよう開設前の情報提供の徹底を要望する。</p> <p>○開設時期が不透明なので、保護者への周知等が出来ない。(公財)児童育成協会ないし事業実施者から市町村への迅速な情報提供を求める。</p> <p>○地域住民などから問い合わせがあった場合に、進捗状況が答えられないことがある。助成決定や開所日等の情報について、迅速に情報提供を求める。</p> <p>○企業主導型保育事業は有効な保育資源として考えており、地域枠を整備量に計上しているが、設置状況の把握が遅れることにより、利用希望者に対して正確な情報提供ができなくなる。</p> <p>加えて、把握が遅れることで今後の保育所等の整備計画に支障が出る可能性がある。</p> <p>○企業主導型については、認可外保育施設としての指導監督が必要となるが、助成決定の情報共有がなければ、いつ開設されるかわからず、適切な指導が実施できない。</p> <p>○新規開設施設の情報をもつても多く提供することで、保護者ニーズに答えることが出来る。保留(待機)児童削減にも繋がる。</p> <p>当市においては、待機児童調査の時など、特定時点において独自に利用者情報を施設に照会しているが時間を要するため、対応に苦慮している。</p>



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【総務省】 空き家の除却を行えば、そこに残された動産の取扱いが生じることは理解するものの、これまで空家法による代執行及び略式代執行については100件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空き家は何ら使用されていないことが常態化しているものであることに鑑みて、合理的に対応いただいているものと思われる。その結果として、ご懸念のような損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握していない。また、代執行又は略式代執行によって除却する空き家や当該空き家に残された動産には様々なケースがあると想定されるが、仮に動産の管理について法定化すれば、すべてのケースにおいて一律の対応を行うことが必要となり、かえって市町村の判断による合理的な対応を阻害し、動産の管理に係る業務を増大させるおそれもあると考えられる。</p> <p>【国土交通省】 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)は、使用されていないことが常態化した建築物等が地域住民の生活環境に与える深刻な影響を解消するための法律であり、空家法において、直接的に地域住民の生活環境に影響を与えるとはされていない動産は空家法の射程外であり、ご指摘の河川法の規定等を参考にし、その管理に係る規定を空家法におくことは困難であると考えられる。他方、実務上は、空き家の除却を行えば、そこに残された動産の取扱いが生じることは理解するものの、これまで空家法による代執行及び略式代執行については100件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空き家は何ら使用されていないことが常態化しているものであることに鑑みて、合理的に対応いただいているものと思われる。その結果として、ご懸念のような損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握していない。また、代執行又は略式代執行によって除却する空き家や当該空き家に残された動産には様々なケースがあると想定されるが、仮に動産の管理について法定化すれば、すべてのケースにおいて一律の対応を行うことが必要となり、かえって市町村の判断による合理的な対応を阻害し、動産の管理に係る業務を増大させるおそれもあると考えられる。なお、本提案にあるような動産の取扱いは財産権そのものの問題であり、本来は、空家法の問題としてではなく、他法も含めた代執行時における財産権の取扱いの問題として議論されるべきである。</p>	<p>動産の保管期間や処分権限が明確化されていない現状が、空家法に基づく代執行を躊躇する要因となっており、動産の保管処分は、危険な空家の除却に付随して生じる問題であります。</p> <p>国土交通省のガイドラインにおいても、相当の価値のある動産が存する場合、保管期間について法務部局と協議の上、保管するよう示されていますが、保管処分の判断は、地域の実情に応じて判断できるものではありません。代執行後に動産の所有権を有する者から損害賠償等の訴えが提起された場合に適法性を主張するに足る根拠がなければ、保管した動産を処分する目的を立てることもできず、地方で柔軟な対応ができているとは言い難い状況です。</p> <p>本提案は、保管後の動産を適法に売却、処分ができるようにすることを求める趣旨であり、「保管期間」、「保管期間経過後の処分権限」の明確化を要望するものです。特定空家等の中の動産の取扱いが法定化されることにより、これまで代執行時に廃棄してきたものができなくなるといった支障が生じることは想定しておりませんし、そういった支障が生じないようなルールにして頂きたいと考えております。それよりも、本提案により、法律上、保管期間と処分権限が明確化されれば、保管に要する費用が予測でき、保管場所として民間の施設を適宜利用する等、各自治体が国土交通省のガイドラインや地域の実情に応じて、保管手段を選択し、代執行の円滑な執行が図られると思われれます。</p> <p>動産の保管処分は、財産権の問題にかかわることから、尚更、立法措置が必要不可欠と考えられます。個別に動産の保管期間や処分権限が設定されている河川法や災害対策基本法等の規定を参考に是非規定していただきたいと考えます。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>平成31年3月18日に公表された「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会報告」において、 ・施設の適切な運営や緊急時の円滑な対応に資するよう、各施設が自治体に対し、定員・利用者・従事者等の状況を定期報告する仕組みを検討するべきである。 とされており、報告を踏まえ、 ・実施機関から自治体へ保育施設の助成決定等を情報提供 ・各保育施設から自治体へ利用者情報の提供を徹底 することなどについて、現在具体的に検討を進めているところである。</p>	<p>「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会」において、自治体との連携について検討をしていただきありがとうございます。 助成決定の公開時期、開設状況等の情報提供の頻度などについて、内閣府が定め、新たな実施機関において確実に実施されるように望みます。 また、企業主導型保育事業者から自治体への利用者情報の提供については、事業者へ義務付け(「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」に盛り込むなど)、早期に実現されることを望みます。</p>	<p>【松山市】 市の「子ども・子育て支援事業計画」の進捗管理を行うにあたり、企業主導型保育事業の地域枠も「確保の内容」としており、事業者からの事前相談がなければ、新規設置の状況が把握できない。また、内示状況についても、事業者に聞き取りを行っているため、手間と正確性の観点から、速やかに公表されなければ、今後の保育定員を確保するための検討や「子育て安心プラン」の策定に際して支障が出る。また、待機児童数調査の際に提供される利用児童のデータが一部だけのため、調査に際して、まったく役に立たない。そのため、各施設の申請状況、内示決定状況、利用児童状況(特に人数)をタイムリーに提供していただきたい。</p> <p>【宮崎市】 提案団体の意見を十分に尊重いただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>



管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
287	羽島市 【重点20】	未登記の空き家に係る不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)等に相当する固定資産税情報の調査権限の付与	未登記の空き家について、固定資産税の課税情報のうち、不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)などに相当する情報の調査権限を与えて欲しい。	問題となっている空き家の多くは未登記であり、構造や面積、建築年数を把握する術がない。法及び平成27年2月26日付け国住備第943号・総行地第25号により、空き家の情報については、固定資産税の課税情報のうち、所有者情報に限られており、課税情報からも空き家の属性を知ることはできない。現行法では特定空家等の措置のための立入調査により、これらを把握する仕組みとなっている。所有者の同意が得られれば課税情報の閲覧が可能になるとはいえ、必ずしも所有者の同意が得られるとも限らず、昨今の相続放棄が進む状況下では、空き家の所有者が当該家屋に詳しいとも限らない。特定空家等に至らない予備軍への適正管理の助言・指導をしているが、空き家の属性が分からないままに所有者と相談を行っても、解体や利活用の具体的な提案が難しいため、助言・指導がスムーズに進まない状況となっている。こうしたことから、不動産登記法にて義務付けられている表題登記を、所有者が申請していない事実を鑑み、当市の空家等対策条例の制定過程で所有者情報以外の情報利用について条文を盛り込もうとしたが、空家等対策推進協議会の弁護士及び市顧問弁護士より、前述の通知に「空家等の所有者(納税義務者)又は必要な場合における納税管理人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号といった事項に限られる。」と明記されていることを前提に、法に違反するため不採用となった経緯がある。	総務省、国土交通省	須賀川市、ひたちなか市、三鷹市、川崎市、多治見市、京都市、米子市、大村市、宮崎市	○未登記家屋の情報は、例えば、床面積・建物図面によって解体費用を概算することができ、指導の際の具体的な提案に繋げることができる。また、建築年によって外観からは見えない部分の工法を推測することができ、危険性の判断に有効な情報となる。 ○同様の事案について、本市でも対応に苦慮しており、結果的に問題早期解決の妨げになっている。 外観調査だけでは建物属性の情報が乏しく、空き家の利活用に向けた指導の判断材料としても固定資産税の所有者の情報は有効である。 課税情報のうち、不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)などに相当する情報の調査権限の付与について賛同する。 ○未登記家屋に係る所有者の特定については、固定資産税の課税情報が有力な手がかりとなるが、固定資産の評価に係る情報について、現法では明確に調査権が与えられていない。推定される所有者が既に亡くなっており、相続人が何代にも渡る場合など、所有者を特定するのが困難である。こうしたことから、未登記の空き家について、固定資産税の課税情報のうち、不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)などに相当する情報の調査権限を法で明確化することが空き家対策に有効であるため。
288	石川県	自然環境整備交付金の申請手続きの改善について	自然環境整備交付金について、交付申請時の本工事費内訳、測量設計費内訳等の添付を不要とすること	【現行制度】 交付申請に係る事業費の添付資料として、本工事費内訳、測量設計費内訳等を提出しなければならない。  【支障事例】 環境省からの交付金額の内示を受けてから申請作業に取り掛かるが、本工事費内訳の作成に時間を要するため、交付申請書の提出が5月中旬、交付決定日の連絡が5月下旬となり、6月に入札を行い、施工業者の決定が7月中旬となる。工事箇所が山岳地の場合、降雪期、積雪期を避けて工事を行わざるをえないことから工期が7～10月中旬に限られているが、手続きに時間を要するため、7月からの事業着手が困難となっている。	環境省	福島県、大阪府、岡山県、島根県、愛媛県、宮崎県	○交付申請後、事務担当者から詳細な聞き取り、追加資料の提出を求められ、交付決定まで多くの期間を要し、その結果、事業着手が遅い時期となるなど支障をきたしている。 ○交付申請時に本工事費内訳等を添付しなくてはならないが、内訳作成には他部署への依頼が必要なこともあるなど、作成に時間を要しているところである。そのため、交付申請、交付決定、入札を経て、事業着手は8月後半になるなど、早急な事業着手が困難で事業繰越が発生している。



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【総務省】          私人に係る地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第22条に基づく守秘義務が課されている。          空家等対策の推進に関する特別措置法においては、空家の適切な管理を進めるために「この法律の施行のために必要な限度」において「氏名その他の空家等の所有者等に関する」情報の内部利用が可能とされている。          これは、空家対策を効果的に実施する上で所有者等に関する情報の重要性が高い一方で、現況が空家でその把握が難しく、また代替手段に乏しいという観点から、不明である所有者等に関する情報を提供する公益性に鑑みて、例外的に措置したものであり、対象も所有者等に関する情報に限定しているところ。          ご提案の情報については、所有者に直接確認する方法のほか、本人同意が無い場合であっても、立入調査により外形的に確認することも可能であり、代替手段が考えられる中で、具体的に法の施行にどの程度支障を生じているか、まずは関係省庁において実態を把握していただく必要があると考えている。</p> <p>【国土交通省】          ご提案のような固定資産税に係る情報の内部利用が可能であるかについては、固定資産税を所管する総務省の見解次第ではあるが、そもそも空き家の中で未登記建築物がどれほど多いか不明であること、また、空き家の面積等がわかることが空き家の除却や活用の具体的提案につながるこの関係性が不透明であり、ご提案を実現した際の効果は疑問である。          そのため、まずは未登記建築物の存在がどれほど空き家対策を進める上で支障となっているか、また、空き家の除却や活用の提案にあたり、空き家の面積等が判明したことでどのように除却や活用に結びついたか実際の事例を交えて詳細をご説明いただかなければ本提案の必要性について理解が進まないところであるが、いずれにしても、除却や活用に関する目安をつかむにあたり、必ずしも厳密な面積等が必要であるとは考えられず、外見で判断するなど簡易な代替手段があると思われる。          また、仮に厳密な面積等が極めて有用なケースがあるとしても、提案主体が述べているとおり所有者の同意を得て固定資産税情報を閲覧するという方法(提案主体は、同意が得られるか不明とするが、そうした同意も得られないケースで、その後除却や活用に向けた積極的な話し合いが進むとも思えず、所有者に対する積極的なアプローチを目的とした本提案のような場面においては、その前段として固定資産税情報閲覧の同意を得られるようにすべきと考えられる。)や、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項から第3項までの規定を施行するためであれば、「空家等」に対して立入調査を行うという方法も考えられる。</p>	<p>全体の家屋に占める未登記建築物の割合や、空き家の除却や活用にあたってどのような情報が有用かということについては、本市の事例は具体的な支障事例欄や提案団体ヒアリングにてお示ししたとおりである。本市において、空き家に占める未登記建築物の割合自体は把握していないが、全体の家屋のうち6割近くが未登記であることは把握しており、空き家全体に占める未登記空き家の割合も高いものと考えられる。また、空き家の属性情報が空き家の活用に繋がった本市の事例として、固定資産税の相続人代表者が適正管理していない空き家において、他の相続人に管理依頼をし、その者が当該空家等の資産価値を認識し、売却に至ったケースがあり、その相続人から、「市から評価額や具体的な空き家の情報を当初から提示されれば、動く相続人は多いと思う。」との意見があった。          また、私人保護の観点に立てば、所有者の氏名やその住所等の連絡先情報の方が、空き家に関する物件情報よりも機密性が高いと考えられ、前者の内部利用規定を設けることが可能であれば、後者の内部利用規定を設けることも可能ではないか(現に地方税法第382条の2及び同法施行令第52条の14に基づく固定資産課税台帳の閲覧や、地方税法第416条の規定による家屋価格等縦覧簿の縦覧の制度があるところであり、物件情報は比較的機密性が低い。)          さらに、総務省及び国土交通省の回答において、代替手段が他に考えられるとの指摘があるが、所有者情報と物件情報において、情報の重要性・把握の困難性・代替手段の乏しさ及び情報提供の公益性について、差異はないと考えられる。          所有者同意を得ることについては、ヒアリングでもお示ししたとおり、事例は限りなく少ない。本提案の趣旨が所有者に接触する前段階で空家等対策部局において空き家の属性に関する情報を把握したうえで、所有者との相談に臨み、助言・指導を適切に行っていきたいというものであることに鑑みれば、所有者に接触したうえで同意を得ることで提案の趣旨を達成できない。          「立入検査」については、空家法上、適正に管理されない空家等が特定空家等として助言・指導していく過程に対してのみ認められているところ、本提案は、今後ますます増加していく空き家を特定空家等に移行する前段階で適切に管理等できるようにしたいという趣旨のものであるため、代替手段として立入検査があるというご指摘は当たらない。          外見から判断することについては、建築年等の情報は外見から判断することができないばかりか、外見のみから推測しようとする、不適切な結論を導いてしまう可能性もある。なお、国土交通省の公表しているガイドラインには、「民間事業者等が(空き家の)利活用可能かどうかを判断する際の材料となる情報の例」として、建物面積や建築時期等がリストアップされているところである。          なお、守秘義務の対象となる税務関係情報について、他の行政機関から法令の規定に基づき情報提供を求められた場合には、「事案の重要性や緊急性、代替手段の有無(中略)等を総合的に勘案し」必要な範囲内で情報の提供に応じることが適当である(『地方税法逐条解説』より)とされているが、この解釈が地方公共団体内の他部局からの請求についても適用されるとすれば、あくまで代替手段の有無は勘案されるべき要素の一つではないのではないか。          なお、平成27年6月10日午後2時より国土交通省が名古屋合同庁舎において開催した空家等対策特別措置法説明会に出席した際、当市から、「固定資産税情報のうち、何故、所有者の氏名、住所、連絡先しか情報提供を受けられないのか。」といった本提案に係る質問をしたが、国土交通省担当者より、「国交省としては、情報の種別を特に限定せず固定資産税情報の提供を受けられるよう総務省に協議した。しかしながら、総務省が、物件情報は立入調査で把握できることを理由に、所有者情報しか提供を認めなかった」と回答があった。その際にも、建築年や構造は立ち入り調査で判明しない旨を説明したところである。国土交通省は、2次回答の作成に当たっては、当時の議論を踏まえた上で検討いただきたい。</p>	<p>【米子市】          本市においては、現在固定資産課税台帳に登録されている家屋のうち、23.57%が未登記家屋である。          例えば、敷地内に複数の未登記の空き家が存する場合、固定資産課税情報の利用により所有者を探索しても、固定資産課税情報の建物図面と実際の建物の形状とを照合しなければ、所有者の「特定」には至らない。そもそも所有者が特定できなければ、適切な助言を行うことができないため、建物図面等について調査権限を付与することは空き家対策を推進する上で有効であるとする。</p>	<p>【全国市長会】          提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。          【全国町村会】          提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>本工事費内訳、測量設計費内訳等の提出を求めていることは事実だが、交付申請の段階で、例えば入札執行用等の詳細な積算等の提出までを必須とはせず、概算見積りによる提出も可能である(平成29年6月1日最終改正「自然環境整備交付金交付要綱」添付書類参考書式も参照願いたい)。また、同要綱第13に基づき、交付決定後の事業間及び費目間の配分額の変更は環境大臣の承認を要さないものとされているので、留意願いたい。なお、R1年10月に都道府県事業担当者を対象とした説明会の開催を予定しており、当該説明会も通じて、今後も不要な資料作成の抑止等、交付金事業のさらなる円滑化に努めることとしたい。</p>	<p>第一次回答から、交付申請に添付する本工事費内訳、測量設計費内訳等(以後「本工事内訳等という」)は、概算見積りでの提出が可能であることを確認しました。ただし、今後、要綱の解釈に齟齬が発生しないよう、次の対応及び様式の明確化をお願いしたい。          ・交付申請に添付する本工事内訳等については、平成29年度自然環境整備交付金等担当者説明会の配布資料(資料3 自然環境整備交付金・環境保全施設整備交付金の事務について)では“基本的に都道府県の積算システムから出力できる積算資料(設計書)の一部を提出”と記載があるため、設計書を提出してきたので、今後予定する説明会で、概算見積り(概算設計書)で提出できることを資料等に示していただきたい。          ・また、概算見積り(概算設計書)の様式及び記載項目及び添付図面の内容は、前述の会議資料等に示されていないことから、交付申請作成事務の簡素化を考慮して、記載方針を示していただきたい。</p>		



管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
292	山形県、新庄市、村山市、天童市、河北町、最上町、大蔵村、高畠町、三川町、庄内町、遊佐町	「水産業強化支援事業」における施設整備支援の対象となる「改築」の範囲の見直し	老朽化したサケふ化施設の機能を維持するための改築のうち、耐用年数を経過していても、機能向上を併せた長寿命化が可能な施設の改築については、「水産業強化支援事業」の交付の対象となるよう、同事業の施設整備支援の対象となる「改築」の範囲を見直すこと。	本県のサケふ化施設は昭和50年代に整備され、多くが築40年以上経過しており躯体等の大部分は継続使用に耐えうる状況にあるが、屋根や外壁等躯体以外の修繕必要箇所が増加している。本県を含む日本海沿岸の各県では、歴史的に内水面の漁協あるいは集落単位でふ化施設を整備し、サケふ化事業者として運営してきた経過があり、今後の安定的、継続的運営のために耐用年数を過ぎた設備の「改築」への支援が必要である。しかし、現制度は比較的規模の大きな経営体に合わせた制度設計となっており、小規模で経営基盤が脆弱なふ化事業者が多い本県では、当該制度の活用が困難な場合が多く、事業者は耐用年数を過ぎた施設設備を大事に使う運営してきた経過がある。「水産業強化支援事業」の施設整備において対象となる「改築」は「著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれるもの」となっており、耐用年数の期間内であることが要件となっている。その結果、継続使用が可能な施設であるにも関わらず、本事業の「新築」での対応が必要となり「改築」に比べ多額の費用を要するケースが生じることも考えられる。	農林水産省	神奈川県、広島市	〇本市の種苗生産施設は昭和50年代に整備され、多くが築35年以上経過しており老朽化や劣化が激しく、修繕必要箇所が増加している。施設では、水産資源の維持増殖に必要な重要魚類の種苗生産やカキ養殖業等漁業者への技術指導等を実施しているが、今後の安定的、継続的運営のために設備の「改築」への支援が必要である。「水産業強化支援事業」の施設整備において対象となる「改築」は「著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれるもの」となっており、耐用年数の期間内であることが要件となっている。その結果、継続使用が可能な施設であるにも関わらず、本事業の「新築」での対応が必要となり「改築」に比べ多額の費用を要するケースが生じることも考えられる。「改築」の要件が緩和されれば、耐用年数を超える多くの施設において制度が利用可能になり、「改築」によりその施設の長寿命化や費用削減、機能向上を図ることができるようになる。ポンプやふ化槽など機械設備を改築することによって、最新の機器や技術を使えることになり、省エネによる費用軽減効果や新技術によって効率的な生産が可能になるなど機能向上の効果も期待できる。〇県内の漁協が国庫補助事業で整備した種苗生産施設や中間育成施設は、老朽化のため高額な改修費を要する事例が増えてきている。近年、遊漁者及び組合員の減少に伴い内水面漁協経営は悪化しており、自費での改修が困難な状況となっている。具体的な事例として、平成4年度に内水面漁業振興施設整備費により種苗生産をするための施設を整備した漁協では、発電機等の設備機器が老朽化により使用できなくなっており、不慮の停電があれば大きな損害を受ける可能性がある。飼育水槽に比べ設備機器等の耐用年数は短く、施設を維持するためには更新が必須であることから、「改築」の範囲を見直し、設備機器の更新を支援するためのメニューが必要である。
293	富山県	保育所等の実地監査の効率化の実施方法の周知等について	保育所及び幼保連携型認定こども園の実地監査について、監査内容の弾力的な運用を検討するに当たり、好事例や留意事項を示すなど、効率的な実施方法を周知していただきたい。	保育所に対する実地監査については、全ての施設に対して年1回以上実施することとされている。さらに認定こども園など複数の施設の実地監査もあることから、監査を実施する自治体の負担になっているとともに、監査を受ける施設側にも大きな負担となっている。指導監査の方法については、厚生労働省通知により、「前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査を行うこと」とされているが、監査内容の簡素化等を検討するに当たり、施設の安全や職員の負担等に配慮しつつ、どのような対応が考えられるのか検討に苦慮しているところ。保育の質の確保や子どもの安全を確保するために、実地監査は必要であると理解しているが、保育料の無償化に伴い、年1回以上の立入調査を行うことを原則としている認可外保育施設の増加など、監査対象施設が増えることが予想されるなかで、1施設に充てることのできる時間も限られ、安全対策を含めた保育内容、施設・設備の状況、職員の処遇状況、経営状況など適切な監査の実施が難しくなっている。【監査対象施設数(中核市実施分除く)】 ・保育所: 199、幼保連携型認定こども園: 44 (1施設当たりの所要時間は2～3時間。施設規模、指摘状況によって長時間に及ぶケースもあり) ・認可外保育施設: 38 (1施設当たりの所要時間は1～2時間)計 281施設	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、須賀川市、石川県、豊橋市、大阪府、八尾市、南あわじ市、広島市、松山市、宮崎県	〇実地監査の対象施設が増加する一方で、人員や時間は限られており、年1回以上実施することは、年々困難になっている。〇認可保育所・認定こども園の指導監査と、認可外保育施設の立ち入り調査を行う部署が分かれており、提案団体と同様の状況ではないが、子どもの安全確保、保育の質の向上等の観点から、指導監査、立ち入り調査で行う確認・指導等に求められるものは年々高度化しており、事務負担軽減の点から、実地監査の効率的な実施につながる対策が必要である。〇認定こども園に対する「建学の精神に基づく特色ある教育活動の展開を踏まえた対応」など、対象や内容を明確に示していただきたい。〇当県においても、提案団体と同様、保育所等に対する実地監査が多大な負担となっており、その実施方法の効率化が課題である。(※監査対象施設数(中核市実施分除く)…保育所: 162、幼保連携型認定こども園: 86(1施設当たりの所要時間は2～3時間。施設規模、指摘状況によって長時間に及ぶケースもあり)、認可外保育施設: 23(1施設当たりの所要時間は1～2時間)計 271施設) 〇当市でも保育園、認定こども園、地域型保育事業所の施設数が増加しており、実地監査の効率化が必要であり、好事例や留意事項を提示いただければ業務負担の軽減につながる。〇当県においても、提案団体と同様、弾力的な指導監査の実施方法等について、検討を行っているところであり、今後の検討に資するため、弾力運用の具体的な内容や留意事項、さらには、優良事例等を示していただきたい。〇当県では、令和元年5月30日付け厚生労働省子ども家庭局保育課からの事務連絡「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」により、実地で行う監査対象件数が大幅に増加したことで対応に苦慮しているところ。各施設種別毎に実地監査の効率的・効果的な実施方法(ガイドライン)について、具体的に示していただきたい。〇年1回以上とされている立入調査について、実地だけではなく、実地や書面、集団指導など、地方の実情に合わせた実施ができるよう、地方自治体が自ら判断できるようにされたい。
294	金武町	病児保育事業の配置基準緩和可能地域の明確化	病児保育事業において、「離島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少ない」と市町村が認めた上で、医療機関併設型で定員2人以下の場合)には、配置基準を緩和して実施することとされているが、「離島・中山間地その他の地域」を明確化すること。	病児保育事業の実施については、要綱において離島・中山間地域を念頭に保育士及び看護師等職員の配置が条件付きで緩和されているところ。他方、要綱上当該緩和は「離島・中山間地域その他の地域」が対象となっており、「その他の地域」に具体的に含まれるかどうかについては明確になっていない。金武町は合計特殊出生率が2.00を超えており、離島や中山間とは異なる理由で保育士等職員の不足が深刻化しているが、当該地域においても、「その他の地域」に含まれると考えると、緩和した配置基準で病児保育事業を実施してよいか不明確である。	内閣府、厚生労働省	南あわじ市	—
295	鳥取県、中国地方知事会	介護福祉士実務者研修における看護師、准看護師(以下、「看護師等」という。)の一部科目(医療的ケア)受講免除	看護師等が、介護福祉士実務者研修を受講する際に、一部科目(医療的ケア)の受講を免除すること	介護現場で働く看護師等が、介護福祉士の資格取得を目指し、実務者研修を受講する場合、平成25年5月23日付け事務連絡「実務者研修にかかるQ&A集の送付について(その3)」により、看護師又は看護師養成所を修了した者であっても、450時間以上の教育内容を全て受講する必要がある。このため、平成30年度に、実務者研修を受講しようとする看護師から「科目“医療的ケア”について受講免除としないか」と問合せを受けたが、上記取扱いにより、「受講免除にならない」と回答せざるを得なかった。ただ一方で、教育内容のうち、科目“医療的ケア”(受講時間:50時間+実技演習)については、喀痰吸引等研修の修了者が受講免除の取扱いとなっており、その資格に基づき喀痰吸引等の行為を行うことができる看護師等に対して、医療的ケアに関する講義への受講を求めることは、取扱いにバランスを欠くものとする。	厚生労働省	福島県、埼玉県、徳島県	〇当県においても、同様の問い合わせは1件あり、同様に受講免除としない旨回答した。科目“医療的ケア”については、看護師等であれば当然身につけているはずの内容であり、この科目の受講を免除したとしても、介護の質の低下につながるおそれはないと考える。〇当県においても、介護現場で働く看護師等が存在するが、介護現場において、利用者に医療的助言を行いつつ、かつ介護のケアを行うことのできる看護師等は施設などにとっても非常に貴重な存在である。看護師等の実務者研修受講について、科目免除を行うことで、介護人材の不足している介護現場にて働く看護師等の定着や増加につながる。〇当県においても同様の相談があり、受講免除にならない旨を回答した。〇平成30年度に、看護師等の資格をもっている方から、同様の問い合わせがあった。事務連絡において、450時間以上の教育内容の受講が必要とされているため、「免除対象としない」と回答している。



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>整備後の施設の利用者が応分の費用を負担することが原則である。</p> <p>水産業強化支援事業についても通常の修繕や機能維持等に必要な改築に要する経費について、施設の更新も想定し、整備後の施設の利用者から利用料等を徴収するなどしてその費用を負担すべきものであると考えている。</p> <p>水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2630号)に基づき、「改築」における施設の再生については、①著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれるものであり、②新築と比べて耐用年数当たりの整備費の節減が図られ、かつ、③当該施設の利用状況が適切であるものに限られる。</p> <p>これは、施設の立地条件等の要因により、著しく損耗し、法定耐用年数が経過していないにもかかわらず、施設の再生を行わざるを得ない特殊な事情を有する場合に限り、事業実施者の費用負担を軽減するためのものとされている。</p>	<p>本提案のサケふ化施設の整備者が、そもそも施設の利用者であり、利用料等の徴収は想定されておらず、また第三者の利用も想定されていない。以前から、整備者以外の海面漁業者からの協力金を維持修繕費用に充てる取り組みを進めているが、漁獲量の関係から十分な整備が実施できない状況である。</p> <p>当施設を運営するための主な収入源は、県が実施する放流魚の買上げ費(全体の3分の1程度)と余剰卵(ふ化事業に供しない余った卵(イクラ)等)の売却費であり、現状において、規模の大きいふ化場でなければ利益が出ない状態となっている。</p> <p>サケふ化事業に取り組む事業者の多くは小規模で経営基盤も脆弱であるため、設備の修繕や機能維持等に必要な改築に要する経費まで十分に回せる状況とはなっており、これに加えて、なお「新築」による対応は困難である。</p> <p>また、本県のサケふ化施設は昭和50年代に整備され、多くが築40年以上を経過しているが、躯体等の大部分は継続使用に耐えており、費用が掛かり増しする可能性の高い「新築」により対応することは財政的に不合理であると考えられる。</p> <p>サケふ化事業は公共事業的側面が強く、利益が出にくい構造となっている。ぜひ支援をお願いしたい。</p>	<p>【広島市】</p> <p>産地の魚価低落や燃油価格の高騰で漁業経営が悪化している中、生産経費に加えて施設整備費の一部を漁業者に負担させることは困難である。</p> <p>このため、老朽化した種苗生産施設の更新については、自治体や漁業者だけの財源では不可能であり、持続的な水産業を推進していくためには、国の支援が必要である。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>昨年12月に「保育所等における保育の質の確保・向上に関する実態調査について(協力依頼)」(平成30年12月19日付け事務連絡)により、都道府県等を対象として、指導監査の効率的かつ効果的な実施状況等に関して調査を実施したことを踏まえ、都道府県等に対し、「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」(令和元年5月30日付け事務連絡)により、当該調査結果及び都道府県等における指導監査の効率的・効果的な取組の実施例をお示し、効率的かつ効果的な指導監査の実施に努めていただくようお願いしたところであり、対応済み。</p> <p>引き続き、都道府県等が保育所等の指導監査の際に提出を求めている書類等を精査した上で、監査事項の具体化・明確化を図るなど、更なる指導監査の効率的かつ効果的な実施のための方策を検討していく。</p>	<p>1次回答にあるとおり、令和元年5月30日付け事務連絡の「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」により、指導監査における効果的・効率的な取組の実施例として、実施検査の際の重点項目を定め、前年の実施検査で指摘がなかった保育所は当該項目のみ実施するなどの実施例を示していただいたところである。</p> <p>しかしながら、保育料の無償化に伴い認可外保育施設の増加が見込まれることから、これまで以上に効率的な指導監査の実施が必要となる。</p> <p>については、事務負担の軽減に資する更なる指導監査の効率的かつ効果的な方策について、速やかに検討のうえ、提示をお願いしたい。</p>	<p>【松山市】</p> <p>2019年度中に結論を得るとしている事務の効率化の議論を進めていただき、委託の仕様書でも使えるレベルで画一的な方法で誰でも結果が同じになるような基準整理と判断基準の明確化を期待する。(企業主導型の監査の委託仕様書が検討されていると思われるため、同様に公開すれば良い)</p> <p>また、保育所と同じ社会福祉施設でもある幼保連携型認定こども園についても併せて検討いただきたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、「保育士及び看護師等の2名以上の体制で行うこと」を原則としている。</p> <p>「その他の地域」とは、離島・中山間地のほか、事業の安定的運営を行うため、病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認めた地域と明確化しており、この場合、例外的に、定員2名以下の医療機関併設型で病児保育事業を実施する場合のみ保育士・看護師等職員の配置基準を緩和できることとしている。</p> <p>提案団体の要望内容は、「その他の地域」にはあたらなため、原則どおりの対応とされたい。</p>	<p>特に意見なし</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>病児保育事業については、地方の事業実施に支障が生じないようにするとともに、自治体の事務量が過大とならないよう留意しながら、自由度の高い交付金とすること。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>看護師等有資格者の介護福祉士実務者研修における医療的ケアの履修については、当該有資格者の専門性と当該研修の科目内容の対応関係を整理した上で受講効率の向上の観点から、科目免除とする見直しを予定しているところ。</p> <p>具体的には、関係省庁等と調整を行い、年内を目途に関係通知改正及び新たなQ&amp;Aの発出を行う。</p>	<p>速やかに見直しを行い、介護福祉士実務者研修実施施設等の関係機関に対し、丁寧に周知していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>



管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
296	鳥取県、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会  【重点27】	自家用自動車による貨物の有償運送期間の中山間地域における規制緩和	現在、道路運送法第78条3項で認められている貨物の自家用有償運送は、都市部と地方では物流サービスの持続可能性が異なるにも関わらず全国一律の基準で繁忙期のみ認められているが、これを中山間地においては、地方公共団体が主宰する協議会等において、地域の物流サービスの確保のために必要である旨の協議が整った場合には年間を通して認めていただきたい。	現在、ドライバー不足により貨物の運送が困難になってきており、中山間地における配達は宅配事業者に負担となってきている。そのような中、本県では、道路運送法第78条2項による市町村運営の有償運送において貨客混載を行い、集落の拠点(公民館)まで配達し、拠点から各個人宅へは宅配事業者から委託を受けた当該地域の自治組織の複数の世話人が各々が所有する車両を利用して配達する貨物の共助運送の仕組みを検討中である。この場合、現行の道路運送法では、普通車の場合、貨物運行管理に係る国家資格や最低保有台数5台以上等の要件がある一般貨物自動車運送事業の許可が必要であり、現実的ではない。中山間地における宅配事業は年間通じて困難な状況にあり、自治組織は年間通じて自家用車による貨物有償運送を行う必要があるため、この規制緩和がなされなければ、仕組みが構築できない。このケース以外でも、近年、ネット通販の普及から宅急便の取り扱い個数は急伸しており、中山間地におけるサービス低下も懸念されることから年間通じての貨物輸送の自家用運送が必要である。	国土交通省	—	—
298	鳥取県	個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金において、都道府県以外の者が補助事業者となる場合の都道府県経由事務を廃止すること。	【現行制度】個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金における補助事業者(市町村)と国との間の交付申請、交付決定及び実績報告等の事務(以下「交付事務」という。)については、都道府県を経由して行うこととされている。また、社会保障・税番号制度システム整備費補助金における補助事業者(総務省所管補助金では都道府県及び市町村等、厚生労働省所管補助金では協会等)と国との間の交付事務についても、都道府県を経由して行うこととされている。(都道府県が補助事業者となる場合の交付事務は、都道府県と国とが直接行うこととされている。)  【支障事例】交付事務は、年度末・当初の極めてタイトなスケジュールの中行わなければならない、大きな事務負担が生じており、都道府県における業務効率化を阻害している。なお、個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金の交付事務に係るスケジュールについては、平成30年の地方からの提案等に関する対応方針において部分的に見直しが行われたものの、都道府県等の事務負担が十分に軽減されているとは言えない状況である。そもそもこれらの補助金は国の政策により交付されているものであり、短い交付事務スケジュールの中で敢えて都道府県を経由させる必要性が認められない。本来国が負うべき事務負担を都道府県に転嫁しているのにほかならないと考える。	総務省、厚生労働省	宮城県、鹿沼市、川崎市、高山市、浜松市、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、岩国市、宮崎県	○都道府県にとっても、国の代わりに市町村へ支出負担行為を行うなど、本来必要のない事務を行うことは、多大な負担となっている。 ○社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、市町村が交付申請を行う際に都道府県が取りまとめ及び審査を行うこととされており、短いスケジュールの中で高い業務負担がかかっている。	
300	鳥取県、日本創生のための将来世代応援知事同盟  【重点2】	里帰り出産時等における一時預かり事業の対応の明確化について	一時預かり事業の利用対象児童について、里帰り出産時等など、居住地の保育所に入所・在籍している乳幼児を居住地外の保育所等でも受け入れ可能かどうか明確にするとともに、受け入れた場合の補助金の全国統一単価の創設や施設型給付の取り扱いの明確化を求める。	里帰り出産等で里帰り先に帰った保護者は、自治体による児童福祉法の解釈によって、居住地の保育所等を退所(園)しなければ、一時預かり事業を利用することができない場合がある。仮に退所した場合、里帰り出産後に居住地の保育所等に再度入所できるとは限らず、利用者は退所(園)に踏み切ることができない。また、自治体の判断によって、居住地の保育所等を退所(園)せずとも一時預かり事業の対象とすることができるものの、一時預かり事業に係る広域利用の場合の補助金や入退所に伴う施設型給付の取り扱いについては不明瞭である。	内閣府、厚生労働省	旭川市、荒川区、川崎市、南あわじ市、米子市、山陽小野田市	○当市でも、里帰り出産をする際の一時預かり事業に対する扱いが利用者の居住地と異なるために、案内や調整に苦慮するケースがあるため、明確化を求める。 ○当該事項については取扱いが不明瞭で自治体によって対応が異なるため、対応の明確化が必要である。 ○当団体においても同様の実態があり、保護者の不利益になることが生じる場合もある。制度の明確化が必要と考える。 ○当市においては、在籍児童でない場合だけ、里帰り出産での一時預かりを受け入れしている。(同一児童に二重給付と考えるため)提案自治体の制度の効果に賛同できると考えるため、明確化されることを要望する。



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業については、貨物自動車運送事業法において、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から、必要な許可や当該許可に係る要件等について定めているところ。ご提案の実情等は十分に把握する必要があると考えているところ、例えば、貨物軽自動車運送事業については、所定の届出を行うことにより軽自動車1台から事業を開始することが可能である。</p>	<p>現在、当県で取り組んでいる地域自治組織と連携した貨客混載の仕組みづくりは、物流業界の特に中山間地における輸送力の確保(ドライバー不足が顕著、人口密度が低く配送非効率等)やトラックドライバーの働き方改革及び生活交通の維持確保に対応するためのものであり、本提案は元々、地域自治組織内の輸送をより簡便な方法で実施できるようにすることが必要という考え方から宅配事業者から貨物の自家用有償運送の範囲拡大の提案を受けたもの。同時に、本提案は、貨客混載で自治組織に収益事業を生み出すことにより持続可能な地域を目指していくものである。そのため、いかに効率的に地域ぐるみで貨物輸送に取り組みやし環境を整えるかが重要となっている。具体的には、地域内の安定した配送体制構築のために、可能な限り多くの地域住民を配達員として組織しておくことが望ましく、複数の世話人が各々の所有する自家用自動車を利用して配達可能にすることが必要であり、そのためには、普通車、軽自動車を問わず貨物輸送で年間を通じて利用可能なことが条件となる。なお、上記のような持続可能な地域を目指していく活動は、国の進める小さな拠点づくりに資する取り組み(地域の収入の確保のためのコミュニティビジネスの実施)であり、鳥取県では先行的に大山町をモデル地区として取り組みを行い、他市町村へ地域の実情に応じた形で横展開を図っていく予定。輸送の安全の確保に関しては、現行制度でも繁忙期については認められている貨物の自家用有償運送の仕組みの下で、運送需要者であるトラック事業者のサポートによって安全の確保が可能である。なお、普通車で貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業では、以下の要件が必要であり、自治組織では実施が困難である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家資格の自動車運送事業の貨物の運行管理者資格保有者が必要</li> <li>・最低車両台数5台以上</li> <li>・所要資金の確認 等</li> </ul> <p>また、軽自動車で貨物運送を行う軽貨物事業者運送事業では、軽車両以外の車両が使用できず、自治組織内の自動車保有状況に応じて事業が実施できないおそれがある。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 地域住民の生活基盤を維持するためには、地域の実情に応じた公共交通体系について、地域において自ら考え実行できる仕組みづくりが必要である。このため、地域公共交通会議で合意が得られた場合は自家用貨物有償運送を認めるなど、地域の協議に基づき多様な地域交通を円滑に導入できるよう制度を整えるべきである。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>【総務省】 個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)に基づき、これらの補助金の円滑な執行の確保を図るため、都道府県に市町村(特別区を含む。以下同じ。)における算定等の取りまとめを実施していただいているところであり、今後も補助金を適切に交付するため、引き続き御協力をお願いしたい。 なお、補助金に関する照会のスケジュールの見直し及び事前周知については、昨年度実施したところであるが、都道府県及び市町村における負担軽減について引き続き検討してまいりたい。</p> <p>【厚生労働省】 国民健康保険組合(以下、「国保組合」という)は、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受け設立されている。国保組合の予算・決算については都道府県への届出を求められていることから、社会保障・税番号制度システム整備費補助金に係る申請等の手続きについても、都道府県における審査が必要であると考えられるため、引き続き、都道府県を経由した申請としたい。 なお、当該補助金は要件に合致した国保組合を所管する都道府県への交付を予定しているが、提案団体へは要件に合致する国保組合はないため事務は生じないものと考えている。</p>	<p>総務省の回答中「これらの補助金の円滑な執行」について、本補助金を適切に実施し、かつ速やかに交付を行うという意味であれば、第三者である都道府県に受付・審査・交付決定させるより、本補助金を所管する総務省が直接交付申請を受け内容を審査し交付決定を行うことが最も適切な補助の実施となることは間違いのないし、都道府県を経由しなくなればより速やかに補助金の交付を行うことができるのではないのでしょうか。本提案は、本補助金について都道府県を経由せず総務省が直接実施することを求めるものであり、総務省が直接実施できない理由をお示しいただきたいと存じます。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>一時預かり事業については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく、地域子ども・子育て支援事業として、市町村が地域の実情を踏まえて実施しており、当該市町村の子どもが対象となることが原則。 一方、事業実施に係る要件等は、「一時預かり事業の実施について(平成27年7月17日)」(以下、「実施要綱」という。)において全国統一的に定められているが、実施要綱上の対象児童は、「主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児」としており、ご指摘の里帰り出産の場合でも、地域の実情に応じて対象とすることは可能である。 なお、里帰り出産のために保育園を退園した後、当初利用していた園に戻れるかについては、他の利用者の申し込みの状況や園の定員等により左右されることとなるが、市町村の判断で、当初利用していた園に優先的に利用調整していただくことは可能な取扱いとなっている。</p>	<p>地域の実情に応じて対象とすることは可能という回答ではあるものの、自治体間で取扱いに差があることは保護者にとって不平等であり、また自治体においては案内や調整等で苦慮するケースがあることから、明確化を求めているものである。 加えて、待機児童が平成30年10月1日時点で全国約47,000人いる中、里帰り出産により一度退園した場合は入所保留の児童が入園することとなり、退園した園へ戻れる保証があるとは言えないため、再度御検討・回答をいただきたい。 併せて、受け入れた場合の補助金の全国統一単価の創設や施設型給付の取扱いの明確化を求めていることについても、回答をいただきたい。</p>	<p>【米子市】 引き続き、在籍児童が一時預かりを利用した際の「入退所に伴う施設型給付費及び補助金の取り扱い」について、全国統一の制度の明確化を求める。 地域の実情に応じ市町村判断で預かりや退所、優先利用調整による再入所を行う現状のままでは公費の二重投入が起こりうる。これを防ぐためには現制度下では「在籍児童は里帰り先の預かりは不可」と画一的に取り扱うしかなく、保護者の不利益となる。 一次回答では「当初の園に戻る際の優先的な利用調整は可能」とされたことで、前述の場合も児童がいったん退所することで公費の二重投入及び保護者の不利益を回避できるともとれるが、在籍施設は児童の退所と同時に給付を受けられなくなり、対象児童が再入所するまで収入減となる。現状の給付制度のままでは収入減を防ぐためには新たに児童を入所させるしかなく、対象児童の再入所は職員体制等から確約できない場合がある。施設が不利益を被ることになるため、対応が必要。</p>	<p>【全国知事会】 一時預かり事業については、地方の事業実施に支障が生じないようにするとともに、自治体の事務量が過大とならないよう留意しながら、自由度の高い交付金とすること。 なお、所管省の回答で里帰り出産の場合でも一時預かり事業が利用可能であるとなっているが、各自自治体に対して十分な周知を行うことが必要である。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。</p>







各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>平成30年末に外国人材の受入れ・共生に関する関係関係会議で取りまとめられた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、医療機関が必要と判断する場合には、健康保険証とともに本人確認書類の提示を求めることができる旨の通知を発出することを検討している。</p> <p>なお、本年、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の導入等を内容とする健康保険法等改正を行った。令和3年3月から、オンライン資格確認を開始し、令和4年度中には概ね全ての医療機関でマイナンバーカードの健康保険証利用が可能となることを目指している。</p> <p>「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(抄)  「他人の被保険者証を流用するいわゆる「なりすまし」に対しては、医療機関が必要と判断する場合には、被保険者証とともに本人確認書類の提示を求めることができるよう、必要な対応を行う。その際、本人確認書類が提示されないことのみをもって保険給付を否定する取扱いとはしないこととする。」</p>	<p>可及的速やかに実施を願います。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】  提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>